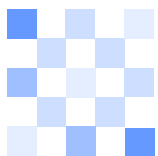


「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ 与える影響に関する調査研究」

— 調査研究報告書（概要版） —

平成25年3月29日



「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ 与える影響に関する調査研究」

－ 本調査研究に係る最終報告書 －

平成25年3月29日

趣旨

社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究(以下「本調査研究」という。)は、地方公共団体、とりわけ社会保障分野を中心に、既存情報システムの改修及び情報提供ネットワークシステムへの円滑な接続に資する基礎資料の収集を目的として、既存情報システムの現状を調査し、影響範囲を整理した上で、その結果を踏まえて技術的事項等を取り纏めるものである。

なお、現時点において「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法案」という。）及び関連法案は成立しておらず、また、今後の法案審議や後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によって前提及び構築の方針等に変更が生じる可能性があることから本書の活用等に際しては留意する必要がある。

本書の構成

第1章 実施結果等概要

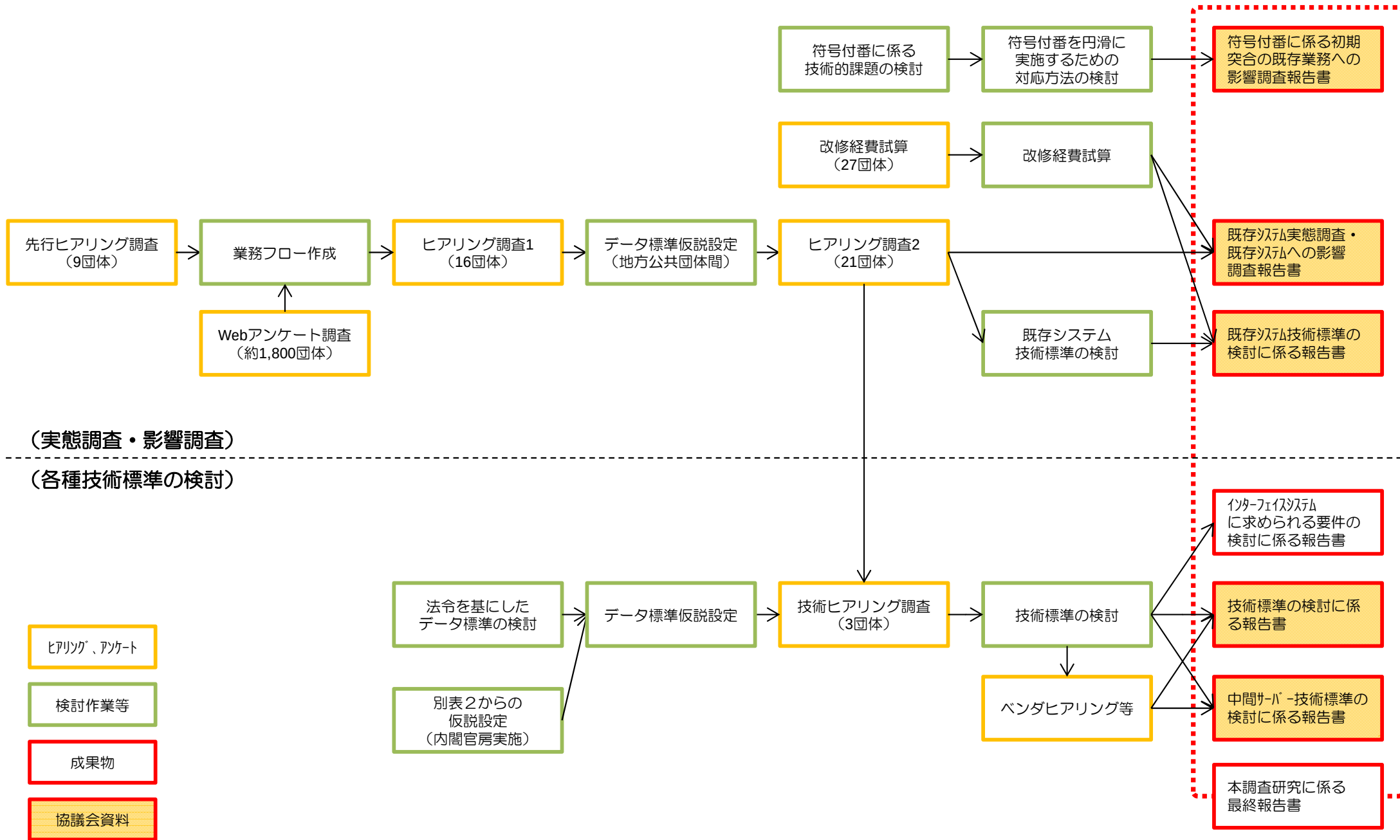
- 1 全体概要
- 2 Webアンケート
- 3 実地ヒアリング調査
- 4 各種技術標準等の検討

第2章 成果物

- 1 成果物一覧
- 2 各成果物の位置付け

第1章 実施結果等概要

1 全体概要



※協議会資料は
いずれも概要版

第1章 実施結果等概要

2 Webアンケート

全国の47都道府県と1,742市町村（特別区含む。）を対象に、Webアンケート・システムによりアンケートを実施。アンケートは①地方公共団体の属性、②システム基盤、③システム経費、④業務システム、⑤宛名管理と住登外管理に分類し、計117項目を設定。

実施時期：平成24年9月3日（月）～平成24年9月21日（金）

実施結果

総数	総数	提出数	提出率
全国	1,789	1,501	83.90%
都道府県	47	43	91.49%
市町村	1,742	1,458	83.70%

第1章 実施結果等概要

3 実地ヒアリング調査

フェーズ	実施期間	実施目的及び実施内容	実施対象
先行ヒアリング調査 (9団体)	2012/9/7～ 2012/9/18	主な検討対象の業務・システムにおける個人特定と情報連携の現況調査	以下の事項を対象に、アンケート調査では捕捉されない定性的な質問項目、実地調査を通じて本調査研究を掘り下げる質問項目の把握を目的とした質問項目を中心に実施した。 (1) 住基システム (2) 地方税システム（課税管理、宛名管理、収滞納管理） (3) 社会保障システム（国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、保育所保育料、生活保護、介護保険、予防接種管理） なお、中間サーバーについても総務省のガイドライン案を踏まえたヒアリング調査を併せて実施。
ヒアリング調査1 (16団体)	2012/10/26～ 2012/11/9	- アンケート調査の実地調査 「中間報告書（案）」の「中間まとめ案（社会保障分野）」の妥当性検証 - 後続ヒアリング調査の設計のための事前確認（ヒアリング調査1）	以下の事項を対象に、アンケート調査では捕捉されない現行の個人特定作業を中心とした具体的な業務の流れ等について確認した。また、情報連携について具体的に検討するため、現行の申請処理等における添付書類や具体的なデータ項目等について確認した。 (1) 住基システム ・アンケート調査の実地調査（特に、ネットワーク、セキュリティ面の確認等） (2) 地方税システム ・宛名管理・住登外管理の検討の深掘り（システム構成、データ管理等） (3) 社会保障システム ・「中間報告書（案）」の「中間まとめ案（社会保障分野）」（本調査研究の中間成果物）の妥当性検証 ・番号法案別表2照会に必要なデータ項目の精査（照会側・利用側が必要なデータ項目） ・番号法案別表2照会で見込まれる利用（照会件数、頻度、季節性や集中の有無、緊要度、時間外対応等の要否）など (4) 中間サーバー ・中間サーバーに実装すべき共通機能、地方公共団体独自機能のニーズ及び課題の把握 ・団体規模を踏まえたニーズの把握（中間サーバー端末、既存システムでのデータ保有・管理等に係るニーズ及び課題）など
ヒアリング調査2 (20団体)	2012/12/3～ 2012/12/26	事前確認内容の有効性確認（ヒアリング調査2）	
技術ヒアリング調査 (3団体)	2013/1/17～ 2013/1/21	- 法令及びヒアリングの調査結果を反映したデータ標準成果物の確認 - 番号法案別表第2に基づく事務に関する非機能要件（件数やサービスの即時性など）の確認 - 中間サーバー機能要件の確認	(1) データ標準 ・番号法案別表第2に基づく66の特定個人情報（地方公共団体が関与するもののみ）と116の事務から細分化された284の事務に関するデータ項目の確認 ・データ標準を定義する際のファイル様式の確認 (2) 非機能要件 ・番号法案別表第2に基づく事務における照会・提供件数及びサービス即時性の確認 ・番号法案別表第2に基づく事務における過去分データが必要な事務とその期間 (3) 中間サーバー ・中間サーバー機能要件の確認
改修経費試算	2012/11月末～ 2013/2月末の間 を中心に随時実施	現行ベンダーへの改修に要するコスト等調査に係る影響レポート作成	- 全国の都道府県及び市町村において、自団体と類似する団体の改修経費試算結果等を参照することで、自団体の番号制度対応を検討する一助とする（実施団体は非公表）。 - ヒアリング対象の団体中、27団体の協力を得て実施した。

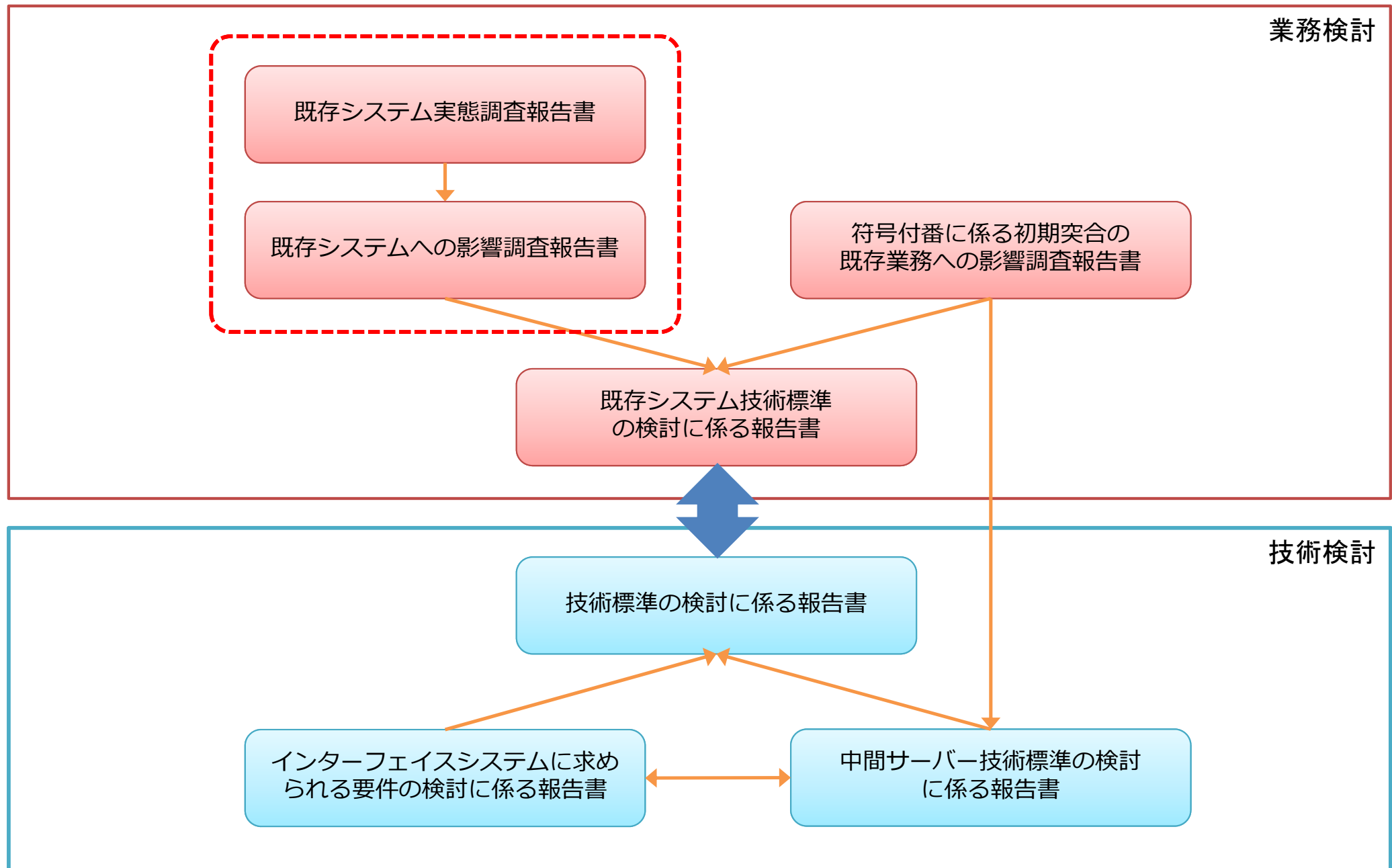
第2章 成果物

1 成果物一覧

No	報告書名	記載概要
1	本調査研究に係る最終報告書	本調査研究に係る最終報告書として、各報告書の概要について取りまとめたもの。
2	既存システム実態調査・既存システムへの影響調査報告書	各地方公共団体が保有する既存システムに関し、類型化ごとに現状分析結果を取りまとめたもの。 また、地方公共団体における番号制度導入に伴う社会保障分野の既存システムの改修内容、業務フローの変更点について、現時点で判明している範囲で取りまとめたもの。
3	符号付番に係る初期突合の既存業務への影響調査報告書	地方公共団体が符号付番を実施する際の技術的課題の分析結果及び符号付番作業を円滑に実施するための対応方法の検討結果を取りまとめたもの。
4	既存システム技術標準の検討に係る報告書	既存システムにおいて、中間サーバーへ情報を引き渡すために実装すべき機能について、構築又は改修等に係る技術標準の検討結果を取りまとめたもの。
5	中間サーバー技術標準の検討に係る報告書	既存システムの差異を吸収するための仕組みとして中間サーバーが実装すべき機能について、構築又は改修等に係る技術標準の検討結果を取りまとめたもの。
6	技術標準の検討に係る報告書	情報提供ネットワークシステムを通じて行われる処理において遵守すべき技術標準の検討結果を取りまとめたもの。他の各成果物は本検討内容を踏まえることを前提とする。そのため、情報提供ネットワークシステムへ接続する全ての機関が参照すべきもの。
7	インターフェイスシステムに求められる要件の検討に係る報告書	インターフェイスシステムに実装する機能において、中間サーバーと円滑に連携するために必要となる具体的技術及び実現方法の検討結果を取りまとめたもの。

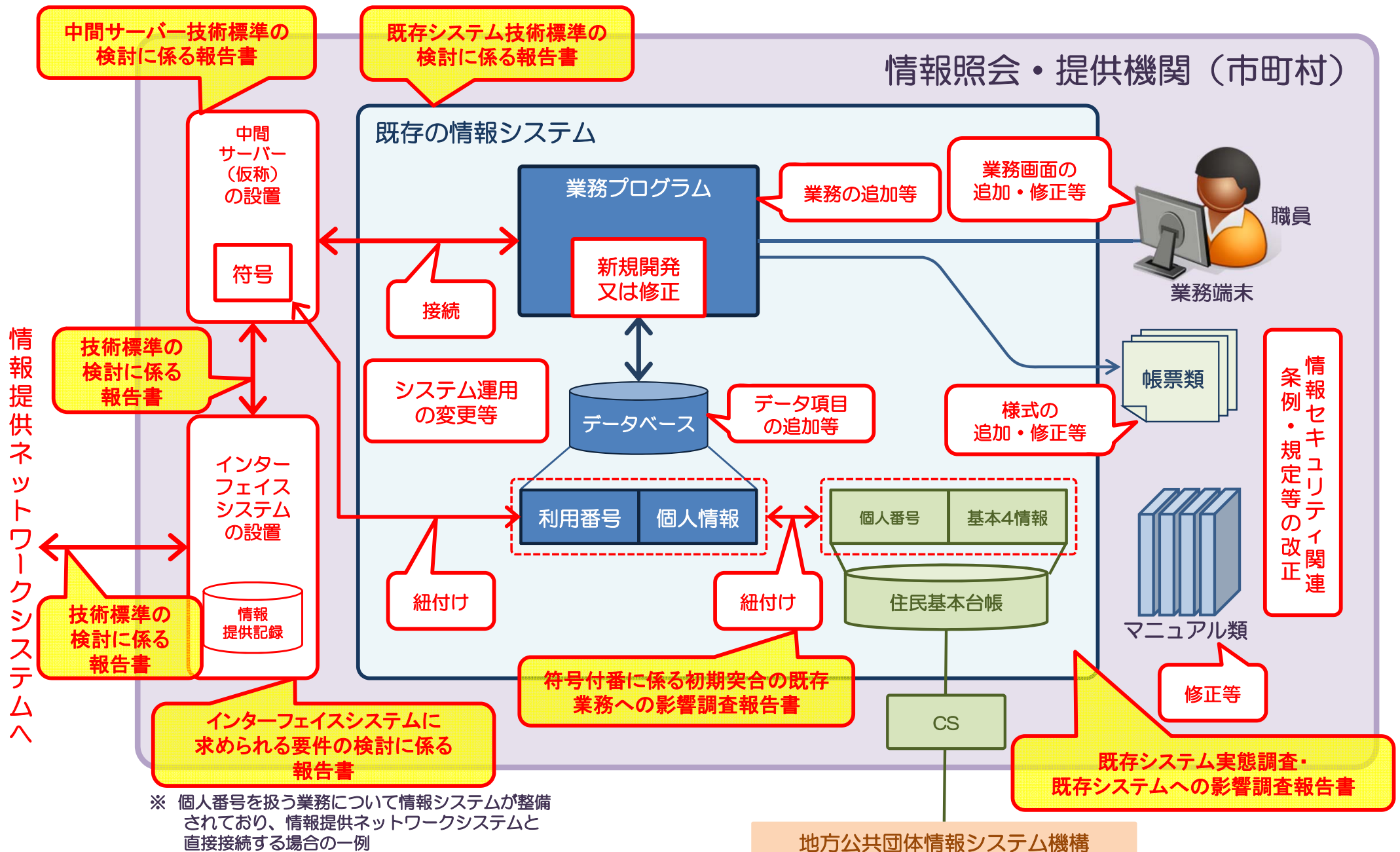
第2章 成果物

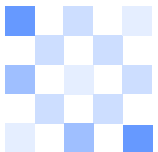
2 各成果物の位置付け(1/2)



第2章 成果物

2 各成果物の位置付け(2/2)





「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ 与える影響に関する調査研究」

－既存システム実態調査・既存システムへの影響調査報告書（概要版）－

平成25年3月29日

趣旨・位置づけ

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」（以下、「本調査研究」という。）では、地方公共団体の既存システムに対する実態調査及び影響調査等（以下、「本報告」という。）として、社会保障や税に係る業務・システムの現況について確認する。また番号制度が各地方公共団体の業務・システムに与える影響について調査し、必要となるシステム改修の内容について、社会保障分野を中心にとりまとめるものである。

目次

1 本報告の趣旨

- (1) 概要
- (2) 制約事項

調査研究の趣旨及び報告書作成時の番号法案の状況について整理

2 アンケート調査結果

- (1) 検討の観点
- (2) クロス集計結果等
- (3) 社会保障システムのタイプの確認

市町村、都道府県のアンケート調査の結果を踏まえ、システム改修費用や職員作業負担に影響を与える要因を整理し、番号制度導入に伴う地方公共団体のシステム改修に係る類型を提示

3 ヒアリング調査結果

- (1) ヒアリング調査の目的・概要
- (2) ヒアリング調査結果のご紹介（市町村）
- (3) ヒアリング調査結果のご紹介（都道府県）

市町村、都道府県のヒアリング調査結果を紹介

4 中間まとめ案（社会保障分野）

システムモデルを設定した上で、番号制度導入で必要となる社会保障分野システムの改修内容について、現時点で判明している範囲で、業務における個別のユースケースごとにガイドラインの案としてとりまとめ

※本調査研究における市町村には特別区を含む。

第1章 本報告の趣旨

(1) 概要

- 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴い、地方公共団体の既存システムに対する実態調査等及び、地方公共団体が情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を行うに当たり、既存システムに与える影響を調査し、改修に要する経費の検討に資する調査報告書を作成するものである。
- この調査・検討は、各地方公共団体に対してアンケート調査、ヒアリング調査を実施するなど、現況の分析を含むものである。
- 本調査研究の実施にあたっては、調査研究を効率良く行うために、地方公共団体の現況から、番号制度導入に係る仮説・課題設定をあらかじめ行い、アンケート調査、ヒアリング調査で検証を行う対象を定めた上で、アンケート調査、ヒアリング調査に入ることとした。（「仮説検証」型アプローチ）

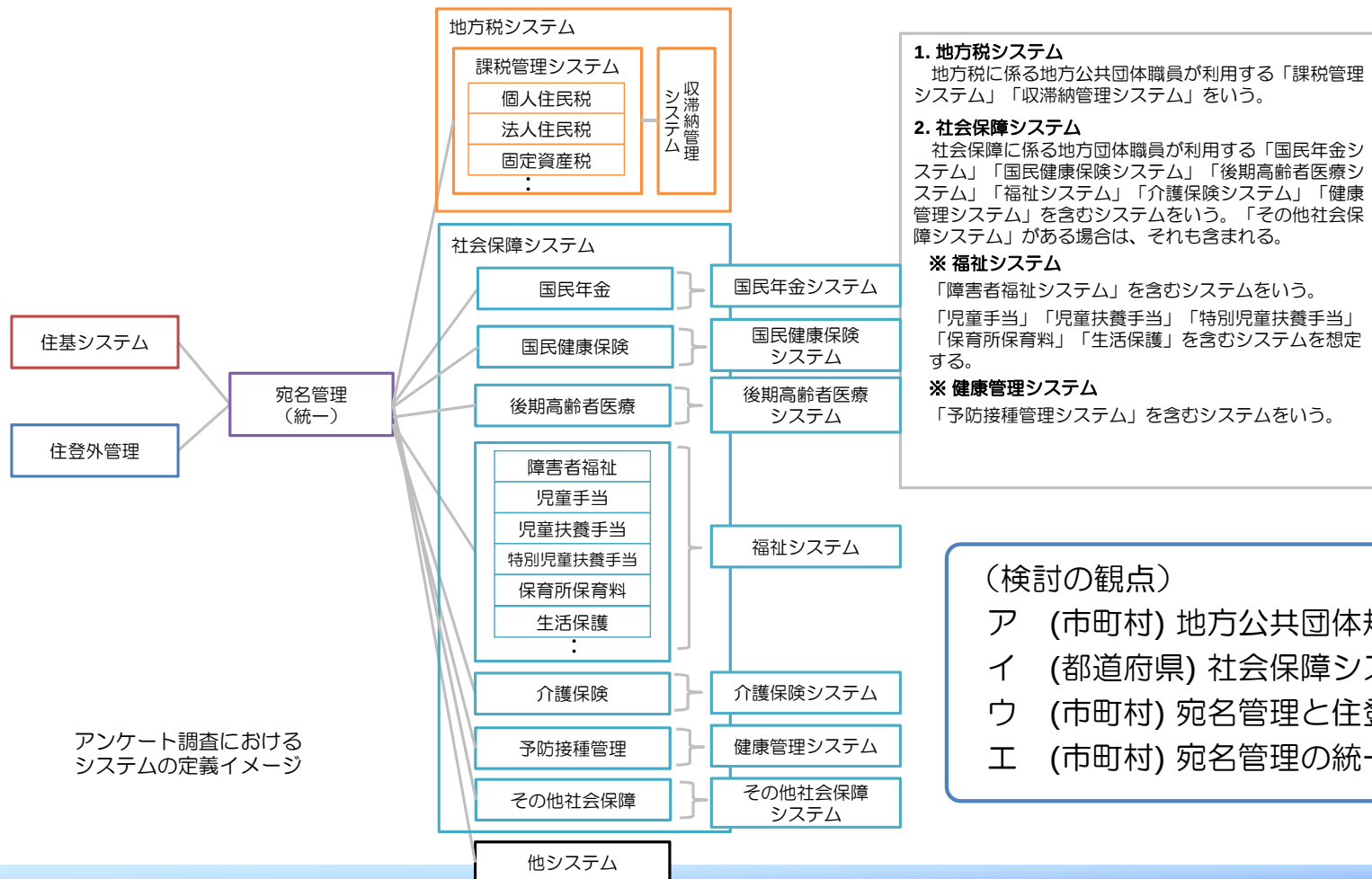
(2) 制約事項

- 番号法案及び関連法案は現時点で未成立であり、今後の法制化、法案審議や後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、記載内容に変更が生じる可能性や、別途のシステム改修等の検討が必要となる可能性がある。

第2章 アンケート調査結果（1/3）

第2章 アンケート調査結果

- ▶ 地方公共団体のシステムとその周辺システムの実態として、宛名管理システム（統一）を中心として、地方税システム、住基システム、社会保障の各システムがあると考えられる。
- ▶ 地方公共団体の番号制度導入対応では、既存システムに対する改修を局所化しつつ、個人番号の追加・管理をどのように行うかが検討課題となると想定し、アンケート調査にあたっては、これら住基システム、地方税システム、特に社会保障システム（国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、福祉システム、介護保険システム、健康管理システム、健康管理システム）の個人特定とその情報連携に注目した。



市町村

ア（市町村）地方公共団体規模と社会保障システムの現況

（検討観点の概要）

- 社会保障システムにおいて地方公共団体規模が大きいほど、汎用機の利用や独自開発の割合が高いことから、改修経費が高くなるという課題があること等を想定。

（システム形態）

- 全体的にオープン系サーバの割合が高く、地方公共団体規模が大きくなるにつれて汎用機の割合が高くなっている。（特に、50万人超の規模の市町村）
- 導入年を見ると、1995年前後を境に、システム更改でオープン系サーバへの切り替えが進行したと推察される。また、後期高齢者医療システム及び介護保険システムについては、制度が比較的新しいこともあり、オープン系サーバが普及している。
- 全体的に、地方公共団体規模が大きくなるにつれて独自開発又はカスタマイズの割合が高くなる傾向を示している。特に、制度導入から比較的時間が経過している国民年金システムと国民健康保険システムにおいて、50万人超の規模の地方公共団体では、約50%が独自開発であった。
- 健康管理システムについては、未導入の団体も全体の一割程度存在した。
- 導入方式は、全体的にオープン系サーバではノンカスタマイズの割合が40%超に上っている。
- 一方、汎用機系では、制度導入が比較的新しい後期高齢者医療システム、介護保険システムを除いて、独自開発が約40～45%と、高い傾向を示した。

（システム経費※1）

- 社会保障システムのシステム経費と地方公共団体規模の関係は、住民数（地方公共団体規模）と一定の相関がみられる。
- システム合計経費※2に占める社会保障システム経費の割合については、全体的に、住基システムの割合は約2割、地方税システムの割合は約4割、社会保障システムの割合は約4割の傾向にある。50万人超の規模の市町村においては、社会保障システムが占める割合が約6割とやや高い傾向を示している。これは、社会保障分野において、政令指定市等における業務・システムの範囲が広くなること等によると推察される。

都道府県

イ（都道府県）社会保障システムの現況

（検討観点の概要）

- 社会保障システムにおいて地方公共団体規模が大きいほど、汎用機の利用や独自開発の割合が高いことから、改修経費が高くなるという課題があること等を想定。

（システム形態）

- 福祉システムのハードウェアは、オープン系サーバの都道府県の割合が約8割となっており、オープン化が進んでいることが推察される。
- 福祉システムの導入方式では、独自開発の都道府県が約3割、カスタマイズが約5割で、ノンカスタマイズが1.5割であった。
- 汎用機系では全ての団体で独自開発・カスタマイズとなっている。オープン系サーバでも独自開発とカスタマイズの割合が高く、約8割であった。

（システム経費）

- 福祉システムのシステム費用は、住民数（地方公共団体規模）と一定の相関がみられるが、決定係数が低く、住民数だけでは説明し難い。都道府県は多様な独自開発の福祉システムであることや、現状の福祉システムに含まれる業務・システムの範囲が異なることなどによると推察される。

※1 システム経費＝導入経費÷5（年間）＋運用・保守経費

※2 住基システム、地方税システム、社会保障システムのシステム経費の合計。

第2章 アンケート調査結果（3/3）

ウ（市町村）宛名管理と住登外管理の統一性

（検討観点の概要）

- 番号制度導入で地方公共団体は既存システムに個人番号を追加・管理することとなるが、特に市町村においては、地方公共団体の規模により、既存システムにおける宛名管理や住登外管理の統一性、システム改修が必要となる範囲・規模が異なることを想定。

（宛名管理の統一性）

- 50万人以下の規模の市町村において、宛名管理が統一されていると回答した団体割合が約6割となった一方、50万人超規模の市町村においては約2割であった。地方公共団体規模が大きくなるにつれて、宛名管理の統一性は低くなっている。
- 宛名管理の統一性と同一基盤上で稼働しているシステム数については、宛名管理の統一性が高いほど同一基盤上で稼働しているシステムが多くなっている。
- 統合認証基盤を導入している団体で、同一の認証であるシステム（機能群）については、宛名管理の統一性が高いほど同一の認証であるシステムも多くなる傾向を示した。

（住登外管理の統一性）

- 50万人以下の規模の市町村において、住登外管理が統一されていると回答した団体割合が6割を超える一方、50万人超規模の市町村においては約3割であった。地方公共団体規模が大きくなるにつれて、住登外管理の統一性は低くなっている。
- 全体としては約4.5割の地方公共団体が住登外管理システムのデータベースにおいてデータの重複が発生した場合の扱いとして、その解消を行っておらず、地方公共団体規模では大きな相違となっていない。
- 全体としては約5割の市町村が重複した住登外管理データのデータ・クレンジングを行うとしている。これは、地方公共団体規模で大きな相違となっていない。

エ（市町村）宛名管理の統一性とシステム合計経費

宛名管理の統一性のパターンごとの市町村のシステム合計経費の試算は、下図の通りである。※

宛名管理の統一性における市町村のシステム合計経費は、住民数（地方公共団体規模）と一定の相関がみられるとともに、宛名管理の統一性が高いほど、システム経費が抑えられる傾向にあった。

宛名管理の統一性のパターンごとのシステム合計経費の試算

住民数(千人)		1万人	3万人	10万人	30万人	50万人	50万人超
ln(住民数)		2.3025851	3.4011974	4.6051702	5.7037825	6.2146081	6.6200732
システム経費 (千円)	パターン1	36,348	72,161	152,998	303,744	417,817	538,150
	パターン2	48,209	87,441	167,921	304,576	401,730	500,463
	パターン3	38,986	81,939	184,932	388,683	549,021	722,179
	パターン4						
	パターン5	45,161	83,272	162,825	300,234	399,044	500,146
	パターン6	32,880	80,317	213,736	522,093	790,856	1,099,637

宛名管理の統一のパターン

- 1.宛名管理(統一)
- 2.宛名管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)
- 3.宛名管理(統一あり、地方税のみ統一)
- 4.宛名管理(統一あり、福祉のみ統一)
- 5.宛名管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)
- 6.宛名管理(統一なし、個別)

※ 本調査研究では、宛名管理の統一が高いと考えられるパターン1、2と、地方税に関して宛名管理の統一がなされているパターン3、5、宛名管理の統一がないパターン6の3つにわけた。
なおパターン4は、アンケート調査の結果、標本数が少なく、試算対象から外している。

ヒアリング調査（第3章）と、番号制度導入後の業務フロー（第4章）の関連

実態

第3章 地方公共団体のシステムの現況

<概要>

- 番号制度の情報連携で対象となるデータ項目を具体的に洗い出すことを主な目的として、地方公共団体の現行業務について、ヒアリング調査を実施した。

<ヒアリング観点>

- ① 現行の申請処理等における添付書類と、業務上確認が必要な情報等の確認
- ② 他機関への資料等の照会の有無
- ③ 現行の制度（法令、告示、通知等）の確認

影響

第4章 番号制度導入による社会保障システムに係る業務・システムへの影響

<概要>

- 第3章で調査対象とした業務について、番号制度導入が社会保障分野の業務フローに与える影響について取りまとめ、必要となるシステム改修内容について提示した。

- ※ 番号制度の情報連携で対象となるデータ項目は、実態・影響調査の検討結果を踏まえて、技術標準検討結果報告書のデータレイアウトで具体的に記載

表 検討対象の業務・システム

業務システム	個別業務システム
住基システム	-
地方税システム	課税管理システム、収滞納管理システム
社会保障システム	国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、障害者福祉システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、特別児童扶養手当システム、保育所保育料システム、生活保護システム、介護保険システム、予防接種管理システム、養育里親名簿管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システム、母子家庭自立支援システム、母子家庭等日常生活支援システム、老人福祉システム、原子爆弾被爆者援護システム、感染症患者等医療費システム
※養育里親名簿管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システム、母子家庭自立支援システム、母子家庭等日常生活支援システム、老人福祉システム、原子爆弾被爆者援護システム、感染症患者等医療費システムについては先行ヒアリングを行っていないこともあり、報告書上、その概要のみ記載している。	
※住基システムについては、地方公共団体が情報照会者となるユースケースがないことから、3、4章において記載を行っていない。	

ヒアリング調査（第3章）と、番号制度導入後の業務フロー（第4章）の関連（表）

- 現行の申請・届出の添付資料や他機関への照会が、番号制度導入後の業務においてどのように変更されるか、主な業務5件を例示する（詳細は本編参照）。

業務の例	情報連携観点	現行業務（ヒアリング結果）（第3章）	番号制度導入後業務（第4章）
国民健康保険における資格取得（市町村間異動）	①現行の申請処理等における添付書類と、業務上確認が必要な情報等の確認	➤ 所得状況を確認するよう求められる業務において、申請者が1月2日以降の転入者であった場合、所得状況を確認する際に所得証明書、課税（非課税）証明書等といった添付資料を申請書とともに提示する。	➤ 所得証明書等の添付書類の提出に代えて、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携にて、『地方税関係情報』として所得情報を照会する。
	②他機関への資料等の照会の有無	➤ 市の所定様式で個別に、又は税務課が一括して、他団体への所得照会を行っている。 ➤ バッチ処理で転入者の一覧を出力し、一覧を基に転出元市町村へ照会を行っている団体もある。	➤ 他の機関への情報照会が必要な場合、特定個人情報について、情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行う。
	③現行の制度（法令、告示、通知等）の確認	➤ 国民健康保険法施行規則第2条第1項第4号の場合には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者に係る特定同一世帯所属者証明書を提示する。	➤ データレイアウト※『医療保険給付関係情報』で項目「国民健康保険資格情報」（「保険者番号」、「保険者名称」、「被保険者証記号番号」、「有効期限」、「受給資格取得年月日」、「受給資格喪失年月日」、「自己負担限度額」（「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」）、「年度」、「滞納額」、「年度滞納額合計」、「旧被扶養該当異動日」、「旧被扶養非該当異動日」、「特定同一世帯該当異動日」、「特定同一世帯非該当異動日」、「対象年」、「入院日数合計」、「入院保険医療機関名称」）、「後期高齢者医療保険資格情報」（「受給資格取得年月日」、「受給資格喪失年月日」、「被用者保険種別」、「保険者番号」、「保険者名称」、「被保険者証記号番号」、「有効期限」、「受給資格取得年月日」、「受給資格喪失年月日」）等を対象とする。 ※「技術標準の検討に係る報告書 最終報告書」参照。

第3章、第4章 実態・影響調査について（3/4）

業務の例	情報連携観点	現行業務（ヒアリング結果）（第3章）	番号制度導入後業務（第4章）
障害福祉サービスの申請	①現行の申請処理等における添付書類と、業務上確認が必要な情報等の確認	➤ 所得状況を確認するよう求められる業務において、申請者が1月2日以降の転入者であった場合、所得状況を確認する際に所得証明書、課税（非課税）証明書等といった添付資料を申請書とともに提示する。	➤ 所得証明書等の添付書類の提出に代えて、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携にて、『地方税関係情報』として所得情報を照会する。
	②他機関への資料等の照会の有無	➤ 障害者手帳の内容（交付日、有効期限等）や障害者自立支援関係の受給状況等の情報照会を行う。	➤ 他の機関への情報照会が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行う。
	③現行の制度（法令、告示、通知等）の確認	➤ 障害者自立支援法施行令第17条に基づき、障害福祉サービスの支給において、申請者の市町村民税が非課税の場合に、生活保護の受給状況が確認される。	➤ データレイアウト※『生活保護関係情報』で項目「支給開始年月日」、「支給終了年月日」を対象とする。 ※「技術標準の検討に係る報告書 最終報告書」参照。
児童手当の認定請求	①現行の申請処理等における添付書類と、業務上確認が必要な情報等の確認	➤ 所得状況を確認するよう求められる業務において、申請者が1月2日以降の転入であった場合、所得状況を確認する際に所得証明書、課税（非課税）証明書等といった添付資料を申請書とともに提示する。	➤ 所得証明書等の添付書類の提出に代えて、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携にて、『地方税関係情報』として所得情報を照会する。
	②他機関への資料等の照会の有無	➤ 本人提出が難しい、あるいは団体の案内が不十分などのやむを得ない理由で添付されなかった場合に、公用請求として照会を行う。	➤ 他の機関への情報照会が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行う。
	③現行の制度（法令、告示、通知等）の確認	➤ 児童手当法施行規則第1条の4第2項第10号に基づき、申請者が被用者であるか否かを確認する必要があるが、この運用については、「被用者確認のための添付書類の取扱いについて」（平成24年3月31日 雇児育発0331第5号）により、健康保険被保険者証もしくは事業主による被用者年金への加入証明にて確認する。	➤ データレイアウト※『年金給付関係情報』で項目「年金種別」、「資格取得年月日」、「資格喪失終了年月日」を対象とする。 ※「技術標準の検討に係る報告書 最終報告書」参照。

第3章、第4章 実態・影響調査について（4/4）

業務の例	情報連携観点	現行業務（ヒアリング結果）（第3章）	番号制度導入後業務（第4章）
生活保護申請	①現行の申請処理等における添付書類と、業務上確認が必要な情報等の確認	➤ 障害の加算要件を確認するため、障害者手帳や国民年金手帳、特別児童扶養手当証書を提示する。	➤ 添付書類の提出に代えて、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携にて、『障害者関係情報』、『年金給付関係情報』、『特別児童扶養手当関係情報』を照会する。
	②他機関への資料等の照会の有無	➤ 申請に添付することが求められる資料について、本人提出が難しい、あるいは団体の案内が不十分などのやむを得ない理由で添付されなかった場合に、公用請求として他機関への照会を行う。	➤ 他の機関への情報照会が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行う。
	③現行の制度（法令、告示、通知等）の確認	➤ 「生活保護法による保護の実施要領について」（厚生省発社第123号 昭和36年4月1日）第7 2（臨時的最低生活費（一時扶助費））にて、最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を調査し、支給することが求められており、加算についても行われることから、その加算要件の確認のため、障害者手帳や国民年金手帳、特別児童扶養手当に関する情報で、障害の等級等が確認される。	➤ データレイアウト※『年金給付関係情報』で項目「年金種別」、「障害基礎年金障害等級」、「資格取得年月日」、「資格喪失終了年月日」、「改定年月日」、「支給月額」、「支給開始年月日」、「支給終了年月日」、「支給年額」、「保険料納付情報」（「納付開始年月」、「納付終了年月」、「免除開始年月」、「免除終了年月」）等を対象とする。 ※「技術標準の検討に係る報告書 最終報告書」参照。
介護保険料の減免	①現行の申請処理等における添付書類と、業務上確認が必要な情報等の確認	➤ 介護保険料の減免要件を確認するため、生活保護証明書を提示する。	➤ 生活保護証明書の添付書類の提出に代えて、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携にて、『生活保護関係情報』を照会する。
	②他機関への資料等の照会の有無	➤ 介護保険法第203条に基づき、必要に応じて、資産や、収入の状況、被保険者に対する年齢等年金給付の支給状況について、関係機関に情報照会を行う。	➤ 他の機関への情報照会が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行う。
	③現行の制度（法令、告示、通知等）の確認	➤ 生活保護の受給状況や、所得状況、資産状況、保険料納付状況等の情報照会を行う。	➤ データレイアウト※『生活保護関係情報』で項目「支給開始年月日」、「支給終了年月日」を対象とする。 ※「技術標準の検討に係る報告書 最終報告書」参照。

（現行業務・番号制度導入後業務は、それぞれの業務における一例である。）

※参考資料（第3章、第4章）（1/2）

（業務・システムと特定個人情報の関係）

- 第3章、第4章で分析対象としたユースケース一覧（番号制度の情報連携の対象となる特定個人情報の業務ごとの一覧）は下表のとおり。

※番号制度の情報連携で対象となるデータ項目は、実態・影響調査の検討結果を踏まえて、技術標準検討結果報告書のデータレイアウトで具体的に記載

ユースケース一覧（番号制度の情報連携の対象となる特定個人情報の業務ごとの一覧）（1/2）

	業務	社会保障																																	
		地方税								国民健康保険								後期高齢者医療						障害者福祉											
		護税の個人住民税の適用等（生活保護）	除税の個人住民税の障害者控	個人住民税の減免等（生活保護）	軽自動車税の減免（生活保護、障害者）	個人事業税の減免	自動車税の減免（障害者）	保護の適用（低税率）	狩猟税の課税（生活保護）	個人住民税の課税（家屋敷課税）	扶養控除の適用	除税の個人住民税の配偶者控	保険料の軽減	被保険者異動	基準収入額適用	一部負担金減額等	限度額適用、標準負担額減額認定	交付特定疾病療養受療証の	保険料の減免	被保険者異動	基準収入額適用	一部負担金減額	限度額適用、標準負担額減額認定	手当申請	受給者台帳の移管	障害福祉サービス	補装具支給サービス	障害者自立支援医療費支給	障害児入所支援の支給	障害児通所支援の支給	精神障害者保健福祉手帳申請				
特定個人情報（照会情報）	ハコ番号	27	27	27	28	28	28	27	27	42	44	42	42	42	42	42	42	80	80	81	80	80	80	67	68	67	108	108	108	110	8	13	9	10	25
地方税関係情報							○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○		○			○		
住民票関係情報										○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○		○			○	
障害者関係情報		○		○	○	○																													
生活保護法による保護の実施に関する情報		○	○	○	○		○																				○	○	○		○	○			
介護保険給付関係情報																																			
児童手当（子どものための手当）関係情報																																			
児童扶養手当関係情報																																			
特別児童扶養手当関係情報																																			
障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する情報																																			
医療保険給付関係情報												○		○	○			○			○	○													
年金給付関係情報等																			○						○					○				○	
失業等給付関係情報											○																								
母子健康法による養育医療給付関係情報																																			
児童福祉法による障害児入所支援に関する情報等																																			
母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金関係情報																																			

※参考資料（第3章、第4章）（2/2）

ユースケース一覧（番号制度の情報連携の対象となる特定個人情報の業務ごとの一覧）（2/2）

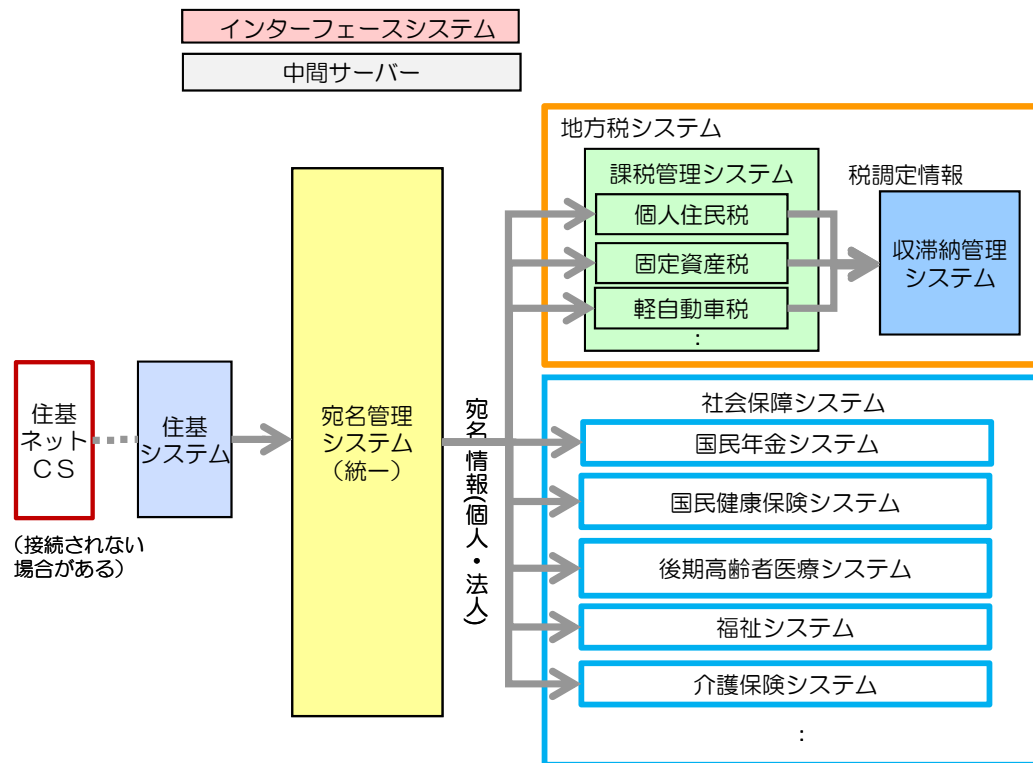
	業務	社会保障																											
		児童手当				児童扶養手当			特別児童扶養手当			保育所保育料		生活保護	介護保険						予防接種管理	母子				老人福祉	健康		
	ユースケース	認定請求等		現況確認		認定請求等	現況確認	受給者台帳の移管	認定請求等	現況確認	受給者台帳の移管	入所要件の確認	保育料の算定	認定申請	保険料の減免	被保険者異動	施設入所による住所地の特例の適用	施設退所による住所地の特例の終了	新規要介護・要支援認定	予防接種の費用助成	養育里親認定	付母子寡婦福祉資金の貸	母子家庭自立支援給付金支給	母子家庭及び寡婦日常生活支援事業	母子福祉サービスの措置	老人福祉法による高齢者福祉サービスの措置	原子爆弾被爆者に対する保健手当支給	原子爆弾被爆者に対する葬祭料支給	感染症の予防及び医療に関する患者に対する給付の支給
特定個人情報 （照会情報）	ハコ番号	74	75	74	75	57	57	57	66	66	66	12	15	26	94	94	94	94	93	94	18	8	63	64	65	61	89	89	97
地方税関係情報		○		○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○
住民票関係情報						○	○		○	○			○		○	○				○	○				○	○	○	○	
障害者関係情報						○	○						○																
生活保護法による保護の実施に関する情報													○		○								○		○				
介護保険給付関係情報														○		○	○	○	○						○				
児童手当（子どものための手当）関係情報														○															
児童扶養手当関係情報												○	○	○									○	○					
特別児童扶養手当関係情報						○	○						○	○															
障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する情報						○	○							○															
医療保険給付関係情報														○				○											
年金給付関係情報等			○		○	○	○		○	○			○	○	○														
失業等給付関係情報																													
母子健康法による養育医療給付関係情報														○															
児童福祉法による障害児入所支援に関する情報等						○	○							○															
母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金関係情報														○															

第4章 中間まとめ案（社会保障分野）（1/2）

第4章 中間まとめ案（社会保障分野）

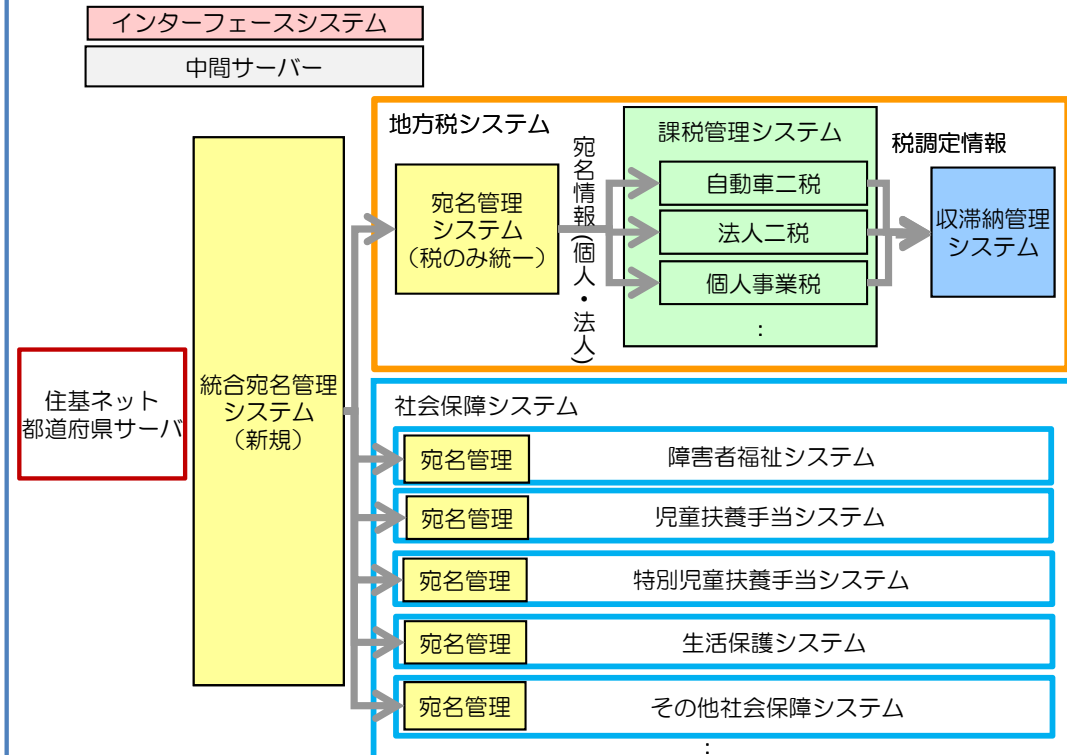
（市町村における番号制度導入後のシステムモデル）

- 住民の基本情報の変更等が発生するごとに、住基システムと宛名管理システムで情報連携がなされ、住民情報が反映されるものとする。
- 宛名管理システムで、市町村内の納税義務者や社会保障システムで管理する対象となる者の宛名情報が共通的に管理されており、システムで管理する情報が宛名番号により紐付けられているものとする。
- 宛名管理システムからの情報連携を受けて、地方税分野、社会保障分野で共通の宛名情報を、それぞれの既存業務システムで個人の情報が管理されているものとする。



（都道府県における番号制度導入後のシステムモデル）

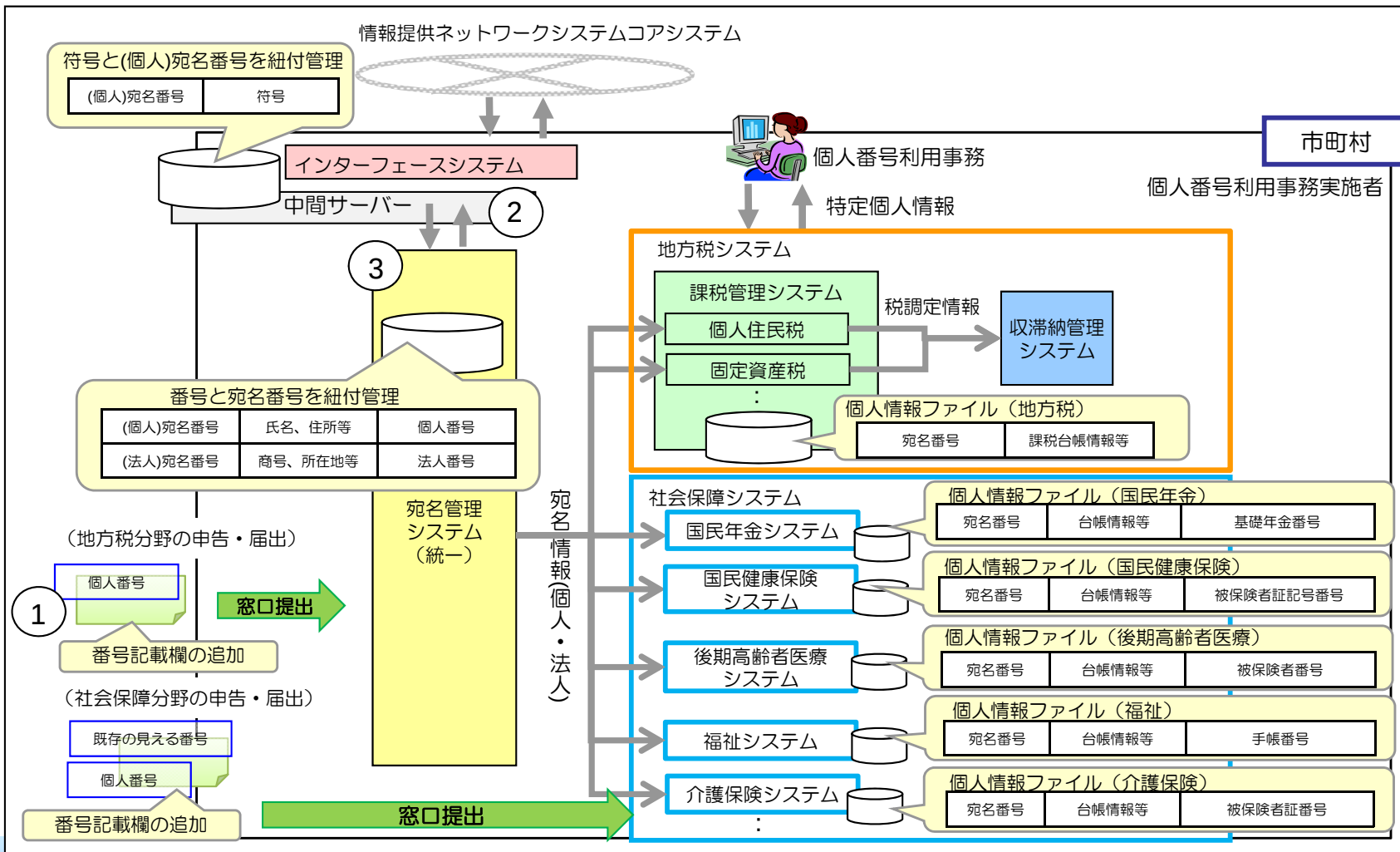
- 地方税システムが主要な基幹系システムであり、宛名管理が統一されている一方で、社会保障システムについては、地方税の宛名管理とは別に宛名管理がなされていることが多い。その場合、宛名管理システムの基本4情報による初期突合と個人番号の記録や、住基ネット都道府県サーバの活用などによる個人番号の真正性の確認等をそれぞれの業務・システムで行うことが求められる。
- 都道府県は現状地方税分野、社会保障分野でそれぞれの宛名管理がなされており、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の対応として、宛名管理の統一に向けた対応（例えば、統合宛名管理システムの新規導入）が必要になる。



第4章 中間まとめ案（社会保障分野）（2/2）

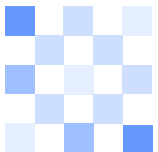
（番号制度導入後の社会保障システムのイメージ・想定）

- 宛名管理システム(統一)のデータベースにて、個人番号と宛名番号(統一)が紐付管理される。
- 社会保障システムでは、宛名番号(統一)と社会保障分野の既存の「見える番号」※を紐付けて、各業務の個人情報を保有、管理する（※ 基礎年金番号といった、現在の各業務において、個人を一意に識別する識別子）。
- 情報提供ネットワークシステムで情報連携させる情報は、符号が宛名番号(統一)に紐付けられた状態で中間サーバーに格納され、個人番号は記録されない。



（各業務に共通する番号制度対応業務フロー）

- ① 各種申請・届出等に個人番号を記載する。
- ② 各種申請・届出の要件を確認するために求められる添付書類の情報について、情報提供ネットワークシステムを通じた照会が行われる。
- ③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるように、符号を宛名番号(統一)に紐付けて、情報提供データを中間サーバーに格納する。



「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ 与える影響に関する調査研究」

— 符号付番に係る初期突合の既存業務への影響調査報告書（概要版） —

平成25年3月29日

趣旨・位置づけ

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」（以下、「本調査研究」という。）では、「符号付番に係る初期突合の既存業務への影響調査」（以下、「本報告」という。）として、符号の取得にあたり必要となる対応を整理し、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を円滑に実施するための対応を検討する。

目次

1 本報告の趣旨

- (1) 概要
- (2) 制約事項

調査研究の趣旨及び報告書作成時の番号法案の状況について整理

2 符号の付番に係る対応

- (1) 符号の取得にあたり必要となる対応の整理
- (2) 個人番号・符号の取得を行わない機関

符号の付番に係る検討を基に、符号を取得する機関が必要な対応について、次のアからカについて検討する。

- ア 個人番号の取得及び宛名番号との紐付け
- イ 重複する個人データの整理（データ・クレンジング）
- ウ 符号取得を行うシステム環境の整備
- エ 符号の取得及び突合
- オ 情報連携開始までの運用
- カ 符号の再取得

3 対応の詳細検討

- (1) 個人番号の取得及び突合
- (2) 重複する個人データの整理（データ・クレンジング）
- (3) 符号取得を行うシステム環境の整備
- (4) 符号の取得及び突合
- (5) 情報連携開始までの運用
- (6) 符号の再取得

符号を取得する機関が必要な対応を基に、符号の取得にあたってその他に必要な対応等として、(1)から(6)の個別事項を検討する。

第1章 本報告の趣旨

(1) 概要

- 社会保障・税に関わる番号制度（以下、「番号制度」という。）の導入により、番号法案別表第二に規定される情報提供者及び情報照会者となる機関（以下、「情報保有機関」という。）においては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携（以下、「情報連携」という。）が実現されることになる。
- 情報連携は、番号法の施行（個人番号の利用開始）から一定の準備期間を経て開始されることが想定されているため、情報保有機関においては、情報提供ネットワークシステムから払い出される「符号」に紐付けて「中間サーバー」で個人情報等を保有・管理するための対応が必要となる。
- 本報告は、符号の取得にあたり必要な対応を整理し、地方公共団体を始めとする情報保有機関が符号の取得に係る作業を円滑に実施するための対応について検討する。
- なお、地方公共団体の符号取得については「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間とりまとめ）」（平成24年9月 総務省 以下、「ガイドライン」という。）で示されているため、ガイドラインの内容を前提とした、より具体的な検討を行う。

(2) 制約事項

- 番号法案及び関連法案は現時点で未成立であり、今後の法制化、法案審議後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、記載内容に変更が生じる可能性や、別途のシステム改修等の検討が必要となる可能性がある。

第2章 符号の付番に係る対応（1/4）

第2章（1）符号の取得にあたり必要となる対応の整理

（内容）

- 番号制度導入に伴い、情報保有機関（特に、地方公共団体）において必要となる対応及び符号取得の手続きを整理する（次ページ以降を参照）。
- 本報告では、上記の整理結果のうち、主に符号の付番に係る「個人番号の取得及び宛名番号との紐付け」、「重複する個人データの整理」、「符号取得を行うシステム環境の整備」、「符号の取得及び突合」、「情報連携開始までの運用」、「符号の再取得」について具体的に検討する。

「第2章（1）符号の取得にあたり必要となる対応の整理」の概要

項目	概要
ア 個人番号の取得及び宛名番号との紐付け	➤ 符号の取得は、原則として「個人番号」を用いて行うこととなるため、情報保有機関においては、符号取得の前提として、個人番号が必要になる。また、個人番号の取得の前提として、機関内で管理する個人の基本情報（基本4情報）が必要になる。
イ 重複する個人データの整理（データ・クレンジング）	➤ 符号取得対象者（住登外者を含む）の抽出は、既存システム、特に宛名管理システムを通じて行われることになるが、円滑な符号取得や符号による情報連携のためには、ガイドラインのとおり、符号取得の対象となる個人データの宛名管理（住登外管理を含む）は、重複がないよう整理されていることが原則的な取扱いとなる。（ <u>既存業務システムで管理する全ての市町村の住登外者や都道府県の住民で符号の取得が求められるものではない</u> ）。
ウ 符号取得を行うシステム環境の整備	➤ 情報保有機関においては、符号取得を行うためのシステム環境が整備される必要がある。 ➤ 現行、番号法案別表第二において情報連携の対象とされる事務によってはシステム化の有無に差があるが、現行でシステム化がなされていない業務についても、符号取得を行うためのシステム環境の整備に向けた対応を行う必要がある。
エ 符号の取得及び突合	➤ 符号の取得及び突合は、情報連携開始前（符号初期取得時）に一斉に行う場合と、情報連携開始後に適宜行う場合とで対応が異なる。
オ 情報連携開始までの運用	➤ 符号取得開始から情報連携の開始までは一定程度の準備期間が確保されることが想定されるため、当該準備期間は中間サーバーと既存システムのデータの整合性確保に配慮した運用が必要になる。
カ 符号の再取得	➤ 情報保有機関の統廃合等により機関コードが変更となる場合や、暗号危殆化等の理由により符号が変更される場合は、符号の再取得に係る対応が必要になる。

第2章 符号の付番に係る対応（2/4）

（番号制度導入にあたり必要となる対応の全体像）

- 番号制度導入にあたり、情報保有機関においては以下の対応が必要になる。

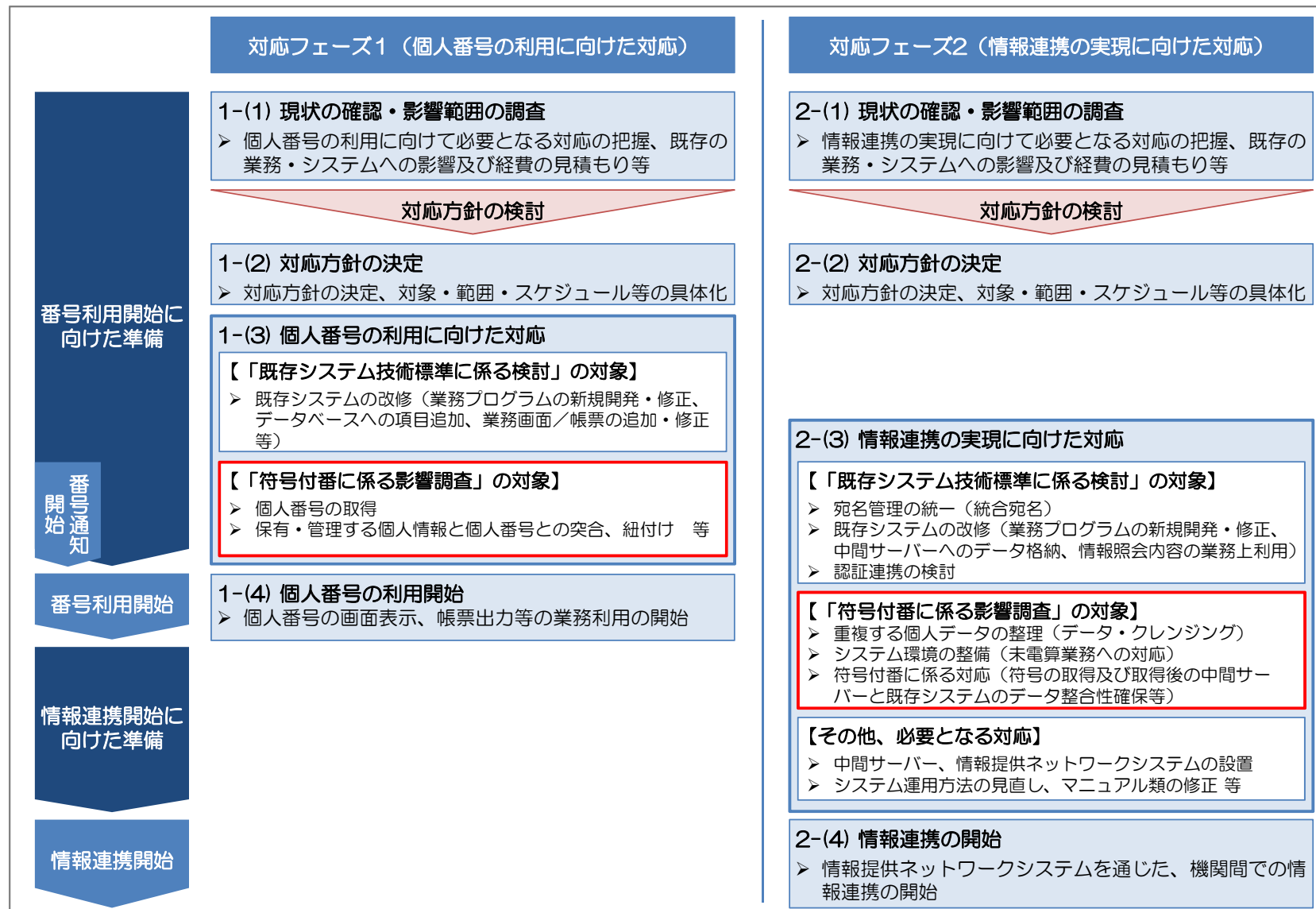


図 番号制度導入にあたり必要となる対応の整理（プロセスフロー）

第2章 符号の付番に係る対応（3/4）

（符号取得のプロセスフロー）

- 前段の整理結果を踏まえた上で、情報保有機関からの要求に基づく符号取得のプロセスフローを以下で説明。
（「個人番号」「宛名番号」「符号」「処理通番」の関係については、報告書本編を参照）

表 符号取得のプロセスフロー（一覧）

	項番	内容	手続き開始時点における前提事項
符号取得に向けた準備	1	➤ 既存システム（住基システム等）において、 <u>個人番号</u> を取得（付番）する。	➤ 既存システムにおいて、個人番号の利用開始（対応フェーズ1）に向けたシステム改修等の対応がなされていること
	2	➤ 既存システム（宛名管理システム等）において、取得した <u>個人番号</u> と <u>宛名番号</u> を紐付けて保有・管理する。	
符号取得	3	➤ 宛名管理システムにおいて、符号取得の対象となる個人の <u>宛名番号</u> を抽出する。 ➤ 抽出した <u>宛名番号</u> を基に、情報提供ネットワークシステム（ＩＦシステム）に対し、中間サーバーを経由して <u>処理通番</u> の発番要求を行う。	➤ 既存業務・システムにおいて、情報連携の実現（対応フェーズ2）に向けたシステム化対応がなされていること。
	4	➤ 情報提供ネットワークシステム（ＩＦシステム）において、宛名管理システムの要求に基づいて <u>処理通番</u> を発番する。 ➤ 中間サーバーにおいて、発番された <u>処理通番</u> と <u>宛名番号</u> を紐付けて保存する。	➤ 符号取得を行うシステム環境が整備されていること。
	5	➤ 中間サーバーは、紐付けられた <u>処理通番</u> と <u>宛名番号</u> を宛名管理システムに格納する。	➤ 宛名管理システム（統合宛名管理システム）の個人データのうち、符号取得対象となる個人データに重複が存在しないこと。
	6	➤ 宛名管理システムにおいて、取得した <u>処理通番</u> 及び <u>宛名番号</u> に紐づく <u>個人番号</u> を基に、 <u>符号</u> の取得要求を行う。	➤ 中間サーバー及びＩＦシステムが設置されていること。
	7	➤ 住基ネットにおいて、符号の取得要求を受け、住民票コードを情報提供ネットワークシステム（コアシステム）に送付する。	
	8	➤ 中間サーバーにおいて、情報提供ネットワークシステム（コアシステム）から、情報提供ネットワークシステム（ＩＦシステム）を経由して <u>符号</u> 及び <u>処理通番</u> を取得する。 ➤ <u>符号</u> に紐づく <u>処理通番</u> と、 <u>宛名番号</u> に紐づく <u>処理通番</u> で突合し、取得した <u>符号</u> を、 <u>宛名番号</u> に紐付けて中間サーバーのデータベースに格納する。これに伴い、処理通番は削除される。	

第2章（2）個人番号・符号の取得を実施しない機関

（内容）

- 個人を特定するための情報（個人番号、基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）等）を機関内で管理していない等の理由により、符号取得が行えない情報保有機関が存在する。
- このような機関については、情報連携開始時に情報提供／照会を行えない懸念があり、機関固有の事情を踏まえて、その性質に応じた個別具体的な対応が必要となる。
- そのため、本報告においては、同機関については検討の対象外とする。

第3章 対応の詳細検討（1/7）

第3章（1）個人番号の取得及び突合

（検討内容）

- ガイドラインによれば、符号の取得は、原則として「個人番号」を用いて行うこととなる。
- 符号の取得は、原則として「個人番号」を用いて行うこととなるため、情報保有機関においては、符号取得の前提として、個人番号が必要になる。
- また、個人番号の取得の前提として、機関内で管理する個人の基本情報（基本4情報）が必要になる。

ただし、基本情報（基本4情報）の整備は、現状の「基本4情報の保有状況」や、「住基ネットの利用可否」等により、情報保有機関で差があると推察される。

特に、現状の「基本4情報の保有状況」や、「住基ネットの利用可否」等により、個人番号を取得する際の突合の精度が低くなることが想定される機関においては、突合の精度向上に向けた対応（基本4情報の整備等）が必要となる。

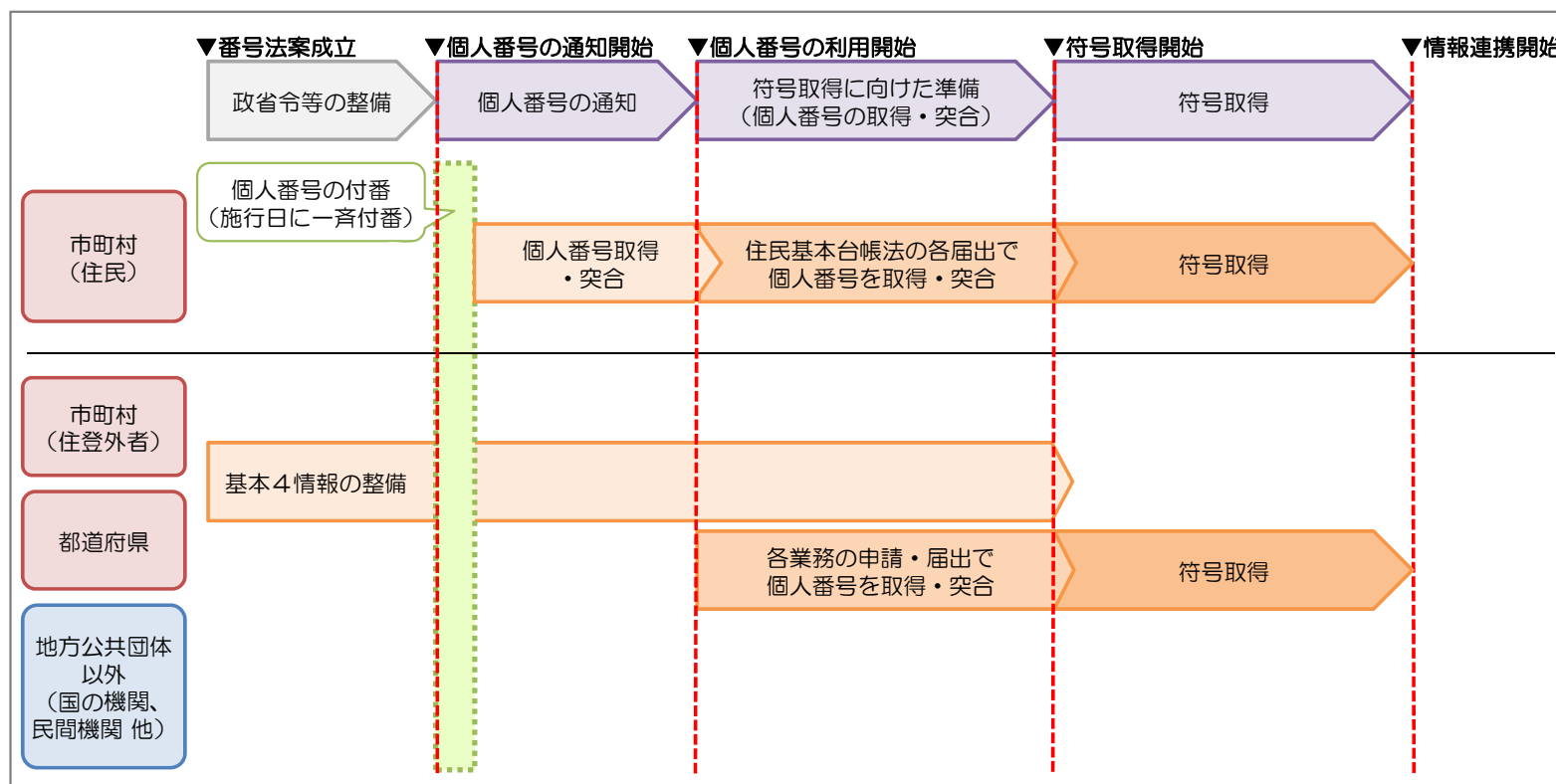


図 個人番号の取得・突合のプロセス

第3章（2）重複する個人データの整理（データ・クレンジング）

（検討内容）

- 符号取得対象者（住登外者を含む）の抽出は、既存システム、特に宛名管理システムを通じて行われることになる。
- 円滑な符号取得や符号による情報連携の実現のためには、ガイドラインのとおり、宛名管理（住登外管理を含む）は、重複がないよう整理されていることが原則的な取扱いとなる。
- 一方で、現行、多くの市町村において、住登外管理のデータベースを中心に個人データの重複が発生しており、また、運用上一定程度の重複が発生することは避けられないことが、アンケート及びヒアリング調査結果から判明している。
- 市町村においては、符号の取得が必要となる者について、重複する個人データの整理（データ・クレンジング）を実施し、また、宛名管理のデータベースの重複を抑えられるような宛名管理システムと中間サーバーとの連携の仕組みの構築に向けた対応が必要となるため、その対応等を具体例を含めて記載する。

表 データ重複のパターンごとのデータ・クレンジング（対応例）

項番	データ重複のパターン	対応例
1	➤ 現行、宛名管理の統一性が高い団体 宛名管理を特定の既存システムに集約させるパターン	➤ 複数の宛名管理を行う既存システムのうち、宛名管理（統一）とする既存システムを決定し、そのシステムに宛名管理を集約する。 （宛名管理システムのデータベースは、個人番号：宛名番号（統一）＝1：1）
2	➤ 現行、宛名管理の統一性が低い団体 新たに宛名番号（統一）を振り出すシステム（統合宛名管理システム）を構築するパターン	➤ 既存システムのそれぞれの宛名管理はそのままとするが、統合宛名管理システムで、名寄せ、紐付け関係を管理し、宛名管理を集約する。 （宛名管理システムのデータベースは、個人番号：宛名番号（統一）：個別業務システムの宛名管理＝1：1：n）

第3章（2）重複する個人データの整理（データ・クレンジング）

表 データ・クレンジングの対応例

項番	データ・クレンジングの対応例（市町村の住登外者の対応例）
1	➤ 住民及び住登外者について、宛名管理システム（統一）を通じたシステム間連携で個人番号の紐付け又はそれぞれの連携先の社会保障・税の既存システムに個人番号を登録可能とするシステム改修がなされる。
2	➤ 宛名管理システム（統一）と社会保障・税の既存システムで、個人番号による名寄せ、紐付けを行う庁内のシステム間連携を可能とするシステム改修がなされる。
3	➤ 住登外管理が分野ごとにわかれている場合、社会保障・税のそれぞれのシステムで管理されている住登外管理の基本情報をそれぞれのシステムからデータ抽出する。
4	➤ 抽出されたデータをソートして取りまとめた「住登外管理マスタ（仮）」を作成する。
5	➤ 個人番号利用開始後、「住登外管理マスタ（仮）」について、地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する。 ➤ その際、突合ができないデータは、住基ネットCS端末で条件を変えて検索を行う等により、個人番号を特定する。
6	➤ 個人番号が記録された「住登外管理マスタ（仮）」を、宛名管理システム（統一）と社会保障・税の既存システムに登録する。
7	➤ 宛名管理システム（統一）と社会保障・税の既存システムのシステム間連携によって、個人番号をキーとした名寄せを行い、宛名番号（統一）によって紐付けする。
8	➤ 既存システムが中間サーバーとやり取りを行う場合は、宛名管理システム（統一）の宛名番号を利用する。

第3章（3）符号取得を行うシステム環境の整備

（検討内容）

- 情報保有機関においては、符号取得を行うためのシステム環境が整備される必要がある。
- 符号取得を行うためのシステム環境の整備は、番号制度導入に伴う情報連携のために全ての情報保有機関において同様の対応が必要となる、中間サーバー及びＩＦシステムの新規設置に係る対応と、各情報保有機関の実態を踏まえて個別に行う既存システムの改修等の対応に分けられる。
- 一方で、現行、番号法案別表第二において情報連携の対象とされる事務や、管理する住民数（地方公共団体規模）等によってはシステム化の有無に差があることが、アンケート及びヒアリング調査結果から判明している。
- 現行でシステム化がなされていない業務についても、符号取得を行うためのシステム環境の整備に向けた対応が必要となるため、現状を踏まえつつ、対応等を具体例を含めて記載する。

表 未電算業務への情報連携に向けた対応

対応
➤ 番号法案別表第二では、現行でシステム化がなされていない団体のある業務を含めて、情報連携の対象とされているため、地方公共団体においては、システム化されていない業務についても、情報連携に向けた対応が必要になる。 ➤ ただし、システム化がなされていない社会保障分野の業務において、情報提供又は情報照会のために、新たに業務システムを導入すると、相当の経費負担が発生し、地方公共団体の規模や、既存業務の分野によっては、費用対効果が望めないことが懸念される。 ➤ このような課題への対応として、分野横断的に情報提供データを中間サーバーに格納する機能として、「中間サーバー接続端末」を設けることが考えられる。 ➤ 当該機能により、特に、未電算である業務や、住民数が少ない地方公共団体についてはこの端末の利用で済ませることが費用対効果の観点で合理的となり得るが、運用や端末管理などの課題も生じる。 ➤ また、そのような地方公共団体の未電算業務でも、情報照会を受けるための符号初期取得が最低限必要になることに留意する。

第3章（4）符号の取得及び突合

（検討内容）

- 符号の取得及び突合は、情報連携開始前（符号初期取得時）に一斉に行う場合と、情報連携開始後に適宜行う場合（一斉取得後、新たに符号取得が必要となる場合を含む）とで対応が異なることが想定される。
- ここでは、符号取得の一連の手続きを踏まえ、それぞれの符号取得方式の相違点を整理し、対応等を具体例を含めて記載する。

表 一斉取得（符号初期取得）と適宜取得の取得方式等の相違（想定）

	一斉取得	適宜取得
取得時期	➤ 個人番号取得後、情報連携開始までの期間	➤ 情報連携開始後（符号一斉取得後、新たに符号取得が必要となる場合）
取得契機	➤ 符号初期取得日の到来 ※符号初期取得日は、処理を行う情報保有機関が相当な機関数になることから、情報保有機関ごとに異なることが想定される。	➤ 情報照会を行おうとする際に、その対象となる個人の符号が取得されていない時。 ➤ 転入等の住民異動等により、情報提供者が情報提供データを中間サーバーに格納しようとする際に、その対象となる個人の符号が取得されていない時。
取得単位	➤ 一定の単位でまとめて	➤ 一定の単位でまとめて、又は個人単位
取得対象者	➤ 情報連携開始時まで、情報提供／照会の対象となる個人。 （特に、情報提供の対象となる個人）（注）	➤ 情報提供／照会の対象となる個人。
符号取得要求時の情報保有機関と機構との連携手段	➤ 電気通信回線（バッチ処理）又は電子記録媒体	➤ 電気通信回線（オンライン又はバッチ処理）又は電子記録媒体
符号取得時の情報保有機関と情報提供ネットワークシステムとの連携手段	➤ 電気通信回線又は電子記録媒体	➤ 電気通信回線
符号取得済チェックの必要性	➤ 一斉取得が複数回行われる場合、必要	➤ 必要

（注）情報連携開始時まで、符号の取得を要する市町村の住登外者や都道府県の住民の範囲等は、今後の府省の検討内容を踏まえる必要がある。

第3章（5）情報連携開始までの運用

（検討内容）

- 符号取得開始から情報連携の開始までは一定程度の準備期間が確保されることが想定されるため、当該準備期間は中間サーバーと既存システムのデータの整合性確保に配慮した運用が必要になる。
- 符号初期取得（一斉取得）から情報連携開始までの間に、符号取得対象者の情報が変動した場合、中間サーバーに格納された情報との整合性を確保する（同期をとる）必要があるため、その対応等を具体例を含めて記載する。

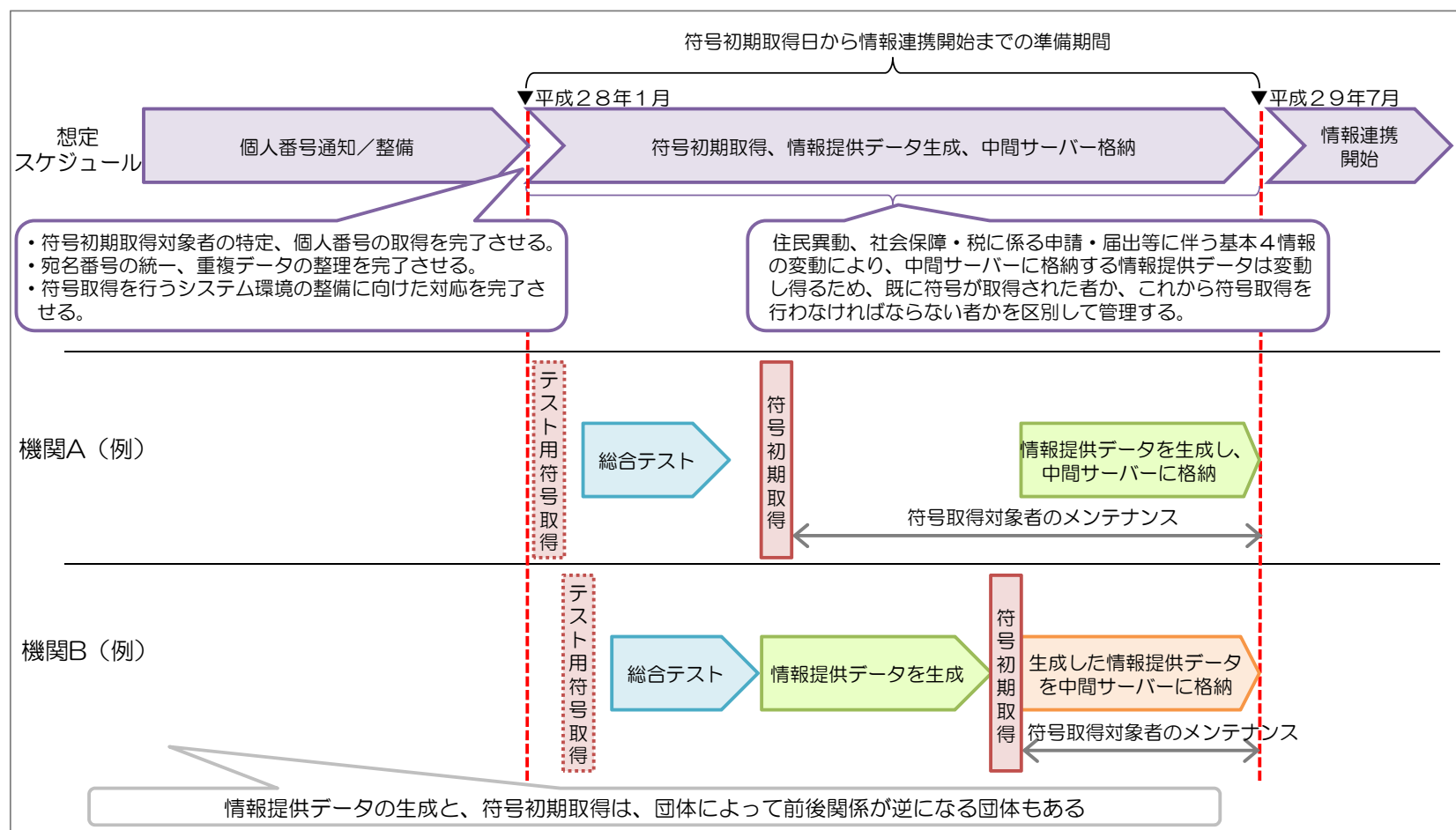


図 符号取得後、情報連携開始までの期間において必要となる対応の流れ（イメージ）

第3章（6）符号の再取得

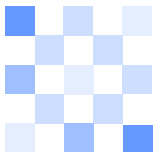
（検討内容）

- 情報保有機関の統廃合等により機関コードが変更されると、それに伴って符号を再取得する必要が生じ、情報提供データも再作成する取扱いとなることが想定される。
- 情報保有機関の統廃合等が生じると、既存システム、特に宛名管理システムのデータ移行等が発生し得るが、そのような正本データの変動に伴い、副本データである中間サーバーのデータのメンテナンス等の対応が必要となるため、その対応等を検討する。

（なお、住民票コードの変更や個人番号の変更があっても、符号の再取得を行う必要はない。）

表 符号の再取得が必要となるイベント

イベント	機関コードの変更 （行政機関の統廃合、医療保険者の統廃合等）	符号生成アルゴリズムの暗号危殆化等の対応
内容	➤ 符号は機関ごとに作成されるため、機関の統廃合等により機関コードが変更されると、それに伴い符号も変更されることが原則的な取扱いとならざるを得ない。 ➤ 個人番号はその性質上、機関コードの変更に伴い変更されるものではないことから、個人番号により符号を取得し直すことになる。 ➤ 符号の再取得に伴い、中間サーバーで保有・管理される情報提供データも、作成し直すことになる。	➤ 情報提供ネットワークシステムにおける符号生成アルゴリズムの暗号危殆化（安全性のレベルが低下）等の対応で、全ての情報保有機関において、符号の再取得が必要になることも想定される。
符号再取得の対象となる者	➤ 機関コードの変更がなされた情報保有機関における、情報提供の対象となる個人	➤ 全ての情報保有機関における、情報提供／照会の対象となる個人



「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ 与える影響に関する調査研究」

－ 既存システム技術標準の検討に係る報告書（概要版） －

平成25年3月29日

趣旨・位置づけ

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」（以下、「本調査研究」という。）では、「既存システム技術標準」（以下、「本報告」という。）として、地方公共団体（市町村（特別区含む）及び都道府県）の既存システムにおいて必要となる対応を整理・検討し、取りまとめる。

目次

1 本報告の趣旨

- (1) 概要
- (2) 制約事項

調査研究の趣旨及び報告書作成時の番号法案の状況について整理

2 既存システムに係る対応

- (1) 地方公共団体において必要となる対応の整理
- (2) 対応後のシステム構成イメージ

番号制度導入にあたり、地方公共団体の既存システムにおいて必要になることが想定される対応を整理し、対応を実施した場合のシステム・ネットワーク構成イメージを例示

3 既存システムにて想定される要件

- (1) 機能要件
- (2) 非機能要件

地方公共団体の既存システムにて想定される要件を機能要件、非機能要件にわけて例示

4 情報連携開始後における情報提供データとの同期への考慮

- (1) 想定年間スケジュール
- (2) ヒアリング調査結果

番号制度開始後の特定個人情報の照会における季節的な事務の集中の有無及び照会が集中する事務の発生時期等について整理。

第1章 本報告の趣旨

(1) 概要

- 社会保障・税に関わる番号制度（以下、「番号制度」という。）の導入により、地方公共団体においては、業務における個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携（以下、「情報連携」という。）が実現されることになる。
- 既存システム技術標準の検討（以下、「本報告」という。）では、個人番号の業務上利用及び情報連携の実現にあたり必要となる地方公共団体の対応のうち、既存システムに係る対応を中心として検討する。

(2) 制約事項

- 番号法案及び関連法案は現時点で未成立であり、今後の法制化、法案審議後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、記載内容に変更が生じる可能性や、別途のシステム改修等の検討が必要となる可能性がある。

第2章（1）地方公共団体において必要となる対応の整理

（内容）

- 番号制度導入に伴い、地方公共団体において必要となる対応を整理する（次ページ参照）。
- 本報告では、主に既存システムに係る以下の対応について検討する。

「第2章（1）地方公共団体において必要となる対応の整理」の概要

項目	概要
ア 個人番号の業務上利用	➤ 取得した個人番号を業務上利用するために、既存システムのデータベースへの項目追加及び個人番号の業務画面表示、帳票出力等のシステム改修対応が必要となる。
イ 宛名管理の統一	➤ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の実現にあたり、地方公共団体内で個人を特定する番号（宛名番号）は統一されている必要がある。
ウ 中間サーバーへの情報提供データ格納	➤ 情報連携の実現に伴い、地方公共団体は、情報提供を行う事務に係る既存業務システムの副本データを情報提供データとして中間サーバーに格納する。 ➤ 既存業務システムと中間サーバーのフォーマット（データ形式、文字コード等）は異なることから、情報提供データ作成時にはフォーマット変換を行う必要がある。
エ 情報照会内容の業務上利用	➤ 情報連携の実現により、地方公共団体は、オンラインで情報照会を行うことが可能となる。 ➤ ただし、情報セキュリティの観点から、情報照会内容中には個人を容易に特定できる情報（個人番号、基本4情報）は連携されないため、情報照会内容と対象者の基本4情報を紐付けて、業務上での利用（画面表示又は帳票出力）を可能とする必要がある。
オ 認証連携の検討	➤ 情報連携にあたり、地方公共団体においては、複数の認証アカウント管理（既存システムと中間サーバー）を行うことが必要となるため、シングルサインオン（※）による認証連携を実現するための対応を検討することが考えられる。 ※ シングルサインオン：ユーザが一度認証を受けるだけで、許可されているすべての機能を利用できるようにする仕組み。

第2章 既存システムに係る対応（2/12）

（地方公共団体において必要となる対応の全体像）

- 番号制度導入にあたり、地方公共団体においては以下の対応が必要になることが想定される。

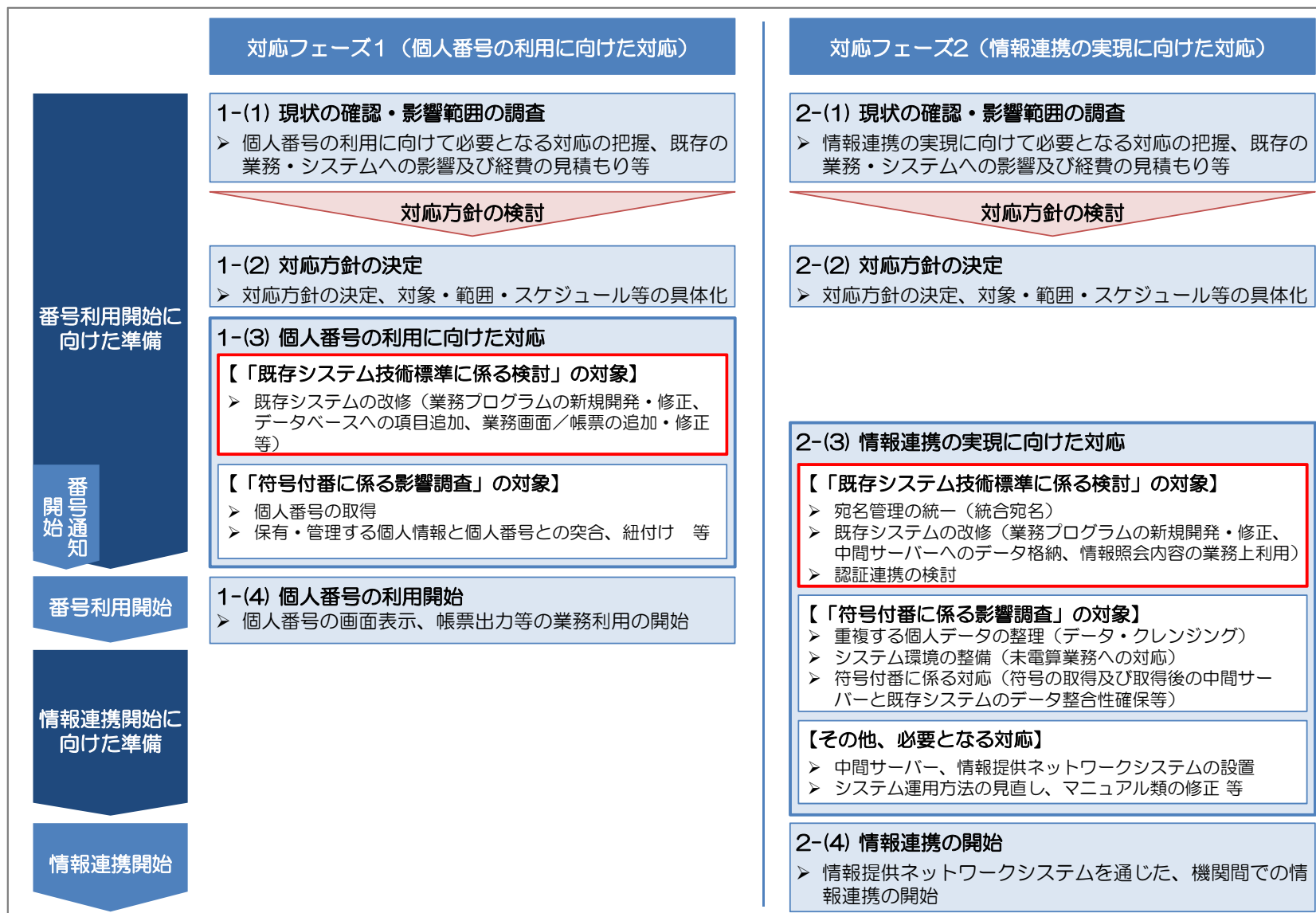


図 地方公共団体において必要となる対応の整理（プロセスフロー）

第2章 既存システムに係る対応（3/12）

ア 個人番号の業務上利用

- 前段で整理した対応の全体像の通り、番号制度の導入により、地方公共団体における対応は、①「個人番号の利用」に向けた対応と、②「情報連携の実現」に向けた対応とに大別される。
- ①「個人番号の利用」に向けた既存システム側での対応としては、データベースへの項目追加及び業務画面／帳票の追加・修正に係る対応が必要となる。

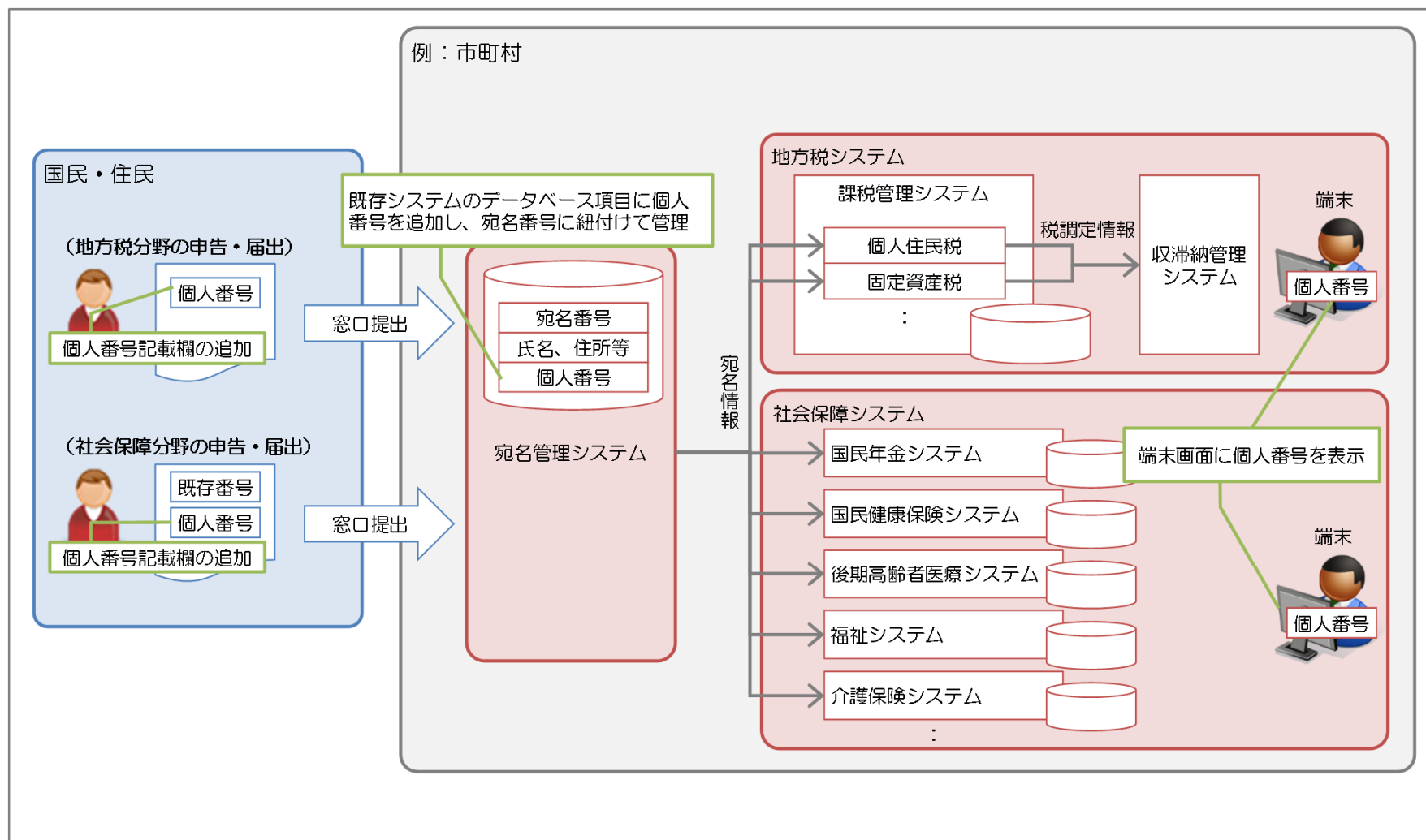


図 個人番号の業務上利用（イメージ）

第2章 既存システムに係る対応（4/12）

イ 宛名番号の統一

- 各機関の保有する個人情報、中間サーバーのデータベース上に情報提供データとして格納・管理される。
- 情報連携の際の個人特定は、個人番号と同様に住民票コードを基に作成される「符号」をキー情報として用いることとなるが、現在広く、地方公共団体内の個人特定では、「宛名番号」がキー情報として用いられている。
- そのため、中間サーバーでは、「符号」と「宛名番号」の両方を、個人特定のためのキー情報として、個人情報に紐付けて保有・管理する必要がある。
- 「情報保有機関間」及び「中間サーバーと既存システム間」での円滑かつ確実な情報連携を実現するには、「符号」と「宛名番号」の関係は1対1であることを要することから、現行、団体内において宛名管理が統一されていない地方公共団体においては、宛名管理の統一に向けた対応を行う。

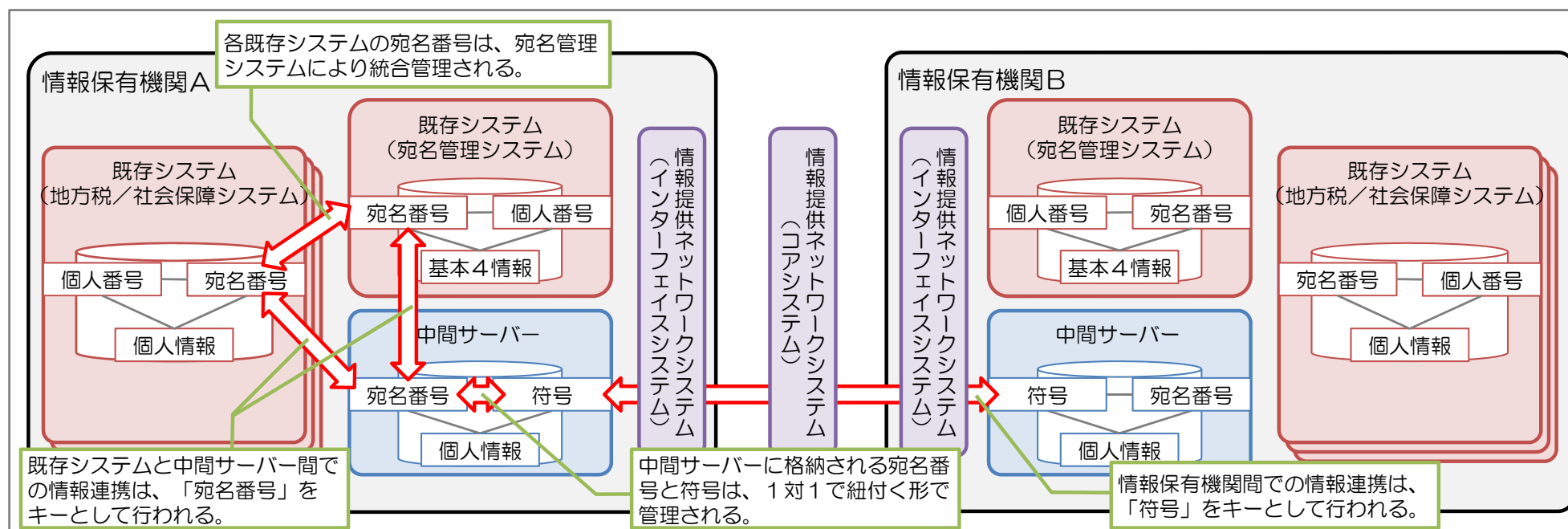


図 情報保有機関間の情報連携（イメージ）

第2章 既存システムに係る対応（5/12）

ウ 中間サーバーへのデータ格納（情報提供データ作成時のフォーマット変換）

- 情報提供者として、既存業務システム上で管理する特定個人情報の副本データを情報提供データとして中間サーバーに格納する際には、既存業務システムで管理する情報のデータ管理の形式や文字コード等を、中間サーバーで管理するフォーマットに変換する必要がある。
- 地方公共団体においては、既存業務システムと中間サーバーの間において、中間サーバーに情報提供データを格納するためのフォーマット変換を行う機能等を設ける必要がある。（ただし、データ変換の機能のうち、中間サーバーで保有することが効率的な機能がある場合には、中間サーバーに設けることもある）

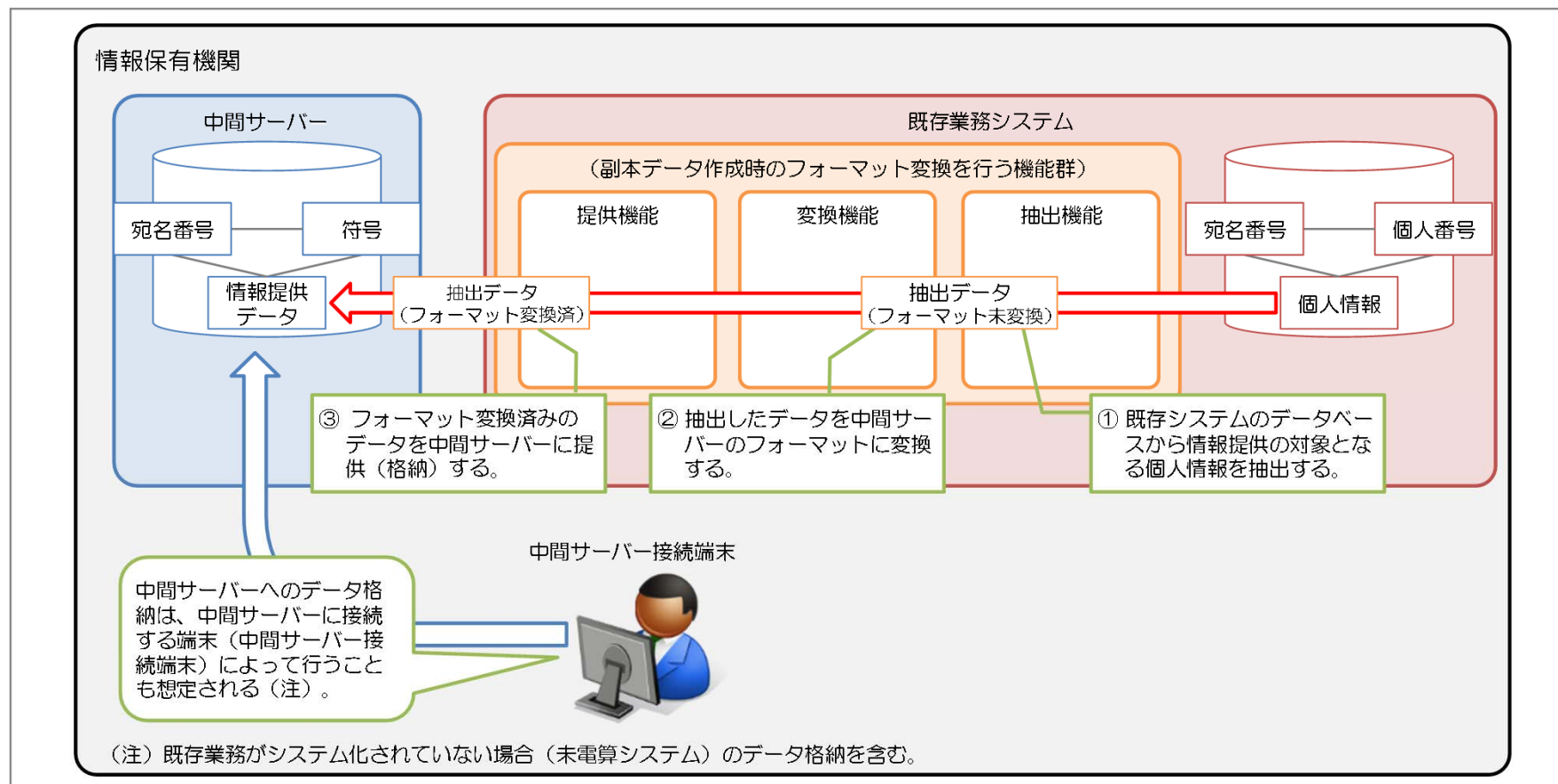


図 中間サーバーへの情報提供データ格納の流れ（イメージ）

第2章 既存システムに係る対応（6/12）

エ 情報照会内容の業務上利用

- 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の実現により、情報照会者となる地方公共団体は、情報連携の対象者の情報をオンラインで取得することが可能となる。
- ただし、中間サーバー上では、情報セキュリティの観点から、個人を特定できる情報（個人番号、基本4情報）は保持しない方針とされている。
- そのため、地方公共団体において、情報照会内容を業務上利用するためには、取得した情報と、機関内で管理する基本4情報とを宛名番号を用いて組み合わせ、画面表示又は帳票に出力するための機能を設ける必要がある。

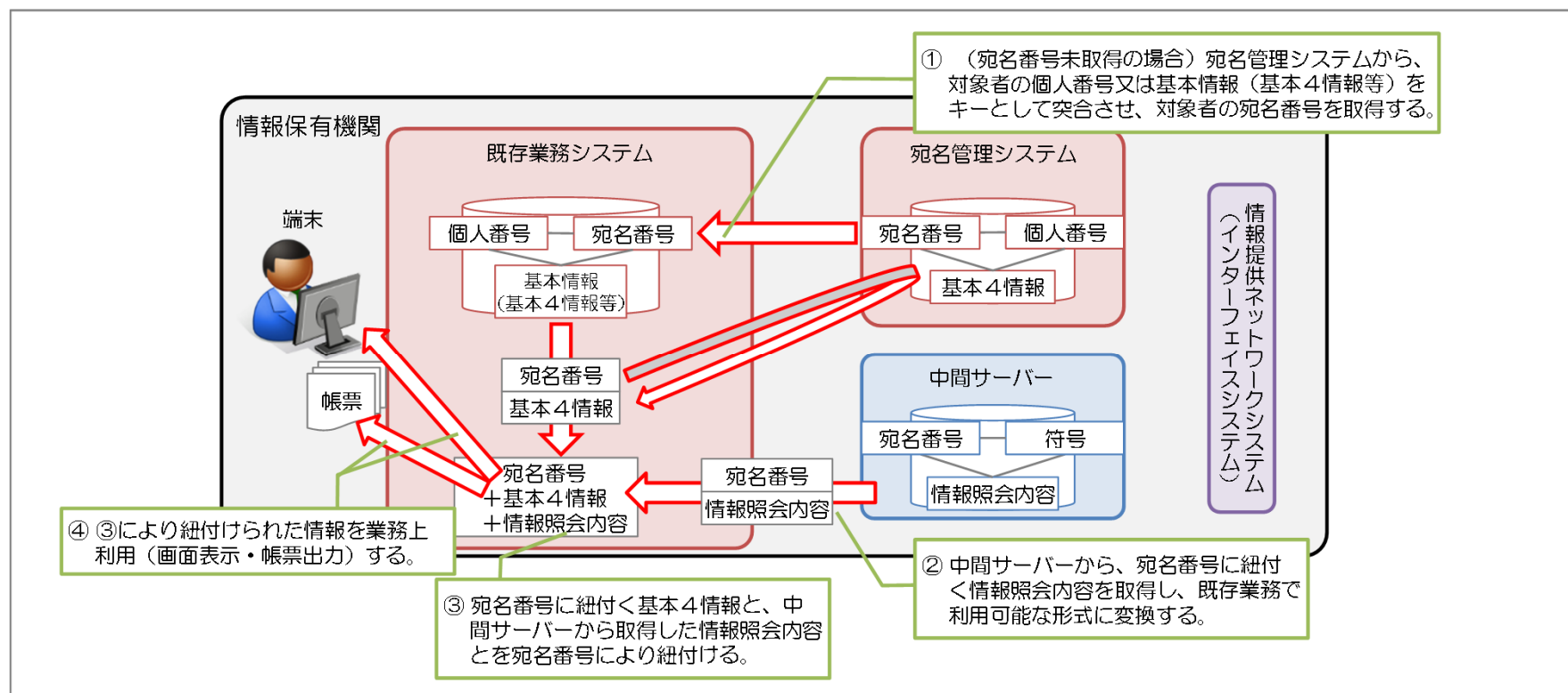


図 照会データの業務上利用（基本4情報のオンライン紐付け）の流れ（イメージ）

第2章 既存システムに係る対応（7/12）

オ 認証連携の検討

- 中間サーバーの導入により、情報保有機関は、中間サーバーへのログイン認証の仕組みを構築することになる。
- 地方公共団体においては、情報連携を行う際に既存システムへの認証に加えて、中間サーバーへの認証を行うことになるため、アカウントを複数用意し、認証も複数回行う必要が生じることになる。
- 上記のような手続きの煩雑さを解消するために、セキュリティを確保（アクセス権限・操作者IDのログ管理等）しつつ、シングルサインオンによる認証連携を実現するための対応を検討することが考えられる。

（なお、本対応は、地方公共団体において必ずしも行う必要があるものではない。）

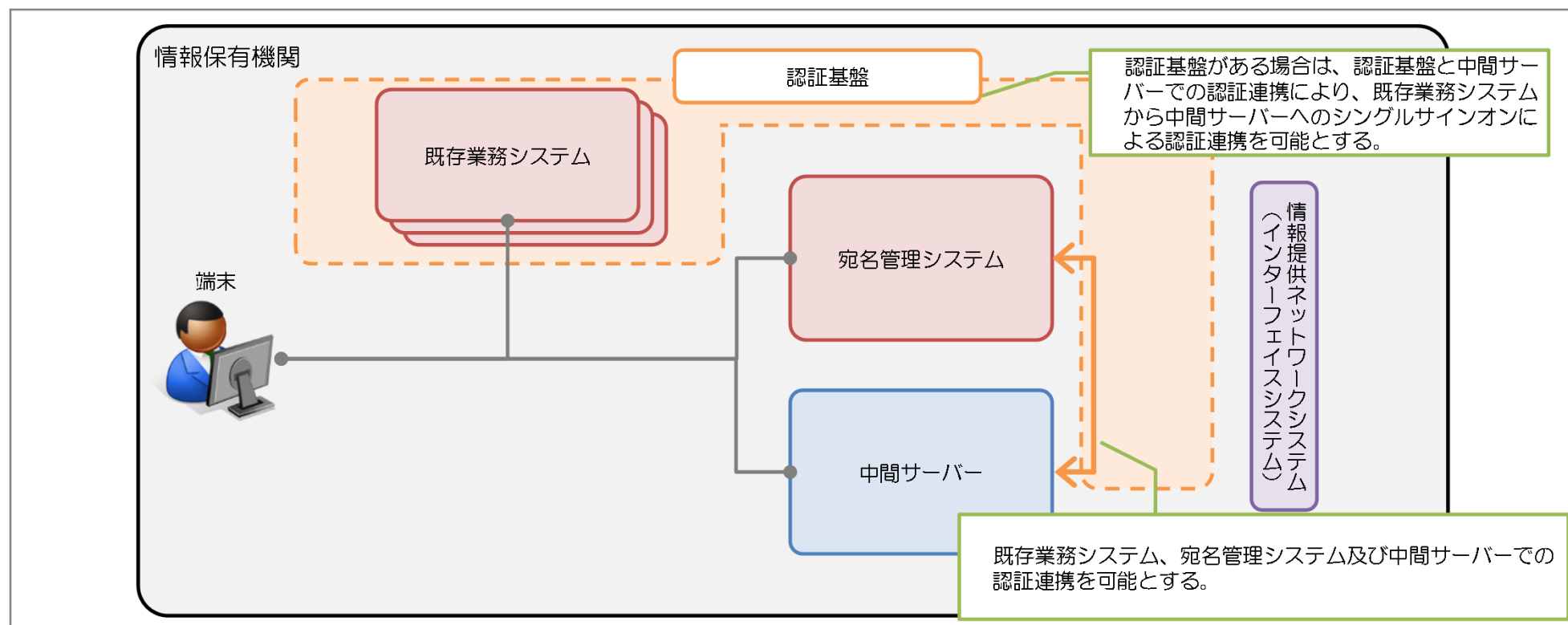


図 認証連携の検討（イメージ）

第2章（2）対応後のシステム構成イメージ

（内容）

- 「第2章（1）地方公共団体において必要となる対応の整理」にて整理した、既存システム側における対応を実施した場合のシステム・ネットワーク構成イメージを例示する。
- 合わせて、既存システムがWebシステムの場合は、改修が低コストかつ短期スケジュールでの対応が可能となるURLリンク方式（後述）を用いた既存システムと中間サーバーとのシステム間連携について整理する。

「第2章（2）対応後のシステム構成イメージ」の概要

項目	概要
ア システム構成	➤ 「第2章（1）地方公共団体において必要となる対応の整理」にて整理した、既存システム側における対応を実施した場合のシステム・ネットワーク構成イメージを例示する。
イ 既存システムと中間サーバーとの連携	➤ URLリンク方式を用いた既存システムと中間サーバーとのシステム間連携について整理する。

第2章 既存システムに係る対応（9/12）

ア システム構成

- 「第2章（1）地方公共団体において必要となる対応の整理」にて整理した、既存システム側における対応を実施した場合のシステム・ネットワーク構成のイメージは、以下のとおり。

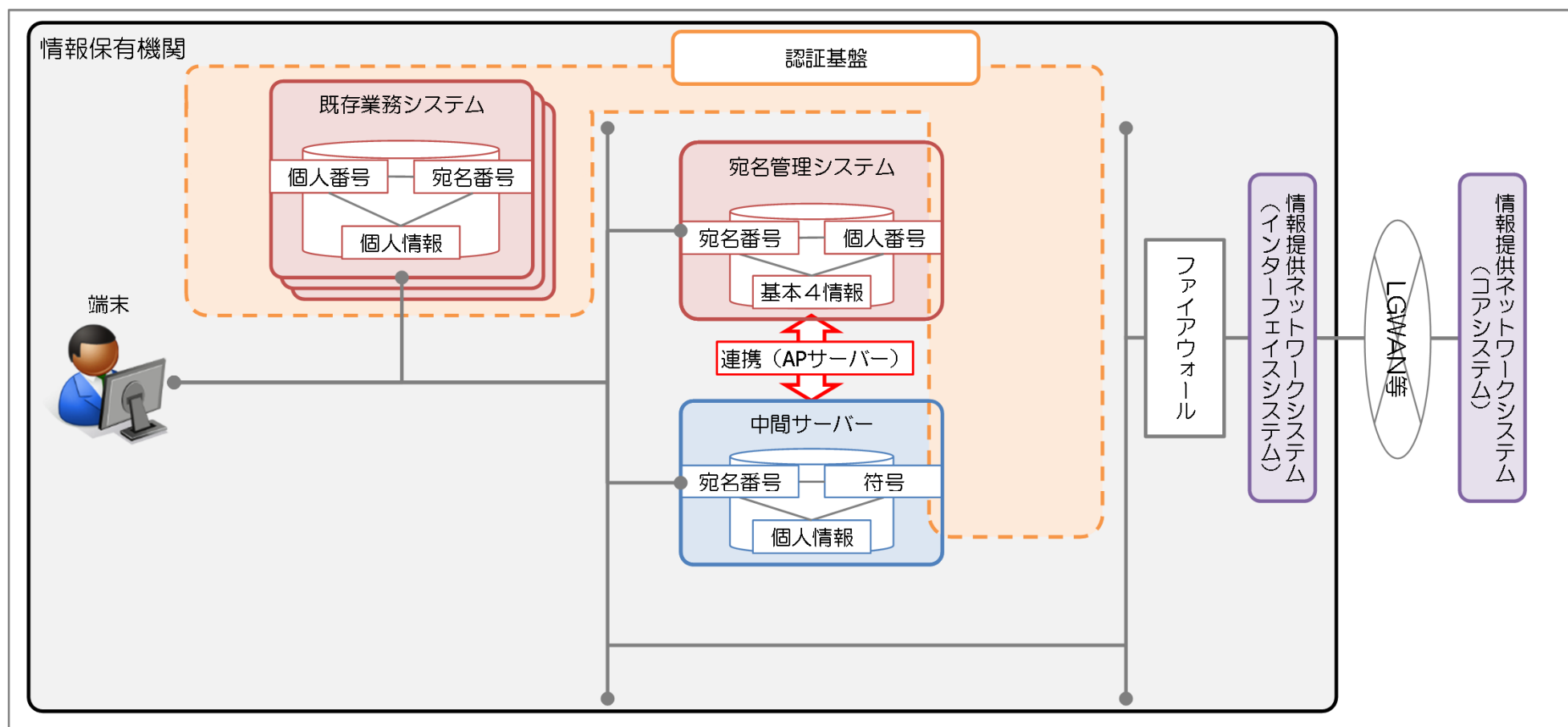


図 対応後のシステム・ネットワーク構成のイメージ

イ 既存システムと中間サーバーとの連携

（サーバー間連携方式）

- 既存システムと中間サーバーとの連携方式の一つとして、サーバー間連携方式が考えられる。
- 既存システム画面がWebブラウザの形式ではなく、旧来のエミュレータ方式（専用の動作環境・インターフェイスを用いて入出力を行う）等で行う場合には、簡易な画面連携（URLリンク方式（後述））が行えないため、サーバー間連携での対応が想定される。
- サーバー間連携方式は、既存システムとの親和性が高い反面、高コストかつ長期の開発期間を要する場合がある。

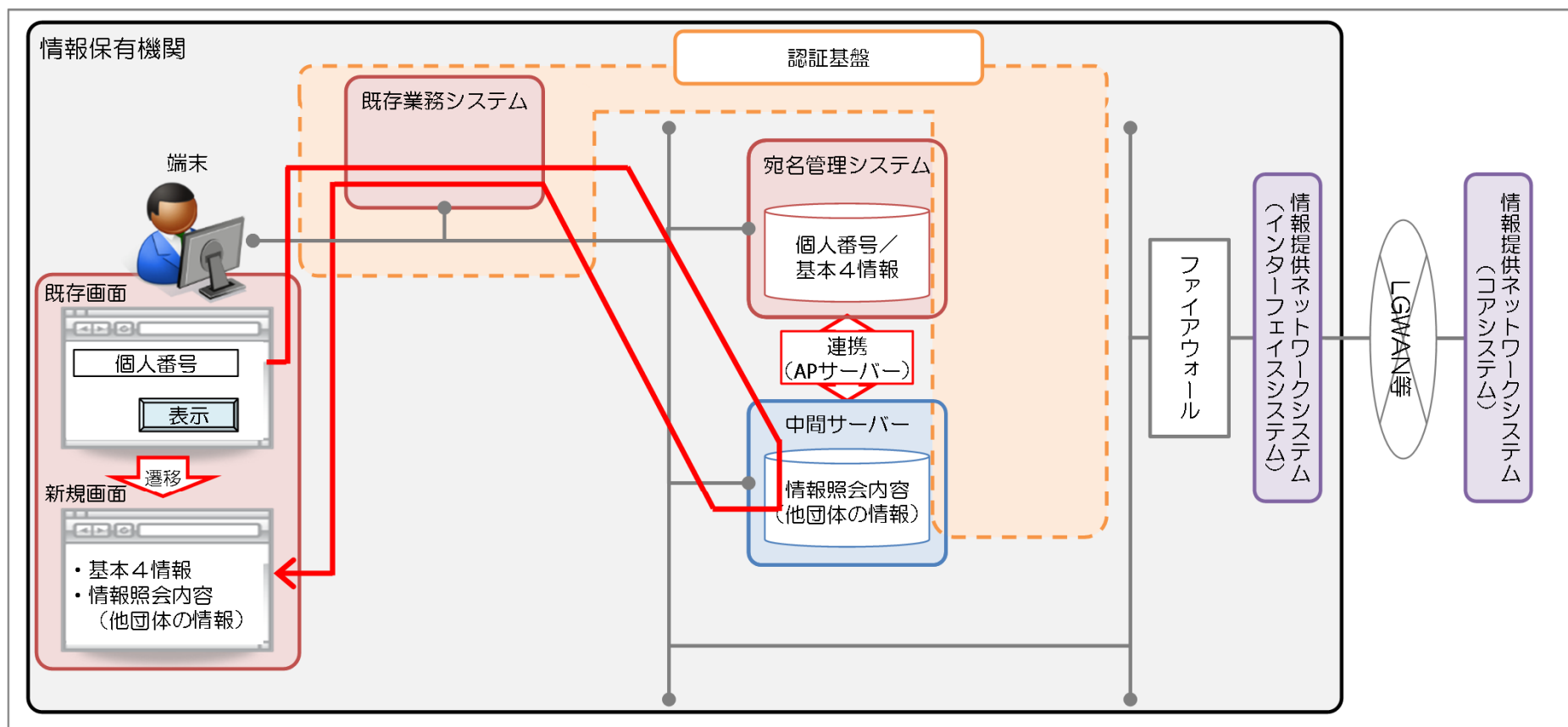


図 既存システムと中間サーバーとの連携（サーバー間連携方式）

イ 既存システムと中間サーバーとの連携

（URLリンク方式）

- 既存システムがWebシステムの場合、既存システムと情報提供ネットワークシステムとの連携方式としては、「URLリンク方式」が有効であると考えられる。
- 既存システム画面がWebブラウザ形式の場合、接続させたい中間サーバーのURLをボタン上に定義し、画面入力項目をHTTPパラメータに設定することにより、中間サーバー画面に遷移を行うことが可能となる。
- URLリンク方式の場合は、既存システムの改修が低コストかつ短期スケジュールでの対応が可能である。

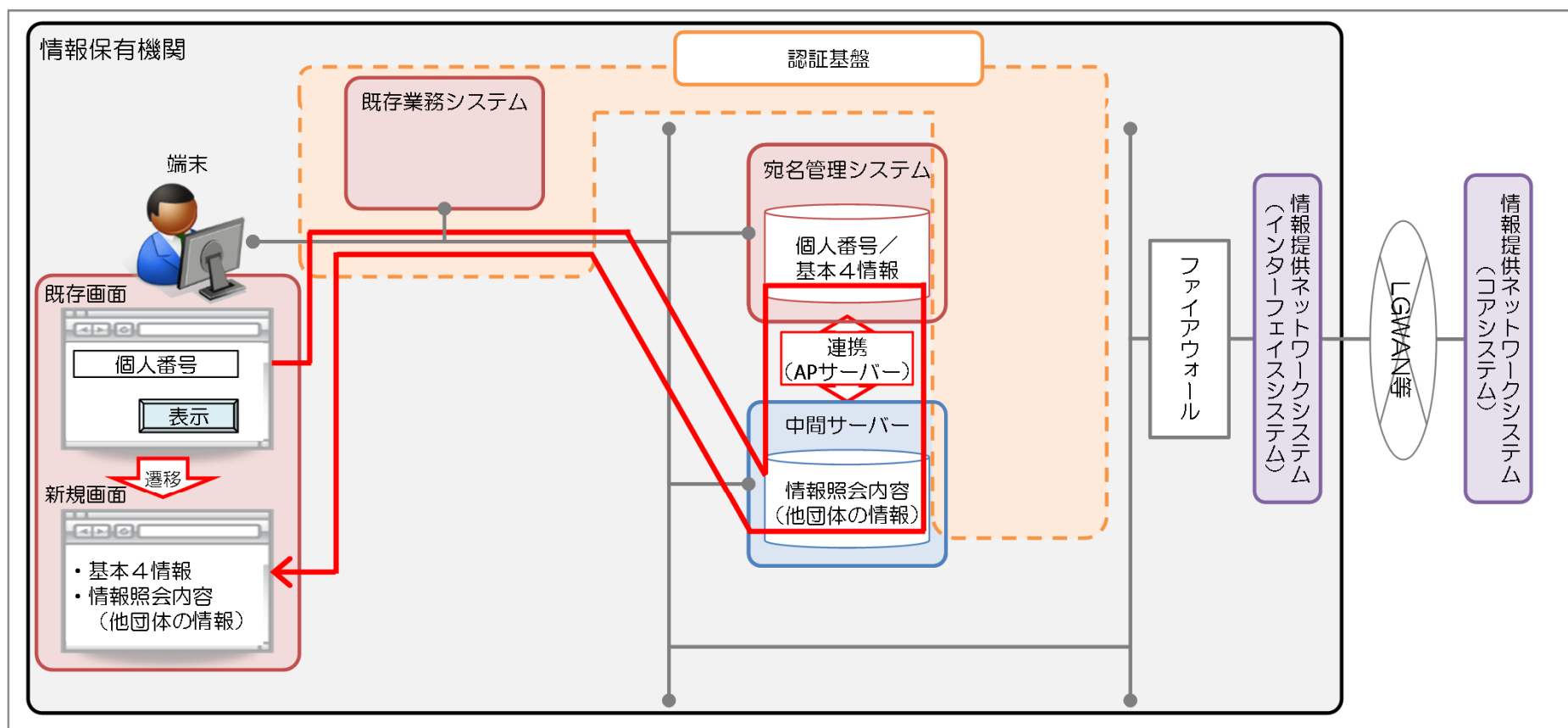


図 既存システムと中間サーバーとの連携（URLリンク方式）

イ 既存システムと中間サーバーとの連携

（未電算業務における連携方式）

- 既存業務がシステム化されていない（未電算業務の）場合における、既存システムと情報提供ネットワークシステムとの連携方法としては、画面を新規に作成し、URLリンク方式と同様に、画面から情報を入力することにより新画面に遷移することを可能とする対応が必要となると考えられる。

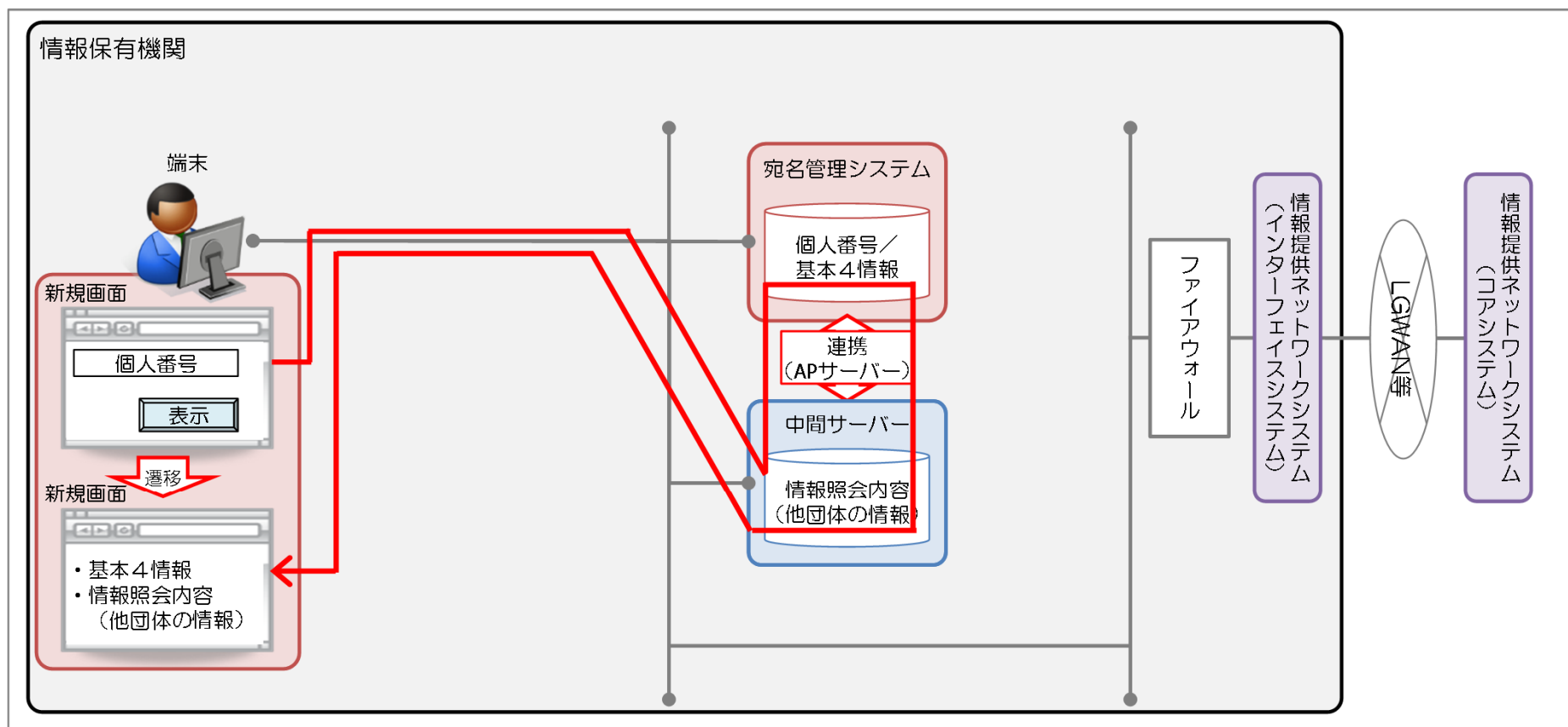


図 既存システムと中間サーバーとの連携（未電算システムにおける連携方式）

第3章（１）機能要件

（検討内容）

- 地方公共団体において、対応フェーズごとにシステム化の検討を行う際に、各既存システムで必要となる機能に係る要件を例示する。

例）国民健康保険システム

◆ 対応フェーズ１（個人番号の利用に向けた対応）

- ・ 被保険者資格管理等に用いるデータベースに、被保険者及び特定同一世帯所属者等の個人番号を追加する。
- ・ 被保険者及び特定同一世帯所属者等の個人番号を画面に追加する。

◆ 対応フェーズ２（情報連携の実現に向けた対応）

- ・ （情報照会）照会により、各市町村から、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付関係情報を取得する仕組みを追加する。
- ・ （情報提供）照会に対し、医療保険給付関係情報を提供する仕組みを追加する。 等

第3章（２）非機能要件

（検討内容）

- 既存システムの非機能要件については、今後の情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーの非機能要件等の具体化を踏まえて検討する必要があるが、現時点で地方公共団体において検討が必要と想定される項目を以下に例示する。

例）

◆ 対応フェーズ１（個人番号の利用に向けた対応）

- ・ 既存システムの情報セキュリティ要件の再整理（操作者単位での利用権限の設定、証跡管理 等）

◆ 対応フェーズ２（情報連携の実現に向けた対応）

- ・ 既存システム経由での中間サーバーへの不正アクセス防止対策の実施
- ・ 情報連携の開始に伴う既存システムの運用スケジュールの変更、目標復旧水準（時間）の見直し 等

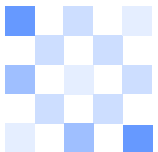
第4章 情報連携開始後における情報提供データとの同期への考慮

(内容)

- 本調査研究の一環として、情報の照会／提供の時期（季節性）や月内での集中の有無等に関するヒアリング調査を行った。
- 本章では、ヒアリング調査結果を踏まえて、制度実施後における地方公共団体の中間サーバーの情報提供データとのデータ同期のタイミング等（提供用データの格納タイミング、情報照会のピーク）を考慮した、想定年間スケジュールとして取りまとめる。

表 「第4章 情報連携開始後における情報提供データとの同期への考慮」の概要

項目	概要
(1) 想定年間スケジュール	➤ ヒアリング調査で設定したユースケースごとに、特定個人情報の照会における季節的な事務の集中の有無及び照会が集中する事務については、その発生時期について整理した。 ➤ 番号制度開始後、地方公共団体間での特定個人情報の連携（情報提供／情報照会）において、特に季節的な事務の集中の発生が見込まれる事務をピックアップし、「ユースケースごとの季節的な事務を踏まえた想定年間スケジュール」として取りまとめる。 ➤ 情報連携開始時に照会の集中が発生する事務について、特例措置を実施するなどの考慮すべき事項を検討した。
(2) ヒアリング調査結果	➤ ヒアリング調査で設定したユースケースについて、想定年間スケジュールの整理に向けてヒアリング調査結果の分析を行い、あわせて法令の根拠等による確認をし、取りまとめる。



「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ 与える影響に関する調査研究」

－中間サーバー技術標準の検討に係る報告書（概要版）－

平成25年3月29日

趣旨・位置づけ

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」では、「中間サーバー技術標準の検討に係る報告書」（以下、「本報告」という。）として、中間サーバーの機能及び非機能要件について、とりまとめるもの。

目次

1 本報告の趣旨

- (1) 概要
- (2) 制約事項

2 中間サーバーの概要

- (1) 中間サーバー技術標準の検討範囲
- (2) 中間サーバーの概要
- (3) 情報照会の流れ
- (4) 情報提供の流れ
- (5) 番号制度導入に係る情報保有機関に設置するシステムの調達範囲

中間サーバーの概要について整理

3 中間サーバー機能要件等の概要

- (1) 符号管理機能
- (2) 情報照会側機能
- (3) 情報提供側機能
- (4) 情報提供記録管理機能
- (5) 中間サーバーの責任分界点
- (6) 中間サーバーの稼働環境
- (7) 中間サーバーの非機能要件

中間サーバーの機能要件、非機能要件の概要を説明

第1章 本報告の趣旨

(1) 概要

社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴い、地方公共団体が導入する中間サーバーの機能要件・非機能要件等について検討し、調査報告書を作成するものである。

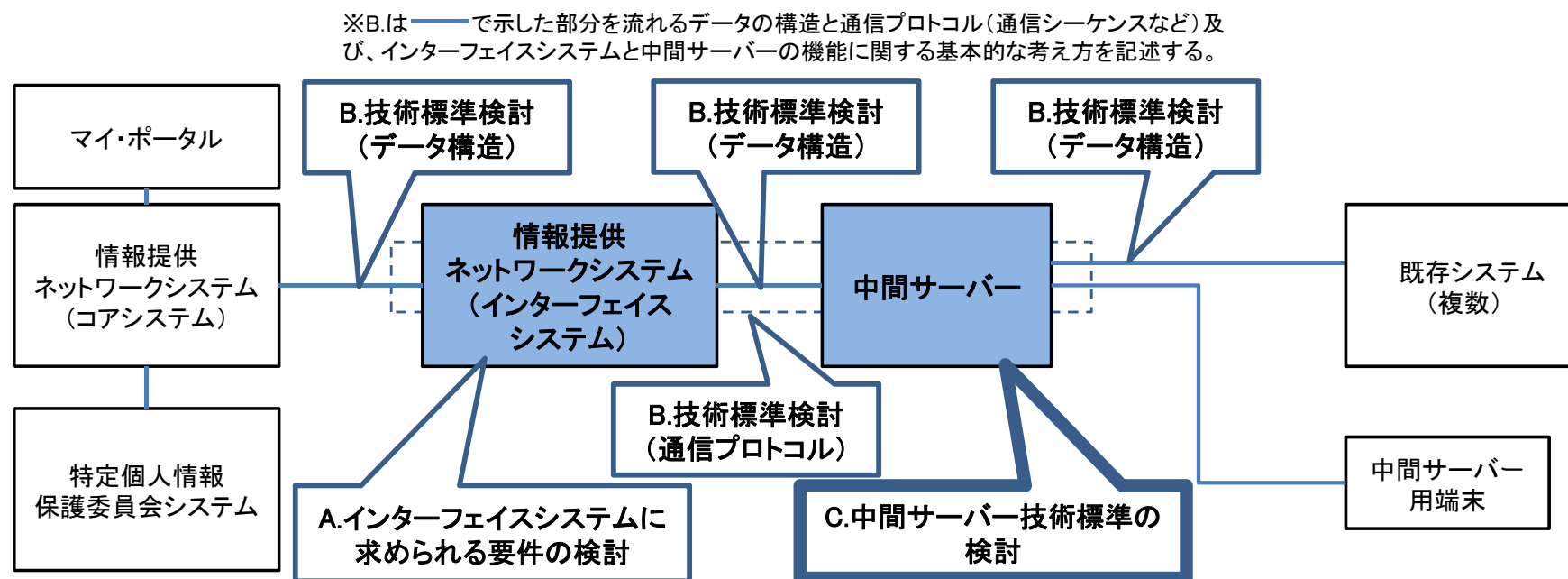
(2) 制約事項

番号法案及び関連法案は現時点で未成立であり、今後の法制化、法案審議や後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、記載内容に変更が生じる可能性がある。

第2章 中間サーバーの概要

(1) 中間サーバー技術標準の検討範囲

本書は、「地方公共団体向け」に構築する中間サーバーに求められる機能要件、非機能要件等についてとりまとめたものである。本書で検討される範囲は、下図における「C.中間サーバー技術標準の検討」の部分である。具体的には、中間サーバーに係る機能要件、データ要件、画面要件、非機能要件等について検討を行い、取りまとめたものである。



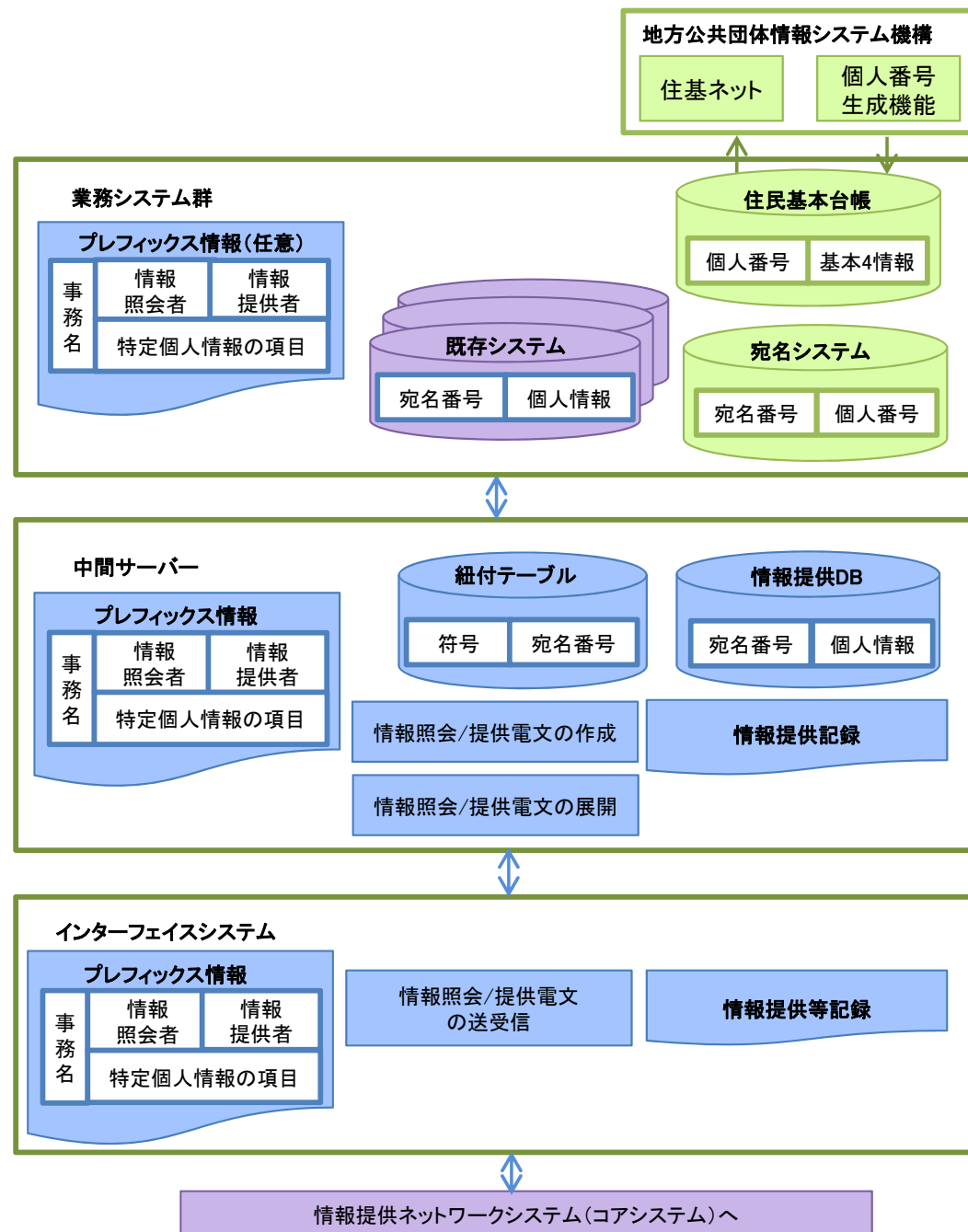
※A.C.はそれぞれのシステムが保有すべき機能要件、非機能要件を記述する。

インターフェイスシステム及び中間サーバーの機能構成・機能配置に従い、インターフェイスシステム及び中間サーバーで保持する主な情報とその関係を右図に示す。

(2) 中間サーバーの概要

中間サーバーとは、情報提供ネットワークシステムにおけるインターフェイスシステムと各情報保有機関が保有する既存システムとの間で情報のやり取りを行うために必要な機能群を提供するシステムであり、以下の特徴を有する。

- ①中間サーバーは、情報照会・情報提供において、各情報保有機関が保有する宛名番号と符号を1対1で紐付・管理する仕組みを有する。
- ②情報照会においては、情報照会者の宛名番号に対応した符号、及びインターフェイスシステムから取得した処理通番等を用いて照会を行う。この際、情報提供ネットワークシステムにて、プレフィックス情報を用いて、正しい情報照会であるかをチェックし、許可された情報照会のみ実行可能とする。
- ③他情報保有機関からの情報照会に応じ、情報提供を自動で行うことを基本とする。このために、既存システムが保有する特定個人情報の複製を、情報提供DBとして保持する。なお、情報提供においては、情報照会時に付番された処理通番を付して返答する（情報提供時に符号は返さない）。
- ④中間サーバーは、個人番号及び基本4情報を保有しないことを基本とする。



(5) 番号制度導入に係る情報保有機関に設置するシステムの調達範囲

番号制度導入に係る情報保有機関に設置するシステムの調達範囲について、以下に示す。

システム	調達者	運用者
インターフェイスシステム	ハードウェア:情報保有機関 ソフトウェア:国	国
中間サーバー	ハードウェア:情報保有機関 ソフトウェア:国	情報保有機関
既存システム改修	情報保有機関	情報保有機関

※インターフェイスシステム、中間サーバーの共同利用について、別途考慮する必要があり、また、それにより調達者などが変更されることも想定される。

※中間サーバーは各地方公共団体に一つ設置（但し、クラウド環境ではこの限りではない）することとする。

第3章 中間サーバー機能要件等の概要

中間サーバーの機能構成について、以下に示す。

#	機能名	概要
1	符号管理機能	情報提供に用いる個人の識別子である符号と情報保有機関内で固有の宛名番号を紐付け、その情報を保管・管理するための機能。
2	情報照会側機能	他情報保有機関が保有する特定個人情報情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の受領を実施するための機能。
3	情報提供側機能	他情報保有機関からの情報照会を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の受領及び当該特定個人情報情報を提供するための機能。
4	既存システム接続機能	既存システムとの間で情報照会、情報提供の内容について連携するための機能。
5	情報提供記録管理機能	特定個人情報情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理するための機能。
6	情報提供DB管理機能	情報提供DBを更新・管理するための機能。
7	データ送受信機能	情報照会、情報提供、情報提供記録、プレフィックス情報等に関するデータを送受信するための機能。
8	セキュリティ管理機能	暗号化／復号、鍵管理等のセキュリティ管理を実現するための機能。
9	職員認証・権限管理機能	（特に、専用端末からのログインを許容する場合）職員認証システムと連携し、職員認証を実現する機能。
10	システム管理機能	時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現するための機能。

(1) 符号管理機能

中間サーバーが対象とする宛名体系は、右図に示すとおり、宛名番号：符号＝1：1で、かつ、それぞれに重複がない形式とする。

中間サーバーは、各情報保有機関が保有する宛名番号と符号を1対1で紐付・管理する仕組みを有する。

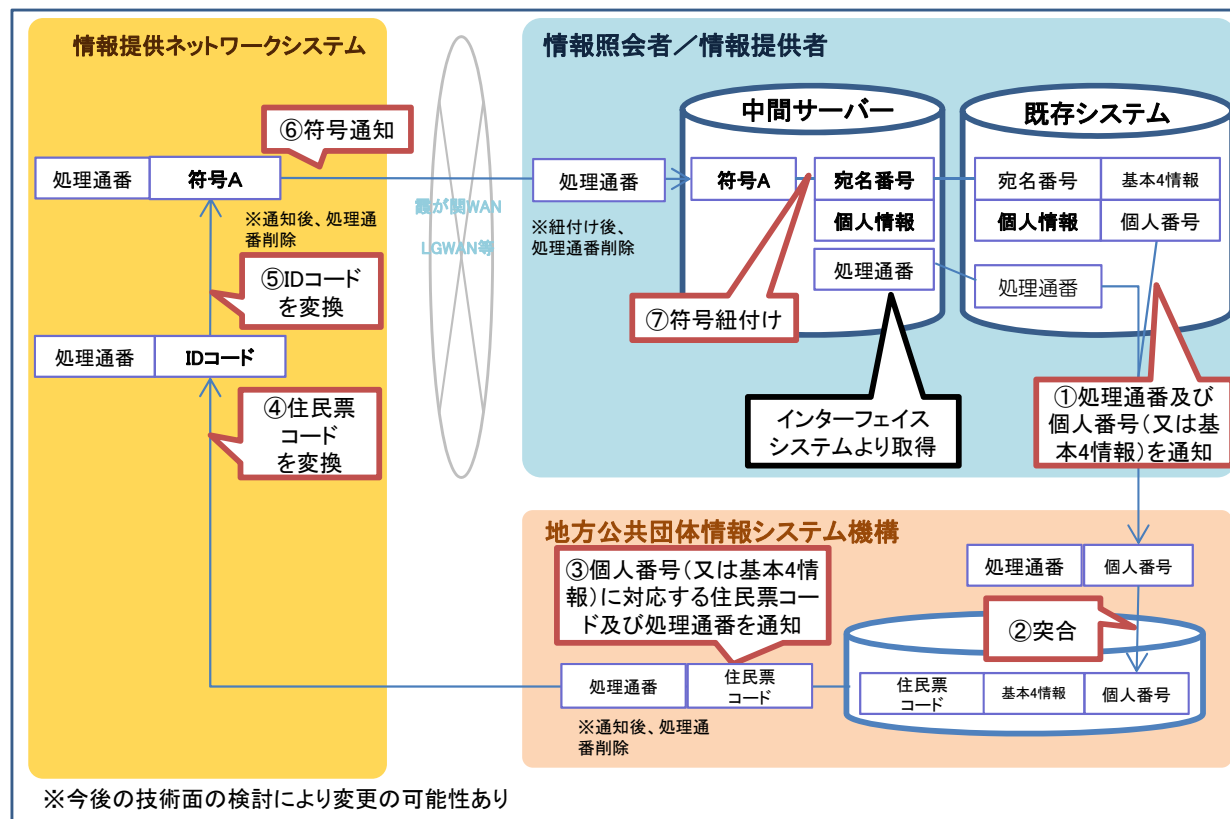
符号管理機能の機能要件について、以下に示す。中間サーバーは、符号管理に関する以下の処理の流れを実現する機能を提供する。

- 既存システムは、符号を取得する宛名番号を中間サーバーに送付する。
- 中間サーバーは、処理通番発行依頼電文を作成し、インターフェイスシステムから処理通番を取得する。
- 操作者が、中間サーバーより「処理通番＋宛名番号」のセットを取得し、既存システムに送付する。
- 既存システムにて、「処理通番＋個人番号（又は基本4情報）」のセットに再構成する。都道府県については住基ネットサーバに基本的に媒体で転送し、市町村については住基ネットのCS（コミュニケーション・サーバ）に既存住基ネットの回線又は媒体で転送する。
- 操作者が、「当該処理通番と住民票コード」を情報提供ネットワークシステムに通知する。
- 中間サーバー側は、情報提供ネットワークシステムから「処理通番に対応する符号」を取得し、宛名番号と紐付ける。

統一的な宛名番号	符号	業務X			業務Y	
		項目X1	...	項目Xn	項目Y1	...
0001	A氏の符号	X1の値	...		Y1の値	...
0002	B氏の符号	X1の値	...		Y1の値	...
...	...					

符号の取得の方法について

【現在検討されている符号の初期生成の方法】



(2) 情報照会側機能

情報照会とは、当該情報保有機関が、番号法案別表第2に規定された事務を行う上で、他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会する必要が生じた場合に、他情報保有機関に、「符号、事務名、特定個人情報の項目」にて照会を行うことである。

① 情報照会の接続パターン

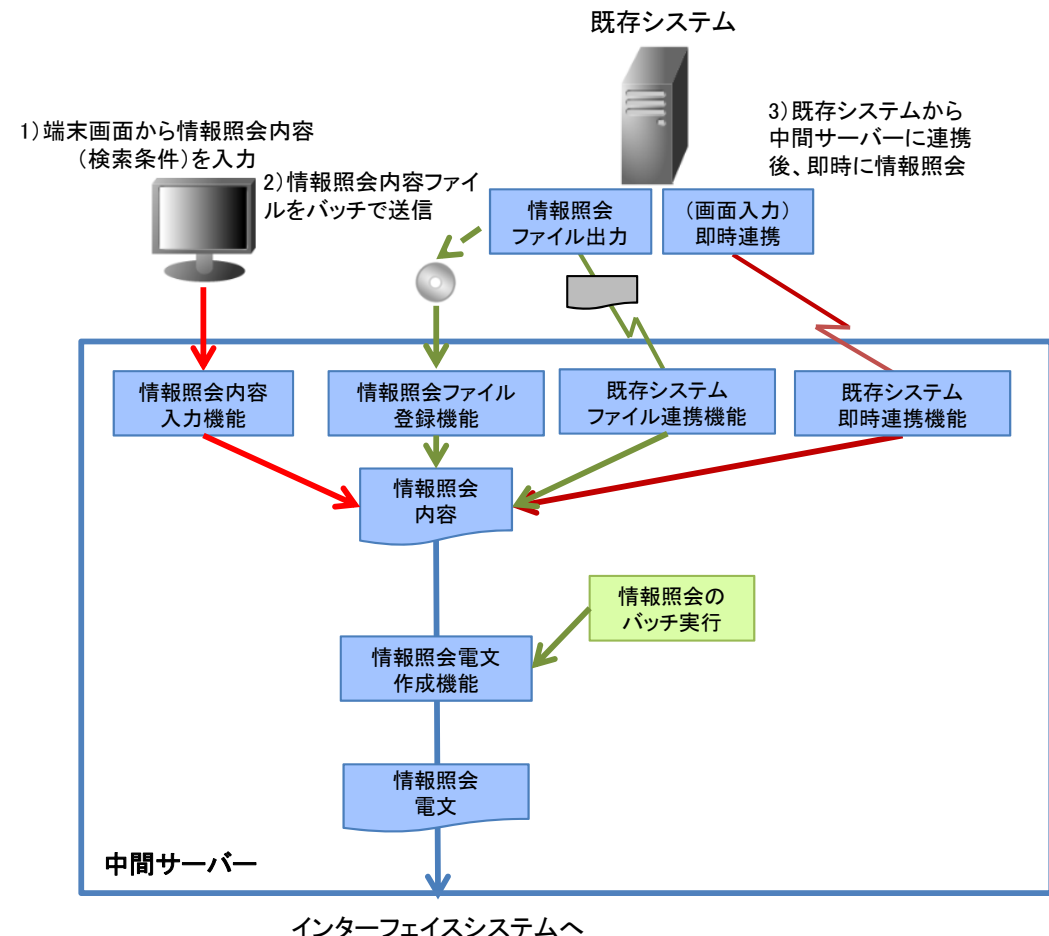
情報照会の接続パターンとして、業務的な観点から、以下の2ケースを想定する。

- (a) 情報保有機関の窓口等で、住民からの申請等を受付けた職員が、端末を使って情報照会を実施する。
- (b) 他情報保有機関への複数件の情報照会を、一括で実施する。

上記を、システムにて実現する方法として以下の3パターン（画面入力、バッチ及び即時連携）を想定する。

- 1) 中間サーバーに接続された端末の画面から、情報照会内容を入力する
- 2) 予め登録した情報照会内容のファイルを、バッチ処理で送信する
- 3) 既存システムから中間サーバーに即時連携する

ここで、即時連携とは、既存システムからの情報照会要求を中間サーバーにて即時に実行し、返答である情報提供内容を既存システムへ返す処理を示す。



②情報提供内容の確認・取込時の接続パターン

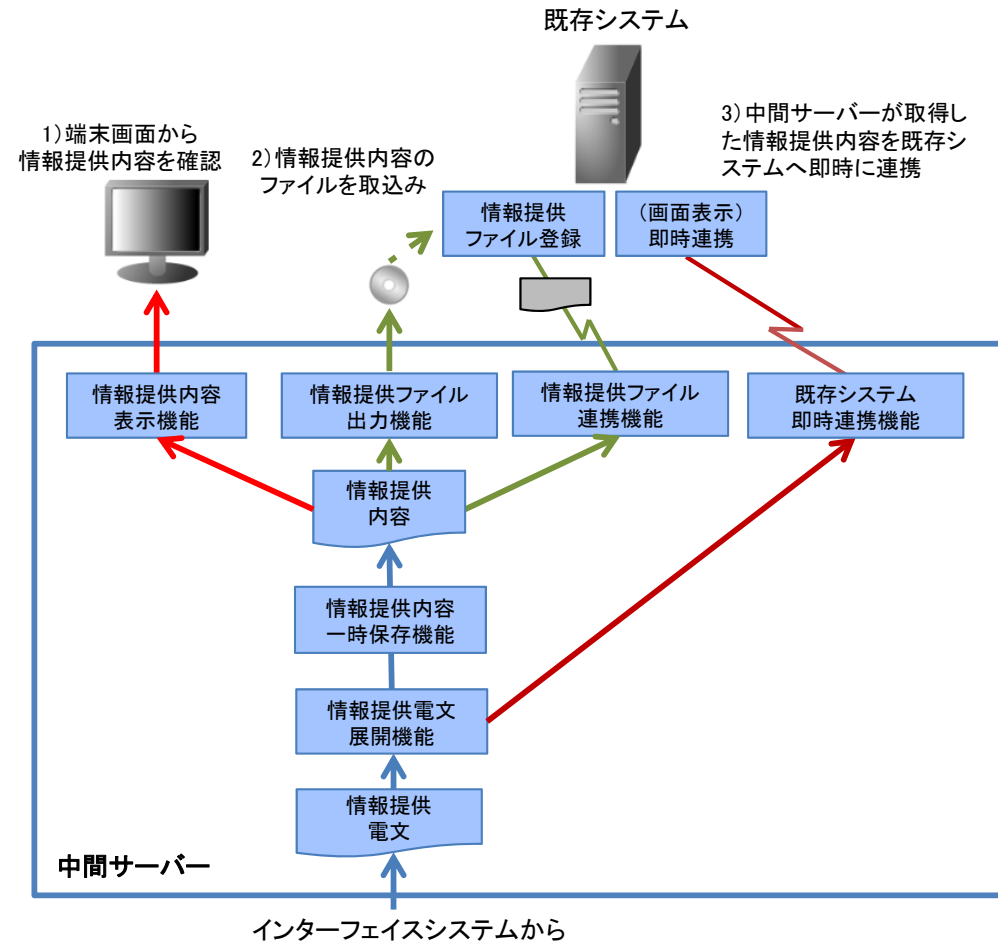
情報照会の結果としての情報提供内容の確認・取込方法として、以下の3パターンを想定する。

- 1) 中間サーバーに接続された端末の画面から、情報提供内容を確認する
- 2) 情報提供内容のファイルを出力して取込む
- 3) 既存システムから中間サーバーに即時連携する

ここで、即時連携とは、中間サーバーが他情報保有機関から取得した情報提供内容を、情報照会元の既存システムへ返す処理を示す。

情報照会におけるその他の前提条件について、以下に示す。

- ・ 検索条件及び回答を求める項目は、情報照会時に情報照会者が設定する。
- ・ 複数の情報保有機関に同じ内容の情報照会を行う場合は、中間サーバーで照会する情報保有機関ごとに分解した情報照会電文を作成し、実施する。
- ・ 番号法案別表第2の事務ごとに、同一事務及び同一情報保有機関に対して、同一対象者であれば、情報照会者の判断により複数の特定個人情報と問い合わせることも可能とする。また、複数の対象者にまたがる問い合わせは許可しない。
- ・ 中間サーバーは、個人番号及び基本4情報を保有しないことを基本とする。宛名番号と基本4情報を紐付け、画面に表示する仕組みが必要な場合は、既存システム側で対応する。



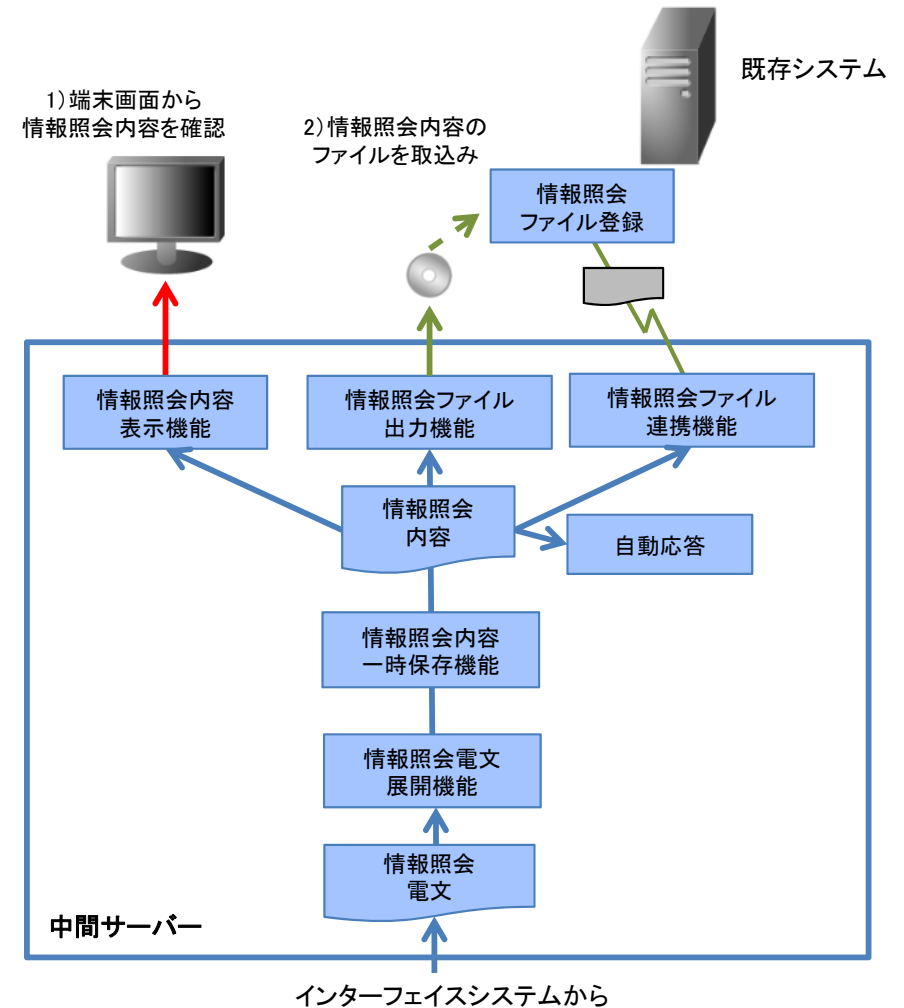
(3) 情報提供側機能

情報提供とは、当該情報保有機関が、情報照会を受けた場合に、保有する当該特定個人情報を提供することである。

①情報照会内容の確認の接続パターン

他情報保有機関から情報照会を受けた場合の情報照会内容の確認方法として、以下の2パターンを想定する。

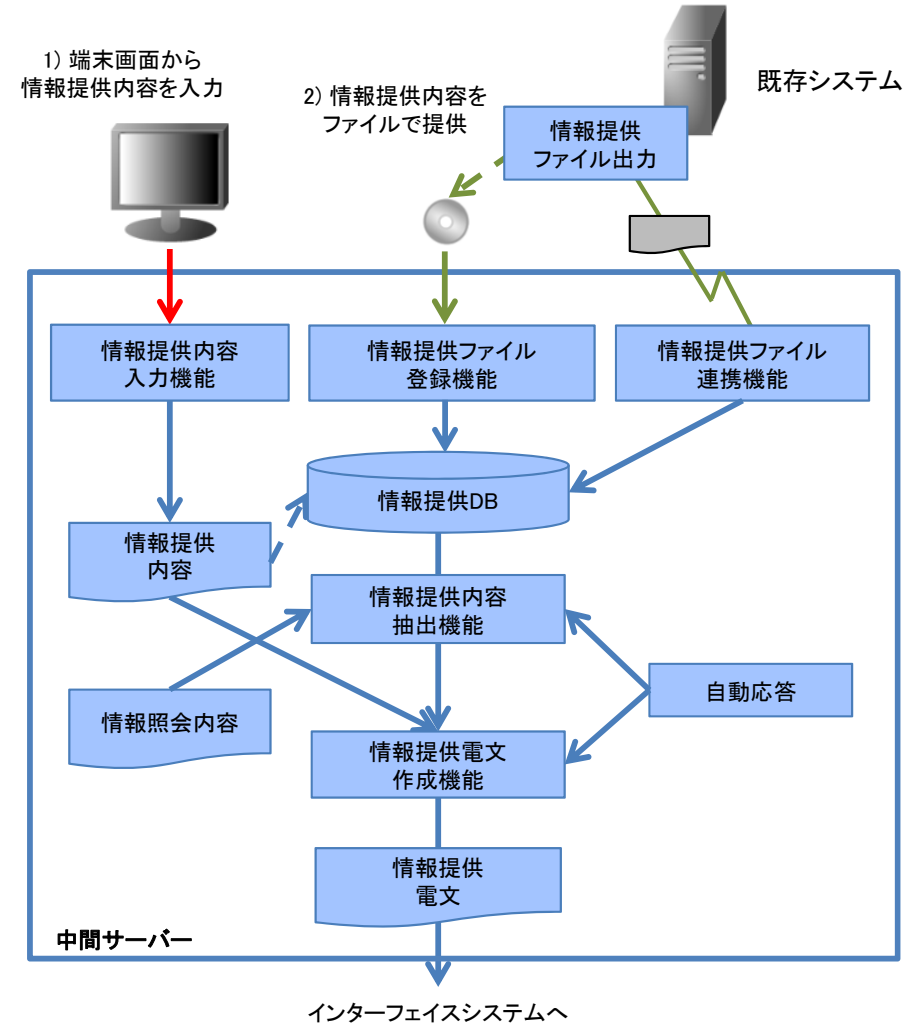
- 1) 中間サーバーに接続された端末の画面から、情報照会内容を確認する
- 2) 情報照会内容のファイルを出力して取込む



②情報提供の接続パターン

情報提供の実現方法として、以下の2パターンを想定する。

- 1) 中間サーバーに接続された端末の画面から、情報提供内容を入力する
- 2) 情報提供内容のファイルを、自動で提供する



(特定個人情報、情報提供電文のイメージ)

データ標準（データレイアウト）、中間サーバーに保有する特定個人情報、情報提供電文のイメージを下図に示す。

情報提供内容抽出機能とは、情報提供の対象となる事務に応じて、情報提供DBから、必要な特定個人情報の項目を抽出して、情報提供電文を作成する機能である。

①データレイアウト(特定個人情報別／事務別データ項目対応欄付)イメージ

・情報提供者側が用意するデータセットを作成する際に利用するデータレイアウト

医療保険給付関係情報		〇〇に関する事務		△△に関する事務		□□に関する事務	
データ項目	データ属性	厚労省	都道府県	市町村	健保組合	...	...
AAA	XXXXX	○			○		
BBB	YYYYY	○				○	
CCC	ZZZZZ	○		○		○	
...	...			○			

情報提供DB
更新機能

②中間サーバーに蓄積するデータ(DB)イメージ

宛名-符号紐付テーブル

情報提供用DB

宛名番号	符号
0001	
0002	
...	

〇〇年度	医療保険給付関係情報				...	XX情報
宛名番号	AAA	BBB	...			
0001						
0002						
...						

XX年度

情報提供内容
抽出機能

③情報提供電文イメージ

ヘッダ情報
000Xの符号
提供データの更新年月日
〇〇に関する事務
厚労省 × × 県
AAAの値
BBBの値
...

図 データ標準、中間サーバーに保有する特定個人情報、情報提供電文のイメージ

- ・DBテーブルの構成（業務ごとに分けるか、年度ごとに分けるか等）は設計段階で検討することとする。
- ・年度や再転入の有無によらず同一個人の宛名番号は同一とする。

(情報提供更新機能)

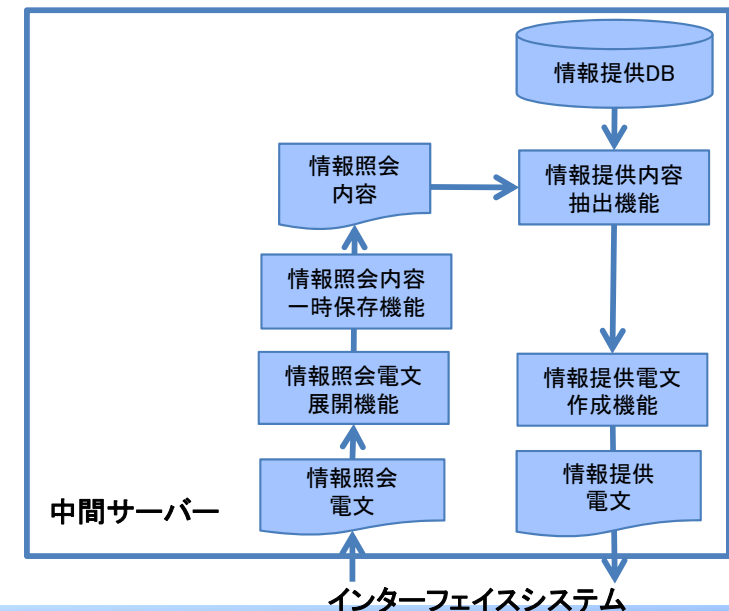
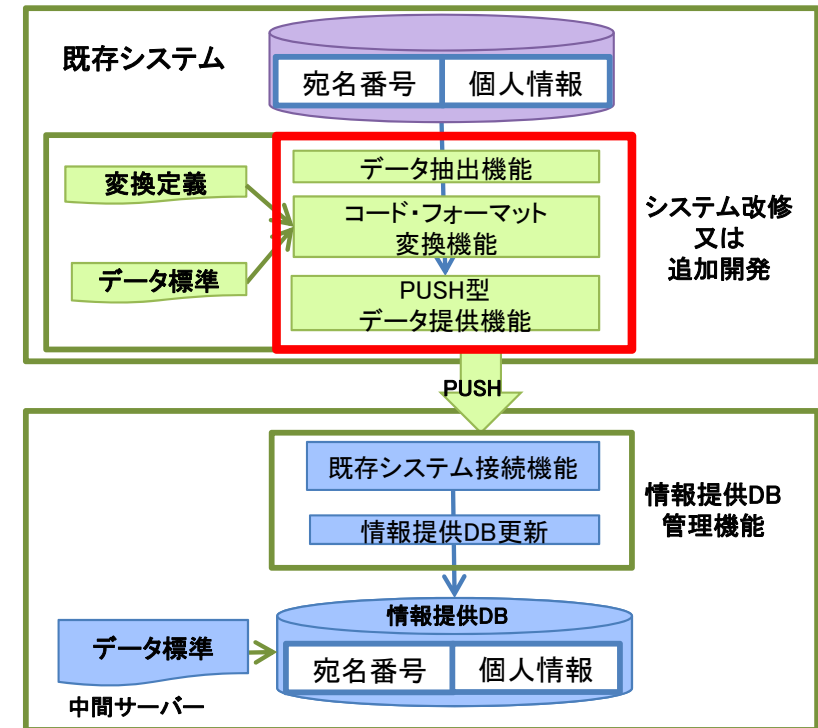
中間サーバーに構築する、番号法案別表第2に規定される情報提供のための特定個人情報の複製を格納したデータベースを情報提供DBと呼ぶ。

情報提供DBを更新する方法を右図に示す。右図のうち、赤線で示した範囲（既存システムのデータを抽出し、情報提供DBが扱う標準形式のデータ変換（コード・フォーマット変換）し、PUSH型Webサービスでデータを提供する機能）については、既存システム側で実現するものとする。ただし、データ変換の機能のうち、中間サーバーで保有することが効率的な機能がある場合には、中間サーバーに設けることもありうる。

変換定義とは、既存システムのデータから標準形式のデータへ変換方法の定義であり、コードやフォーマット変換の具体的な方法について記述したものである。既存システム側から標準形式に変換したデータを、PUSH型データ提供機能にて、中間サーバーに送付し、情報提供DBを更新する。

(情報提供における自動応答)

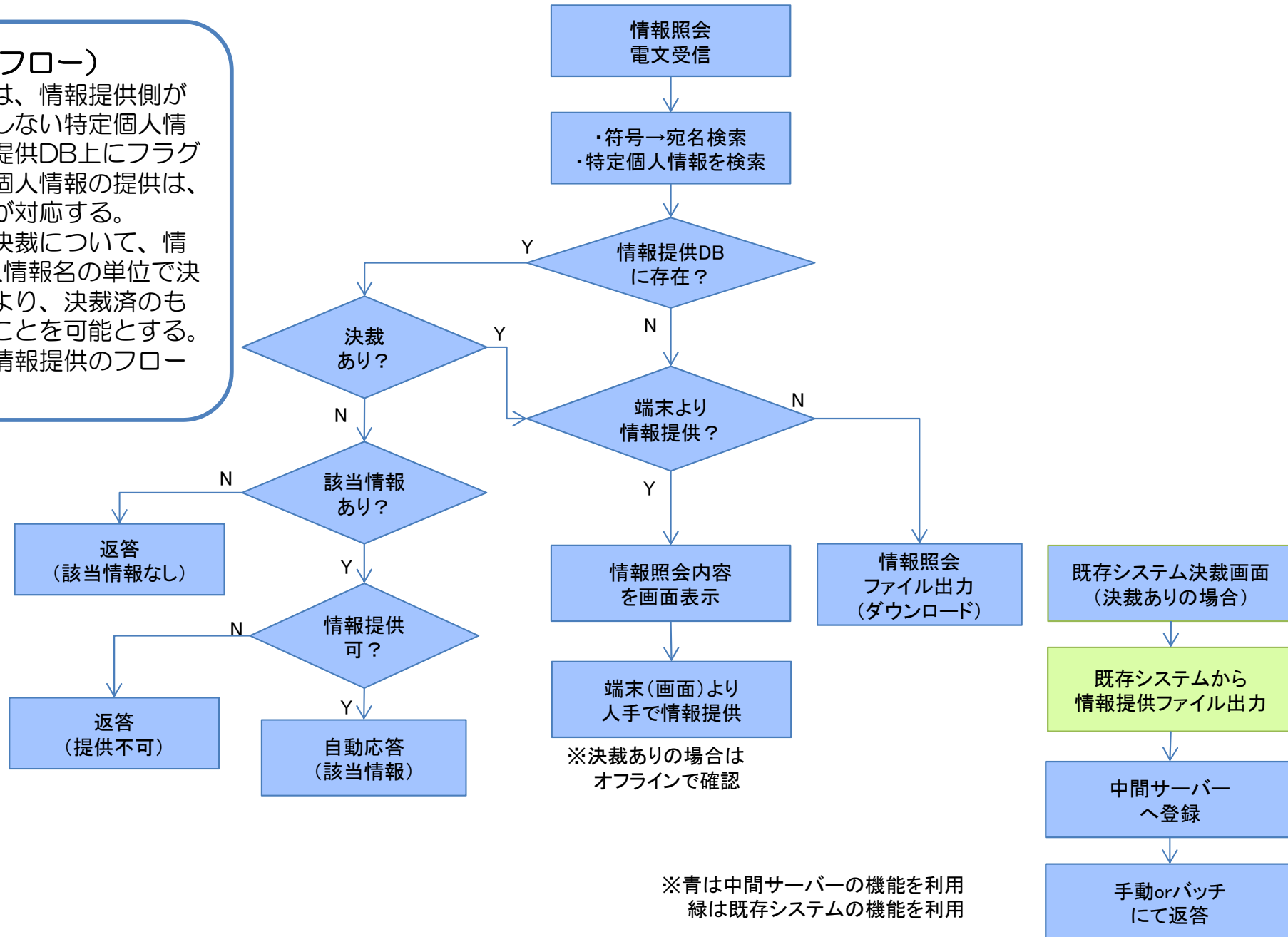
情報提供においては、右図に示すように、情報提供DBを用いた自動応答を基本とする。



(情報提供の処理フロー)

情報提供においては、情報提供側が「意図的に情報提供しない特定個人情報」について、情報提供DB上にフラグを設ける。当該特定個人情報の提供は、自動応答せず、職員が対応する。

また、情報提供の決裁について、情報提供DBの特定個人情報名の単位で決裁区分を持つことにより、決裁済のものだけ情報提供することを可能とする。これらを加味した、情報提供のフローを右図に示す。



(情報照会、情報提供のステータス)

情報照会、情報提供のステータスの確認のため、下左図に示す2つの画面を用意する。

ここで、「ステータス」は、送受信の状況を示す（詳細は報告書本文に記載）。

また、「提供状況」は、下右図の情報提供の状況を示す。「内容」は、当該電文の内容を表示するリンクを想定する。
上記の案について、以下に示す。

①情報照会側／情報照会状況表示画面

情報照会（送信）							情報提供（受信）			
情報照会先	送信情報			送信状況		内容	受信状況			内容
機関名	事務名	宛名 番号	処理 通番	ステータス	日時		ステータス	日時	提供 状況	

②情報提供側／情報提供状況表示画面

情報照会（受信）							情報提供（送信）			
情報照会元	受信情報			受信状況		内容	送信状況			内容
機関名	事務名	宛名 番号	処理 通番	ステータス	日時		ステータス	日時	提供 状況	

#	ステータス	備考
1	該当者なし	情報照会対象者の「符号→宛名変換」が失敗。該当者なし。
2	該当者はあるが該当データなし	情報照会対象者の「符号→宛名変換」が成功。該当データなし。
3	該当者があるが一部データのみ該当	情報照会対象者の「符号→宛名変換」が成功。要求された特定個人情報の項目のうち一部の項目のデータのみが該当。
4	該当者があり、全データが該当	情報照会対象の該当者があり、全データが該当。
5	情報提供要確認	情報保有機関が意図的に情報提供を要確認と判断したもの。

(4) 情報提供記録管理機能

番号法案では、情報提供記録について、以下のように記載されている。

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め及び提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。（後略）

上記の記載を踏まえた、情報提供記録を記録するタイミング、場所及び項目について、下左図に示す。

また、中間サーバーにおける情報提供記録の項目（案）について、下右図に示す。

記録する主体	記録するタイミング	記録する場所	記録する項目
情報照会者及び情報提供者	第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め及び提供があったとき	情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機	一 情報照会者及び情報提供者の名称 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 三 特定個人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
総務大臣	同上	情報提供ネットワークシステム	同上

記録する項目	番号法案
処理通番	
符号	
提供の求めの日時	○
提供があったときの日時	○
情報照会者	○
情報提供者	○
特定個人情報の項目	○
事務	

(5) 中間サーバーの責任分界点

インターフェイスシステムと中間サーバーのハードウェアは、以下の理由により、異なるハードウェア上に稼働させ、責任分界点を明確化させるのが望ましい。

①「個人情報の扱い」に係る責任分界点について

コアシステムとインターフェイスシステムは情報提供ネットワークシステムの一部であり、一方、中間サーバーは情報保有機関側のシステムの一部である。特定個人情報を中間サーバーで暗号化する場合、情報提供ネットワークシステム側（コアシステムとインターフェイスシステム）は特定個人情報の内容を把握できない。一方、インターフェイスシステムと中間サーバーを同一筐体とすると、論理的には別システムであるものの、「見た目」は「インターフェイスシステムと中間サーバーが一体化」してしまい、国が管理することへの国民の懸念の払拭という観点から課題がある。

②「情報セキュリティ」に係る責任分界点について

情報提供ネットワークシステムにおいて、コアシステムとインターフェイスシステム間のネットワークは国で所管し、中間サーバーと既存システム間のネットワークは情報保有機関側で所管することが想定される。「両者の間をFW（ファイアウォール）を介してつなぐ」とするとネットワークセキュリティ上の責任分界点が明確化される。

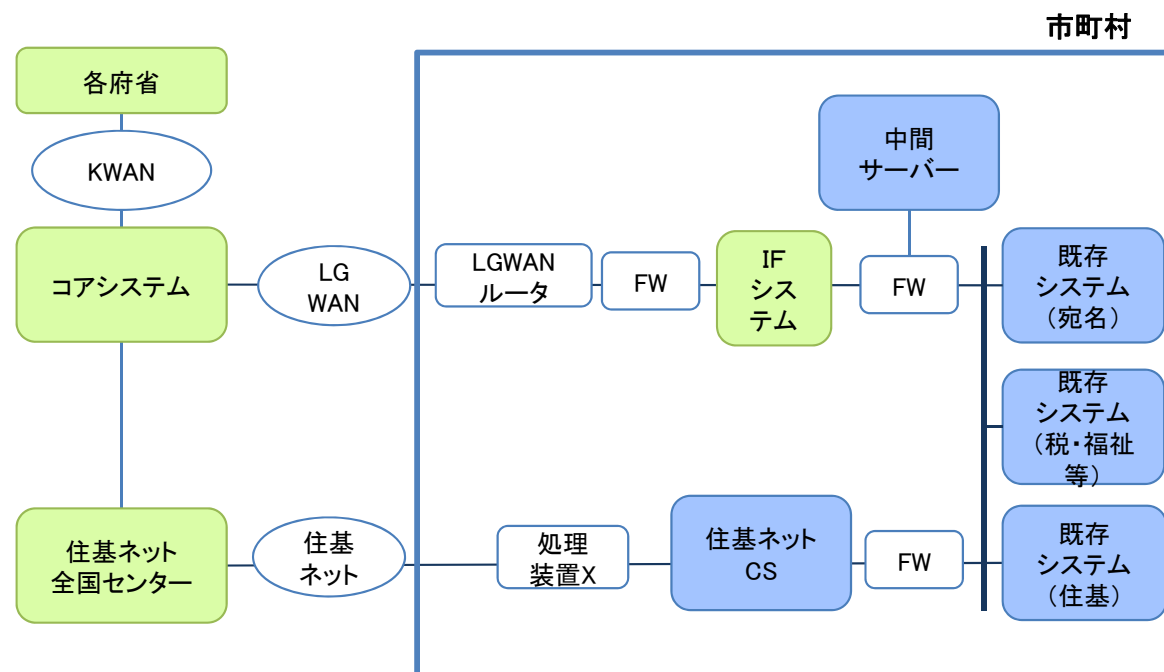
一方、「インターフェイスシステムと中間サーバーを同一筐体とすると、各ネットワークの情報セキュリティ面の所管が曖昧となる。

(6) 中間サーバーの稼働環境

中間サーバーのLAN上の配置は、設置する情報保有機関にてその状況を鑑みて検討することとするが、ネットワークセキュリティ上、インターフェイスシステムと中間サーバーの責任分界点の明確化のために両者の間にFWを設置することを推奨する。

上記に加え、中間サーバーは外部（他の情報保有機関など）からアクセスされるため、既存システムと同じセグメントに配置することで、既存システムのセキュリティが確保できなくなる恐れがある。従って、既存システムと異なるセグメントに、中間サーバーを設置する構成がより望ましいと考えられる。

下記は一例であるが、クラウド環境の利用や、既存システムの基幹系LAN及び情報系LANの形態等によって、様々な構成が想定される。



(7) 中間サーバーの非機能要件

①前提条件

中間サーバーの非機能要件は、原則情報保有機関ごとに定めることとするが、情報提供ネットワークシステムへの接続にあたって最低限遵守すべき要件については、別途ガイドライン等により全国統一で定めることも検討する。

②規模要件

規模要件は、情報保有機関が蓄積するデータ量とトラフィック量に依存する。これらは情報保有機関側での固有要件及び調達されるハードウェアに依存するため、

- ・自庁内のネットワーク構成、帯域
- ・各情報保有機関において中間サーバーに蓄積する複製のデータ項目、データ量
- ・各情報保有機関における、情報照会／情報提供の頻度及び提供データ量

等を考慮して、必要な帯域、サーバー諸元等について検討する必要がある。

③可用性要件

1) サービス稼働時間

最低限の共通運用時間帯を保証しながらも、各情報保有機関の意向や目的によって個別に稼働時間の延長も可能となるよう、特定個人情報保護委員会システム、情報提供ネットワークシステム等と合わせた共通運用時間帯を設定し、それ以外の時間帯は各情報保有機関が個別に設定可能とすることが望ましいと考えられるが、サービス稼働時間帯の設定方法は別途検討する必要がある。なお、共通運用時間帯の設定に当たっては、全国一律で情報照会・情報提供をどの時間帯まで可能とするか、という観点からも検討する必要がある。

2) 目標復旧水準

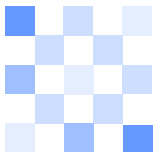
RTO（目標復旧時間）は、国の行政機関等からの情報照会等が発生することも考慮し、12時間以内の復旧が望ましいと考えられるが、詳細はサービス稼働時間、稼働率、費用対効果等を勘案の上、検討する必要がある。

④セキュリティ要件

機密性対策、完全性対策、可用性対策を実施する（詳細は報告書本編に記載）。なお、情報提供ネットワークシステム等の外部との通信に影響する要件（暗号化／復号要件、ウィルス対策要件等）については、安全性を確保するため、別途ガイドライン等により全国統一で定めることも検討する。

⑤運用・保守要件

運用保守者（情報保有機関の管理者及び運用保守業者等）が、運用プロジェクト管理、構成管理、オペレーション、ヘルプデスク、監視、障害対応等を実施する（詳細は報告書本編に記載）。



「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ 与える影響に関する調査研究」

— 技術標準の検討に係る報告書（概要版） —

平成25年3月29日

趣旨・位置づけ

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」では、「技術標準の検討に係る報告書」（以下、「本報告」という。）として、データ標準及び通信プロトコルについて、とりまとめるもの。

目次

1 本報告の趣旨

- (1) 概要
- (2) 制約事項

2 技術標準の概要

- (1) 技術標準の検討範囲
- (2) 情報照会の流れ
- (3) 情報提供の流れ

技術標準の概要について、情報照会・情報提供の流れとともに整理

3 データ標準

- (1) データ標準のイメージ
- (2) データ標準の作成フロー
- (3) 成果物イメージ

データ標準の作成フロー及び成果物イメージについて整理

4 通信プロトコル標準

- (1) 電文の基本データ構造
- (2) 電文種別
- (3) 電文種別ごとの電文構造
- (4) 稼働状態通知の流れ
- (5) 情報照会時の流れ
- (6) 情報提供時の流れ
- (7) プレフィックス情報等配布の流れ

電文の構造と通信の流れについて整理

各章の概要(第1章及び第2章) 1/2

第1章 本報告の趣旨

(1) 概要

社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴い、情報提供ネットワークシステムのインターフェイスシステムと中間サーバー及び中間サーバーと既存システムを接続するための技術標準について検討し、調査報告書を作成するものである。

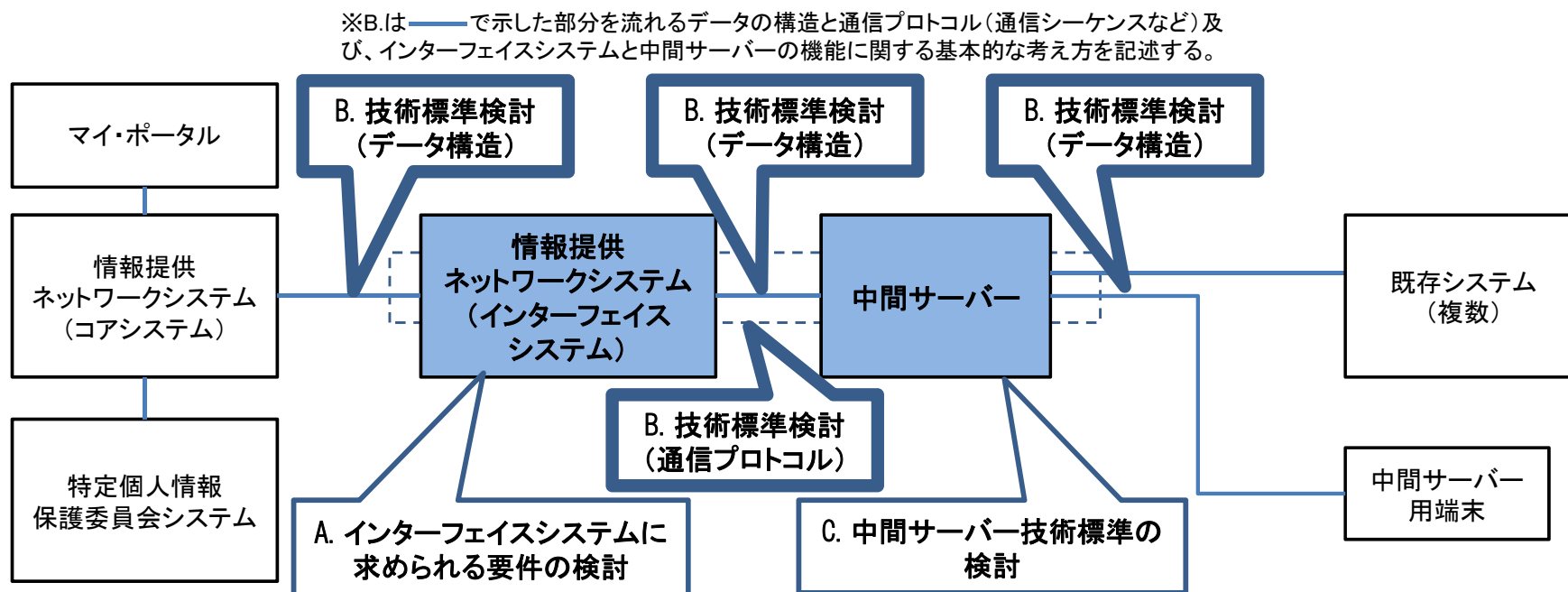
(2) 制約事項

番号法案及び関連法案は現時点で未成立であり、今後の法制化、法案審議や後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、記載内容に変更が生じる可能性がある。

第2章 技術標準の概要

(1) 技術標準の検討範囲

本書は、インターフェイスシステム及び中間サーバーを流れるデータの構造と通信プロトコルの標準についてとりまとめたものである。本書で検討される範囲は、下図における「B.技術標準検討（データ構造）」及び「B.技術標準検討（通信プロトコル）」の部分である。

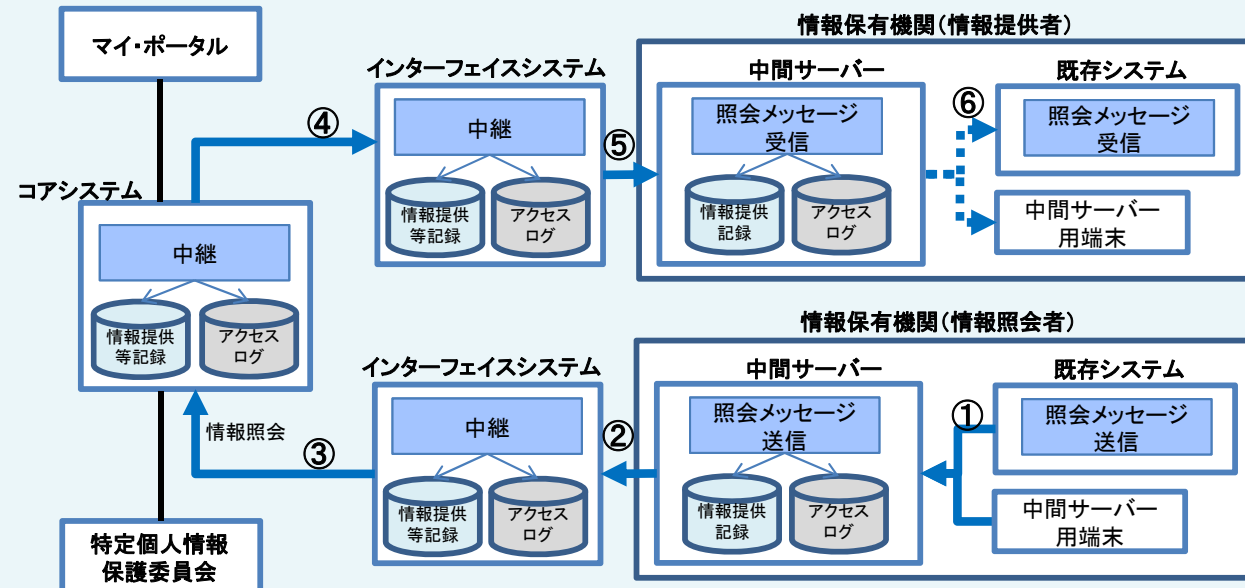


※A.C.はそれぞれのシステムが保有すべき機能要件、非機能要件を記述する。

(2) 情報照会の流れ

情報提供ネットワークシステムを用いた、
情報照会の流れを右図に示す。

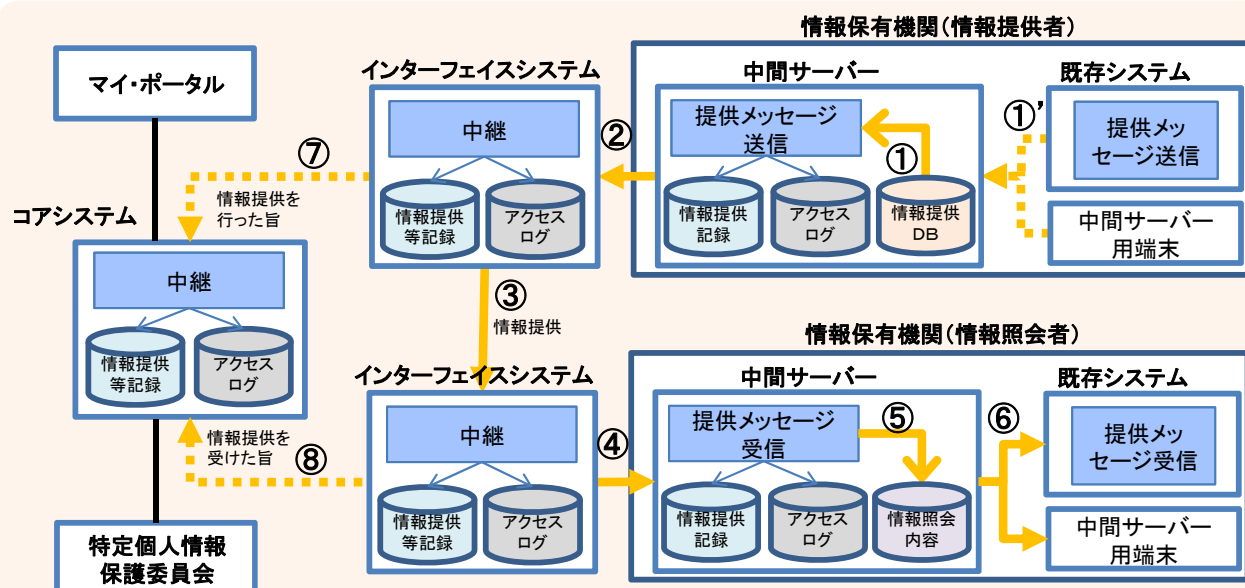
- ・ 中間サーバーにて問い合わせた宛名番号を
符号に変換し、情報照会を行う。



(3) 情報提供の流れ

情報提供ネットワークシステムを用いた、
情報提供の流れを右図に示す。

- ・ 情報提供は、情報提供DBを用いた自動応
答を基本とする。
- ・ 情報提供者は、情報照会元の情報保有機関
に、処理通番とともに返信する。
- ・ 情報提供電文のボディは中間サーバーにて
暗号化する。

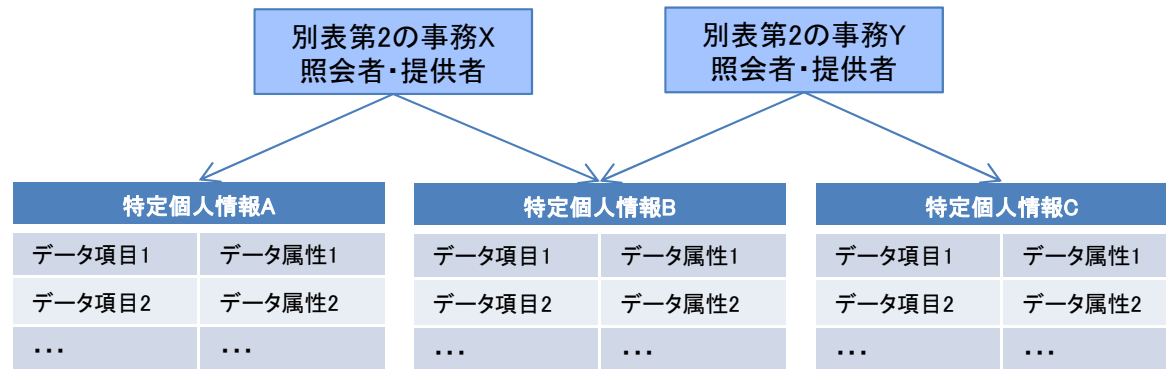


※実線は主な流れを示す

第3章 データ標準

(1) データ標準のイメージ

特定個人情報が確実に、かつ適切な権限により提供されることをシステムとして保証するため、右図のようにデータ標準（番号法案別表第2に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報）を適切に定義する必要がある。

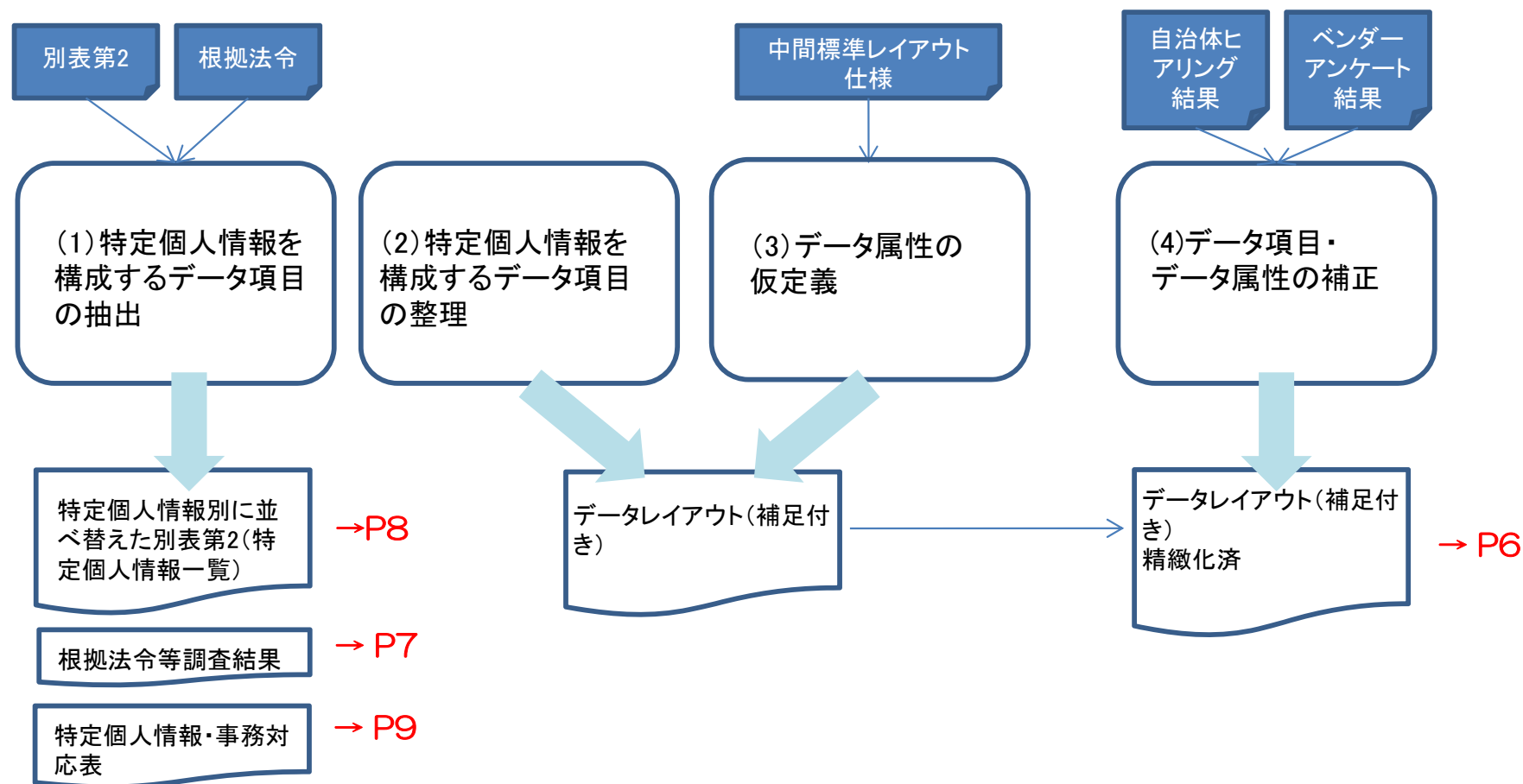


(2) データ標準の作成フロー

データ標準は、特定個人情報情報を構成するデータ項目の検討にあたって、まず事務の根拠法令から読み取れる項目を整理し、項目ごとのデータ属性については、地方公共団体の業務パッケージシステム製造ベンダー26社が参加して作成した「中間標準レイアウト仕様」を中心に、「地域情報プラットフォーム 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」も参考にして作成した。

その後、地方公共団体ヒアリングを実施し、法令から読み取ったデータ項目の精緻化を行った。また、データ属性については、地方公共団体の業務パッケージシステム製造ベンダーに対して対応可否を問うヒアリングを実施して、データ属性の補正作業を行った。

データ標準作成フローの概要について、以下に示す。



(3) 成果物イメージ

作成した「データレイアウト（補足付き）」のサンプルを以下に示す。

ただし、データレイアウトを確定するためには、情報照会のユースケースがより具体化するとともに、情報提供者がデータ提供可能であることの確認が必要であり、本調査研究の成果物は現時点で可能な範囲で整理をしたものである。

特定個人情報	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
情報提供者	市町村長	

項番	データ項目				データ型	桁数	コード	繰り返し	項目説明
1	個人住民税情報								
2		課税年度			X	4			賦課の対象となる年度(課税すべき年度)
3		総所得金額等			9	13			繰越控除後の合計所得額
4		合計所得金額			9	13			内訳がない場合
5			総所得金額		9	13			
7				給与所得額	9	13			
8					9	13			
9					9	13			
10				雑所得額(総合課税)					
11					9	13			
12					9	13			
13					S9	13			
14				事業所得額					
15					S9	13			
16					S9	13			
17					S9	13			
18					S9	13			
19					S9	13			
20				不動産所得額					
21				利子所得額(総合課税)	9	13			
22				配当所得額(総合課税)	9	13			株式配当所得、外貨証券配当所得、その他証券配当所得、少額配当所得、その他配当所得の合計
23				譲渡所得額(総合課税)					

中間標準レイアウト該当項目		
業務名	ファイル名(シート名)	No.
個人住民税	課税台帳情報ファイル	1
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:119	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:120	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:048	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:007	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:008	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:050	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:010	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:052	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:035	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:036	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:110	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:037	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:038	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:039	5
個人住民税	所得情報ファイル コード一覧表 所得控除:040	5

[illegible]

各章の概要(第3章) 4/6

作成した「根拠法令等調査結果」のサンプルを以下に示す。

2-3 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

※特定個人情報番号:特定個人情報一覧の特定個人情報番号

No	特定個人情報	特定個人情報番号※	根拠法令名称	条項号	該当条文	該当条文の区分名	データ項目案	データ項目案の情報元	事務にて確認すべき事項	備考
1	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	2	健康保険法施行令	第四十二条第一項第三号	市町村民税非課税者(療養のあった月の属する年度(療養のあった月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法 の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条 の規定によって課する所得割を除く。第四十三条の三第一項第三号において同じ。))が課されない者(市町村(特別区を含む。同号において同じ。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。第三項第三号において同じ。)である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者(生活保護法第六条第二項 に規定する要保護者をいう。第三項において同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(前号に掲げる者を除く。) 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。	高額療養費算定基準額	年度 市町村民税所得割額 市町村民税均等割額 年税額 総所得金額 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得 給与収入・所得 年金収入・所得 その他雑所得 雑所得計 譲渡所得(長期短期) 一時所得 上場株式等に係る配当所得 土地等に係る事業所得等 短期譲渡所得(一般、特例) 長期譲渡所得(一般、特定、軽課) 株式等に係る譲渡所得等(非上場、上場) 先物取引に係る雑所得等 山林所得 退職所得 条約適用利子等所得 条約適用配当等所得	健康保険被扶養者(異動)届 この届書に添付して提出するもの 「課税(非課税)証明書」	被扶養者が被保険者によって生計を維持されているかどうかを確認。	
2			健康保険法施行令	第四十二条第三項第三号	市町村民税非課税者である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(前号又は次号に掲げる者を除く。) 二万四千六百円	高額療養費算定基準額				
3			健康保険法施行令	第四十二条第三項第四号	略	高額療養費算定基準額				
4			健康保険法施行令	第四十三条の三第一項第三号	市町村民税非課税者(基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法 の規定による市町村民税が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法 の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。次項第三号において同じ。)である被保険者(前号に掲げる者を除く。) 三十四万円	介護合算算定基準額				

各章の概要(第3章) 5/6

作成した「特定個人情報別に並べ替えた別表第2（特定個人情報一覧）」のサンプルを以下に示す。

特定個人情報別に並べ替えた別表第2（特定個人情報一覧）

特定個人情報番号	特定個人情報	事務項番	事務枝番	情報照会者	情報提供者	事務
1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項					
		1	2	厚生労働大臣	市町村長	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
		2	3	全国健康保険協会	市町村長	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		3	3	健康保険組合	市町村長	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		4	2	厚生労働大臣	市町村長	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
		6	1	全国健康保険協会	市町村長	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		8	1	都道府県知事等	市町村長	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		10	1	市町村長	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
		15	3	都道府県知事又は市町村長	市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		16	1	都道府県知事等	市町村長	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
		18	1	市町村長	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		20	1	市町村長	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		21	1	厚生労働大臣	市町村長	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		23	1	都道府県知事等	市町村長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		27	4	市町村長	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		30	7	社会福祉協議会	市町村長	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		31	3	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
		34	1	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		35	3	厚生労働大臣又は共済組合等	市町村長	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

第4章 通信プロトコル標準

(1) 電文の基本データ構造

電文の基本データ構造は、以下の3つの部分で構成される。これらのほかに、電文種別により許可証、暗号化鍵が加わる。

①送受信ヘッダ部

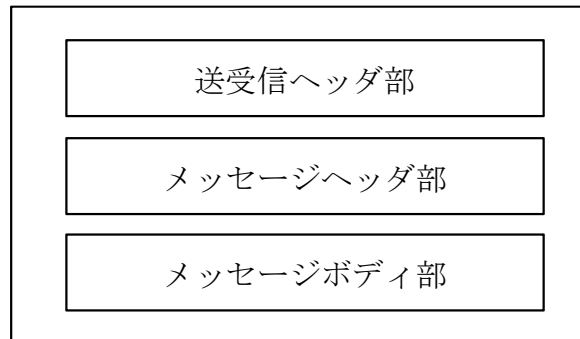
HTTP等のプロトコル、ホスト名、データ形式（コンテンツタイプ）等、送受信の制御に係るデータのヘッダ部分。

②メッセージヘッダ部（以下、ヘッダ部）

電文の宛先、処理通番、メッセージの種別、情報照会者、情報提供者、事務名、特定個人情報名等、情報照会／情報提供等について実際にやり取りするデータのヘッダに相当する部分。

③メッセージボディ部（以下、ボディ部）

特定個人情報のデータ項目名、データ項目の値等、実際にやり取りするデータのボディに相当する部分。



(2) 電文種別

電文は、ヘッダ部に電文種別を持つ。これにより、当該電文が何を目的とするものであるかを識別することが可能となる。

中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の主要な電文について、右図に示す。

中間サーバーと既存システム間の主要な電文について、右図に示す。

(※) 既存システム側からのPULL型のサービス要求に対する回答電文

#	電文種別	情報照会側		コアシステム	情報提供側	
		中間サーバー	IFシステム		IFシステム	中間サーバー
1.	処理通番発行／プレフィックス情報照合依頼	発信	受信			
2.	処理通番発行／プレフィックス情報照合結果通知	受信	発信			
3.	情報照会許可依頼	発信	中継	受信		
4.	情報照会許可通知	受信	中継	発信		
5.	情報照会	発信	中継	中継	中継	受信
6.	情報照会受付完了	受信	中継	中継	中継	発信
7.	情報提供	受信	中継		中継	発信
8.	情報提供受領通知	発信	中継		中継	受信
9.	情報照会／提供完了通知	発信	中継	受信		
10.				受信	中継	発信
11.	プレフィックス情報配布		受信	発信	受信	
12.		受信	発信		発信	受信
13.	プレフィックス情報受領完了		発信	受信	発信	
14.		発信	受信		受信	発信
15.	符号通知	受信	中継	発信	中継	受信
16.	符号通知受領通知	受信	発信		発信	受信
17.			発信	受信	発信	
18.	稼働状態確認	受信	発信		発信	受信
19.			発信	受信	発信	
20.	稼働状態通知	発信	受信		受信	発信
21.			発信	受信	発信	
22.			受信	発信	受信	

#	電文種別	中間サーバー	既存システム
1.	(送信用) 情報照会内容の登録	受信	送信
2.	(受信済) 情報提供内容の取得	受信	送信
3.	(受信済) 情報提供内容の回答(※)	送信	受信
4.	情報照会側状況(一覧)の取得	受信	送信
5.	情報照会側状況(一覧)の回答(※)	送信	受信
6.	(受信済) 情報照会内容の取得	受信	送信
7.	(受信済) 情報照会内容の回答(※)	送信	受信
8.	(送信用) 情報提供内容の登録	受信	送信
9.	情報提供側状況(一覧)の取得	受信	送信
10.	情報提供側状況(一覧)の回答(※)	送信	受信
11.	情報提供DB更新データの登録	受信	送信
12.	プレフィックス情報の取得	受信	送信
13.	プレフィックス情報の取得(※)	送信	受信

(3) 電文種別ごとの電文構造

中間サーバーと情報提供ネットワークシステム間の主要な電文について、電文種別ごとのデータ構造を定義する。

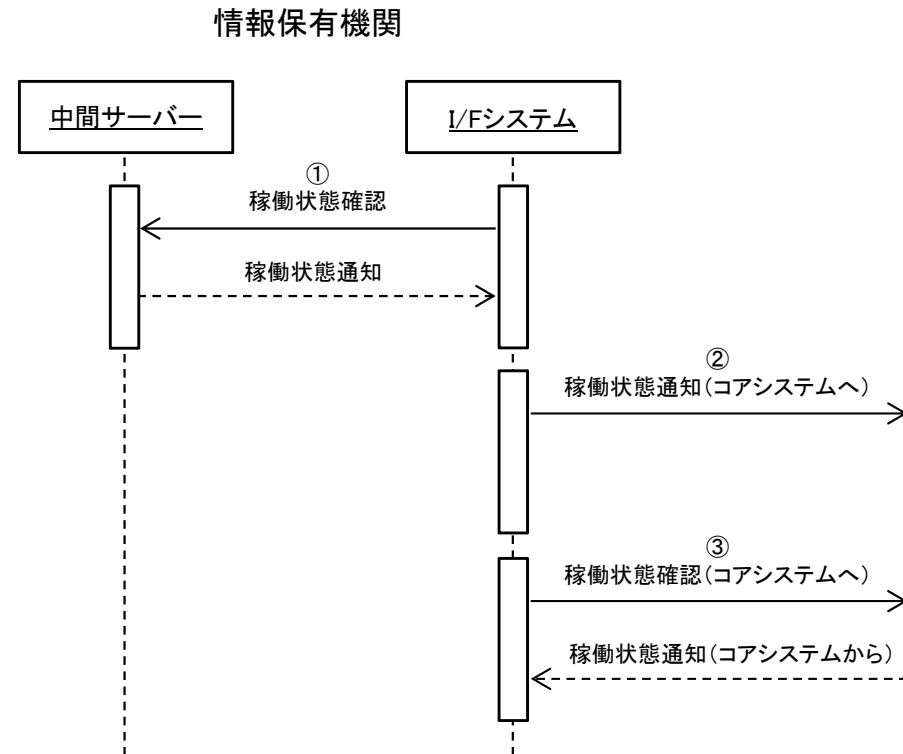
情報照会におけるヘッダ部の電文構造の例を示す（他の電文種別に対する電文構造は、報告書本編に記載）。

#	項目名	概 要
1.	電文種別	“情報照会”を示すコード。
2.	処理日時	電文を生成した日時。
3.	情報照会機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
4.	情報提供機関コード	情報保有機関ごとに振られるコード。
5.	事務コード	番号法案別表第2の事務コード。
6.	符号	情報照会において個人を一意に識別するための情報。
7.	特定個人情報名コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名コードと特定個人情報の項目コードのセット。コードが複数格納される場合もある。
8.	特定個人情報の項目コードのリスト	番号法案別表第2の特定個人情報名ごとに回答を要求する特定個人情報の項目コードのリスト。コードが複数格納される場合もある。
9.	問い合わせ条件	問合せ対象データの範囲（年度又は基準年月日（自～至）） ※以下、例： 年度を指定する場合： <対象年度>H24</対象年度> 基準年月日を指定する場合： <基準年月日>H241201</基準年月日> 基準年月日の自～至を指定する場合： <基準年月日自>H241201</基準年月日自> <基準年月日至>H250331</基準年月日至>
10.	処理通番	情報照会ごとに採番される通番。

(4) 稼働状態通知の流れ

インターフェイスシステムや中間サーバーの稼働／停止等の通知を含む、制御用のメッセージのやり取りに関する処理の基本的な流れ（シーケンス）を示したもののについて記述する。

- ①インターフェイスシステムは、中間サーバーの稼働状態について定期的に確認する。中間サーバーはインターフェイスシステムからの問合せを受け、自らの稼働状態を通知する。
- ②インターフェイスシステムは、コアシステムに対して自らの稼働状態（中間サーバーの稼働状態を含む）を定期的に通知する。通知する内容として、現在正常稼働中であること、現在サービスを停止している（稼働しているがサービス提供できない状態）こと等が挙げられる。
- ③インターフェイスシステムからコアシステムに対して稼働状態を通知することにより、コアシステムは全ての情報保有機関におけるシステム稼働状態を一元把握している。情報提供側から情報提供を行う際には、まずコアシステムに対して情報照会側が稼働しているかどうかを確認する。

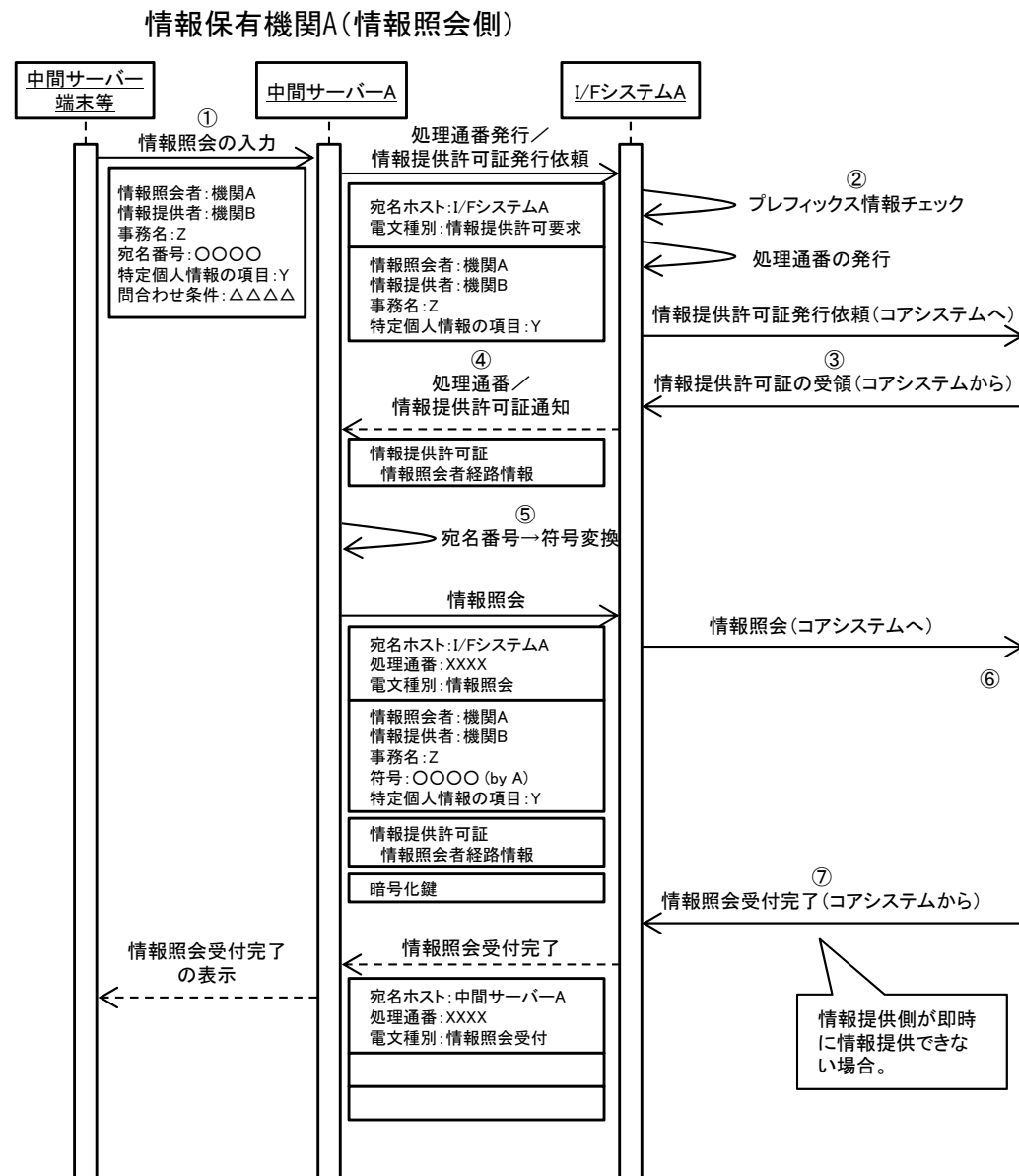


(5) 情報照会時の流れ (情報照会時の流れ(情報照会側))

情報照会及び情報提供において特定個人情報を含むメッセージのやり取りに関する処理の基本的な流れ(シーケンス)を示したものについて記述する。

情報照会時(情報照会側)の基本パターンについて、以下に示す。

- ① 中間サーバーに接続された端末等を通じて情報照会に係る情報を入力すると、まず中間サーバーはインターフェイスシステムへ、処理通番の発行の依頼とプレフィックス情報の照合を依頼する。
- ② インターフェイスシステムは、中間サーバーからの処理通番の発行の依頼について、プレフィックス情報とのチェック等を行い、正当であれば処理通番を発行する。
- ③ 中間サーバーはインターフェイスシステムを通じてコアシステムへ、情報提供許可証の発行を要求する。
- ④ コアシステムは、中間サーバーからの情報提供許可証の発行依頼について、プレフィックス情報とのチェック等を行い、正当であれば、情報提供許可証を発行し、インターフェイスシステムを通して中間サーバーへ返信する。
- ⑤ インターフェイスシステムは、コアシステムから情報提供許可証を受信し、中間サーバーへ転送する。情報提供許可証には、情報提供側から情報照会側への経路情報等が含まれる。
- ⑥ 中間サーバーは、中間サーバーにおいて宛名番号から変換した符号、中間サーバーで管理している暗号化鍵及び情報提供許可証を添えて、インターフェイスシステムとコアシステムを通して情報提供側へ情報照会のメッセージを送信する。
- ⑦ コアシステムでは、インターフェイスシステムを通して受信した情報照会のメッセージのうち、符号を情報照会者のものから情報提供者のものに変換して、情報提供者側にメッセージを送信する。
- ⑧ なお、情報提供側が即時に情報提供できない場合には、インターフェイスシステムは、情報照会受付完了をコアシステムから受信し、中間サーバーに伝える。

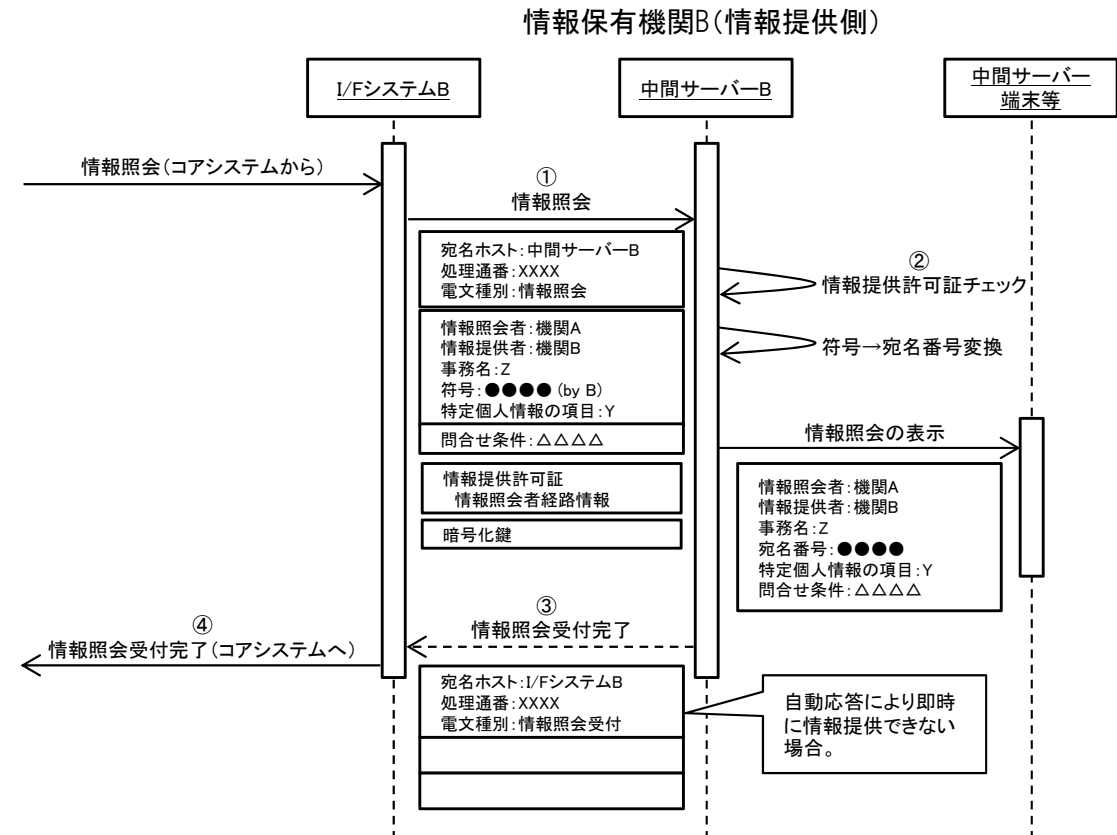


(情報照会時の流れ(情報提供側))

情報照会時(情報提供側)の基本パターンについて、以下に示す。

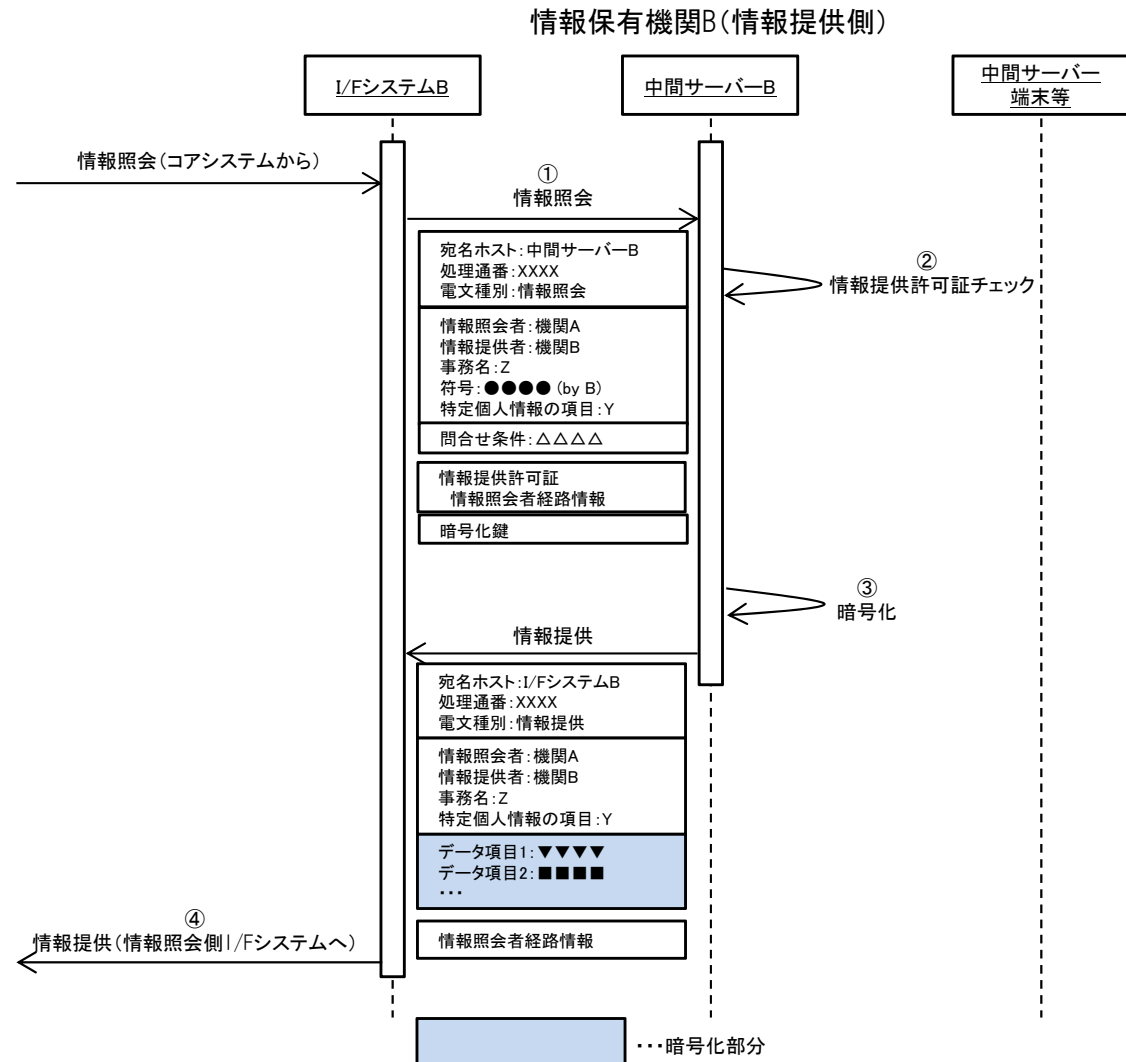
情報提供側が自動応答で即時に情報提供できない場合には次のようになる。

- ①インターフェイスシステムはコアシステムから情報照会のメッセージを受信し、中間サーバーに伝える。
- ②中間サーバーでは、情報提供許可証をチェックし、暗号化鍵や情報照会側への経路情報を受領すると共に、符号から宛名番号への変換を行い、接続された端末等に表示する。
- ③中間サーバーは情報提供側が情報照会を受け付けた旨をインターフェイスシステムに伝える。
- ④インターフェイスシステムでは、コアシステムを経由して情報照会側のインターフェイスシステムにその旨を伝える。



一方、情報提供側が自動応答により即時に情報提供できる場合には以下ようになる。この場合には、中間サーバーにおいて情報照会受付完了の電文を返すのではなく、即時に情報提供の電文を返す流れになる。

- ①インターフェイスシステムはコアシステムから情報照会のメッセージを受信し、中間サーバーに伝える。
- ②中間サーバーでは、情報提供許可証をチェックし、暗号化鍵や情報照会側への経路情報を受領する。
- ③中間サーバーは、設置された情報提供DBから必要な情報を抽出し、メッセージのデータ項目部分に関する暗号化を行い、情報照会側への経路情報と共に、インターフェイスシステムにメッセージを送信する。
- ④インターフェイスシステムは、経路情報に従い、情報照会側のインターフェイスシステムにメッセージを送信する。

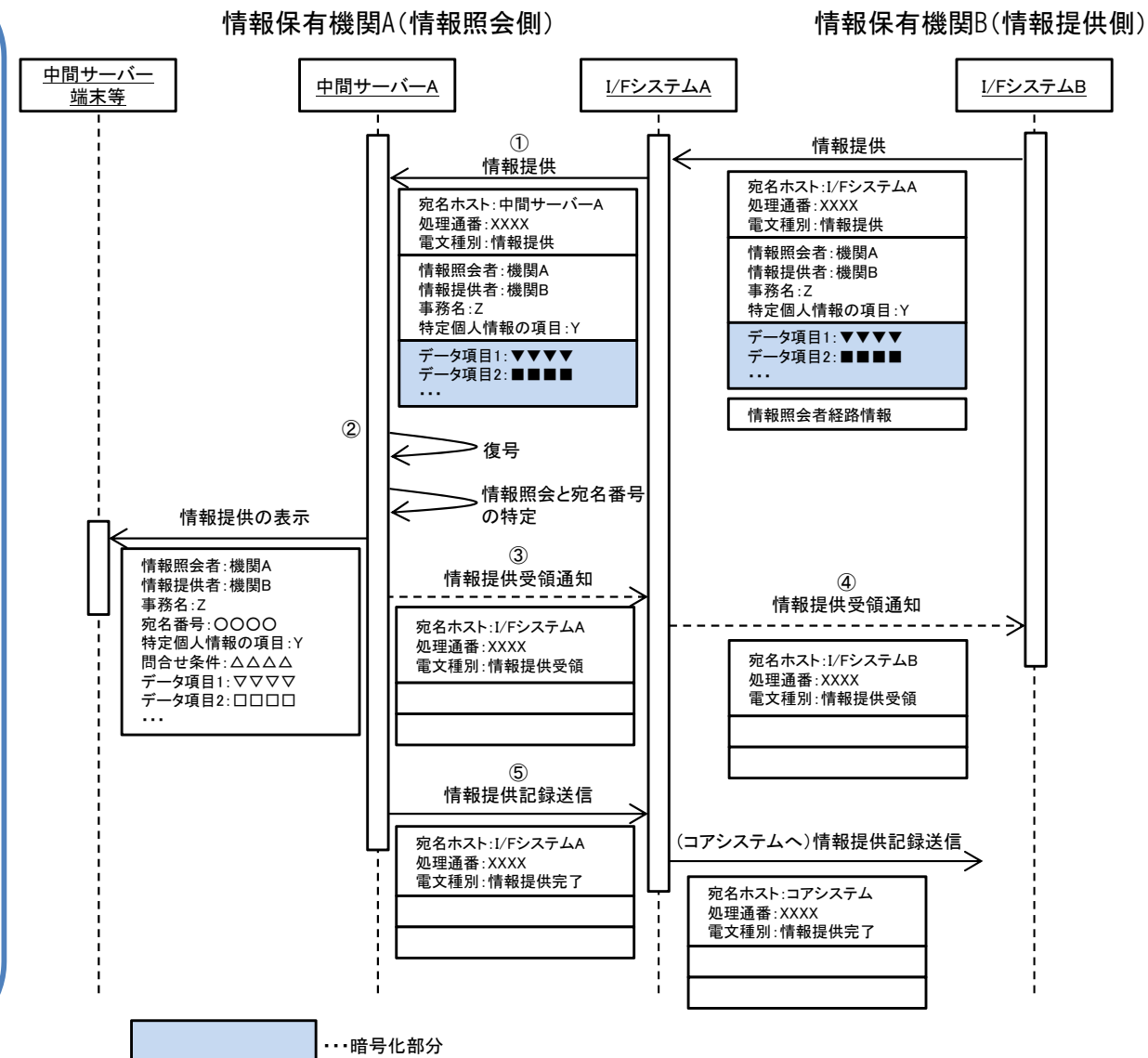


(情報提供時の流れ(情報照会側))

情報提供時(情報照会側)の基本パターンについて、以下に示す。

- ①インターフェイスシステムでは、情報提供側のインターフェイスシステムからメッセージを受け取り、中間サーバーにメッセージを送信する。
- ②中間サーバーでは、メッセージのデータ項目部分について復号し、処理通番から元の情報照会及び対応する宛名番号を特定した後、接続された端末等に情報提供の結果を表示する。
- ③また、中間サーバーは情報提供を受けた旨をインターフェイスシステムに伝える。
- ④インターフェイスシステムは、情報提供を受けた旨を情報提供側のインターフェイスに伝える。
- ⑤最後に、中間サーバーは、インターフェイスシステムを経由して、コアシステムに情報提供の一連の処理の完了を送信する。

なお、情報提供時には、コアシステムを経由せず、情報照会者が付与した処理通番を使用するため、符号を使用しない。



(7) プレフィックス情報等配布の流れ

プレフィックス情報とは、番号法案別表第2に基づく情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目の組み合わせを指す。プレフィックス情報等配布の基本パターンについて、以下に示す。

プレフィックス情報は、情報提供ネットワークシステムのいずれかにおいて情報が一元管理されているのが適切であると考えられる。ここでは、コアシステムで一元管理していると想定する。

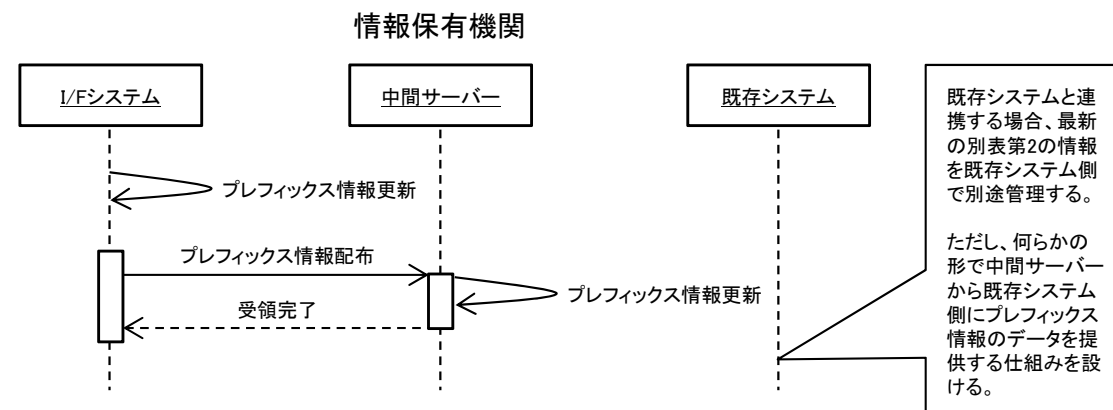
インターフェイスシステムでは、コアシステムからプレフィックス情報を受け取った想定で、プレフィックス情報を最新版に更新し、中間サーバーに送信する。

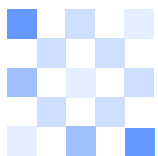
中間サーバーでは、同様にプレフィックス情報を最新版に更新し、受領した旨をインターフェイスシステムに伝える。

プレフィックス情報に基づくメッセージの正当性チェックはインターフェイスシステムで行う想定であるので、中間サーバー側にプレフィックス情報が必須という訳ではない。

ただし、例えば情報照会を行う際に、情報照会者／情報提供者／事務／特定個人情報の項目の組み合わせに関する情報を中間サーバーが保持していたほうが、情報を入力する際に便利であろうと考えられる。同様に、プレフィックス情報以外にも幾つかのマスタデータについて、各情報保有機関の中間サーバーで最新版を保持していた方が望ましいと考えられる。

更に、中間サーバーと既存システムが連携する可能性から、情報提供側の要求を作成するため、既存システム側でも最新のプレフィックス情報等を保持することが考えられる。この場合は、既存システム側で適切にプレフィックス情報等を管理することになる。そのため、何らかの形で中間サーバーから既存システム側にプレフィックス情報のデータを提供する仕組みを設ける必要がある。





「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ 与える影響に関する調査研究」

— インターフェイスシステムに求められる要件の検討に係る報告書（概要版） —

平成25年3月29日

趣旨・位置づけ

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」では、「インターフェイスシステムに求められる要件の検討に係る報告書」（以下、「本報告」という。）として、インターフェイスシステムの機能及び非機能要件について、とりまとめるもの。

目次

1 本報告の趣旨

- (1) 概要
- (2) 制約事項

2 インターフェイスシステムの概要

- (1) インターフェイスシステムの検討範囲
- (2) インターフェイスシステムの概要
- (3) 情報照会の流れ
- (4) 情報提供の流れ
- (5) 番号制度導入に係る情報保有機関に設置するシステムの調達範囲

インターフェイスシステムの概要について整理

3 インターフェイスシステム機能要件等の概要

- (1) 情報提供記録管理機能
- (2) 情報提供関連機能
- (3) データ送受信機能
- (4) インターフェイスシステムの責任分界点
- (5) インターフェイスシステムの稼働環境
- (6) インターフェイスシステムの非機能要件

インターフェイスシステムの機能要件、非機能要件の概要を説明

各章の概要(第1章及び第2章) 1/4

第1章 本報告の趣旨

(1) 概要

社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴い、導入するインターフェイスシステムの機能要件・非機能要件等について検討し、調査報告書を作成するものである。

(2) 制約事項

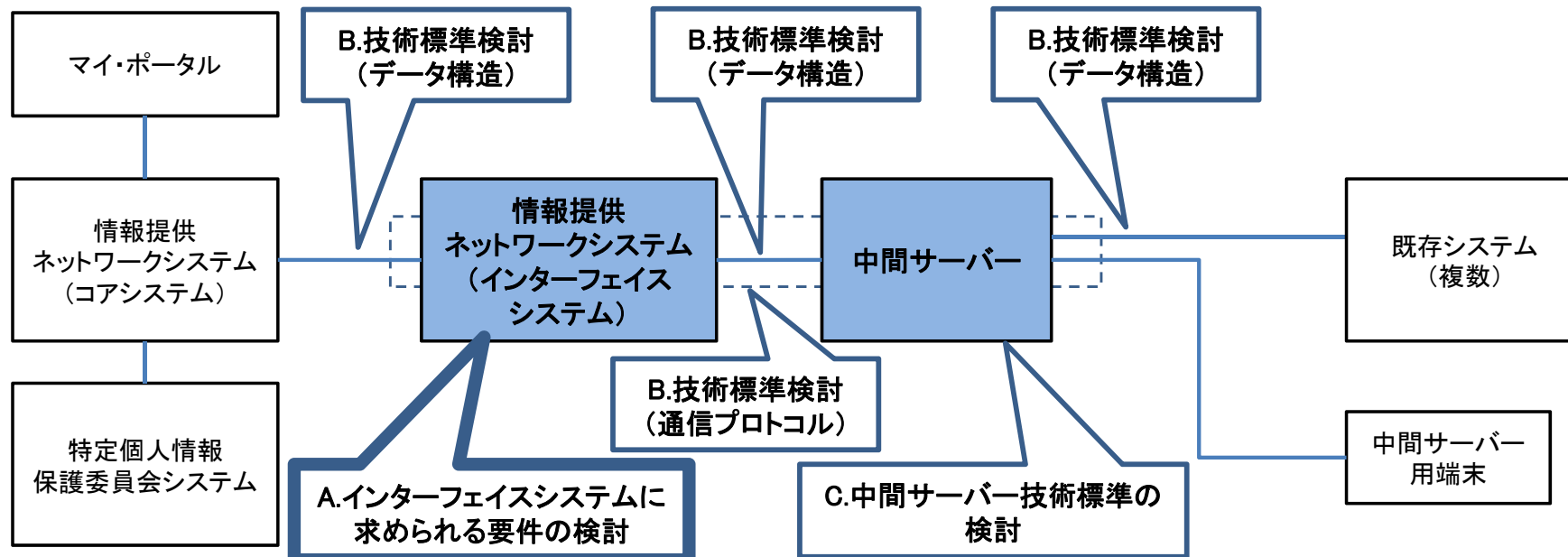
番号法案及び関連法案は現時点で未成立であり、今後の法制化、法案審議や後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、記載内容に変更が生じる可能性がある。

第2章 インターフェイスシステムの概要

(1) インターフェイスシステムの検討範囲

本書は、インターフェイスシステムに求められる機能要件、非機能要件等についてとりまとめたものである。
本書で検討される範囲は、下図における「A.インターフェイスシステムに求められる要件の検討」の部分である。

※B.は ——— で示した部分を通るデータの構造と通信プロトコル(通信シーケンスなど)及び、インターフェイスシステムと中間サーバーの機能に関する基本的な考え方を記述する。



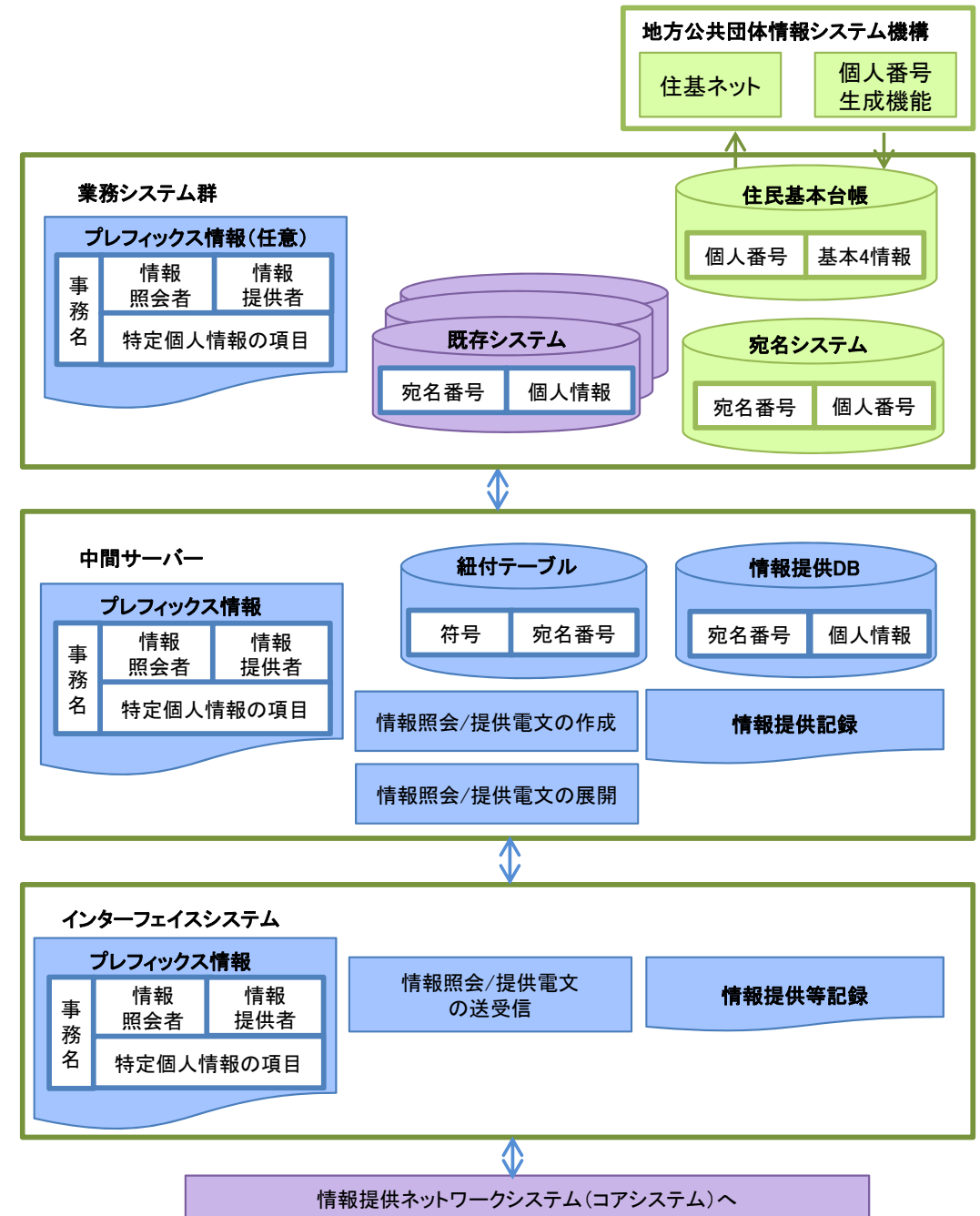
※A.C.はそれぞれのシステムが保有すべき機能要件、非機能要件を記述する。

インターフェイスシステム及び中間サーバーの機能構成・機能配置に従い、インターフェイスシステム及び中間サーバーで保持する主な情報とその関係を右図に示す。

(2) インターフェイスシステムの概要

インターフェイスシステムとは、情報提供ネットワークシステムにおけるコアシステムと中間サーバーとの間で情報のやり取りを行うために必要な機能群を提供するシステムであり、以下の特徴を有する。

- ①インターフェイスシステムは、情報照会・情報提供において、コアシステムや中間サーバーを経由して、情報照会側と情報提供側との間を中継する。
- ②情報照会においては、情報照会者の宛名番号に対応した符号、及びインターフェイスシステムから取得した処理通番等を用いて照会を行う。この際、処理通番の発番を行う。また、プレフィックス情報を用いて、正しい情報照会であるかをチェックし、許可された情報照会のみ実行可能とする。
- ③インターフェイスシステムは、個人番号及び基本4情報を保有せず、いずれも情報提供ネットワークシステムに流通させない。



(5) 番号制度導入に係る情報保有機関に設置するシステムの調達範囲

番号制度導入に係る情報保有機関に設置するシステムの調達範囲について、以下に示す。

システム	調達者	運用者
インターフェイスシステム	ハードウェア:情報保有機関 ソフトウェア:国	国
中間サーバー	ハードウェア:情報保有機関 ソフトウェア:国	情報保有機関
既存システム改修	情報保有機関	情報保有機関

※インターフェイスシステム、中間サーバーの共同利用について、別途考慮する必要があり、また、それにより調達者などが変更されることも想定される。

※インターフェイスシステムは各地方公共団体に一つ設置（但し、クラウド環境ではこの限りではない）することとする。

第3章 インターフェイスシステム機能要件等の概要

インターフェイスシステムの機能構成について、以下に示す。

#	機能名	概要
1	既存システム接続機能	コアシステム、他のインターフェイスシステム及び中間サーバーとの間で必要な処理を行い、連携、接続するための機能。
2	情報提供記録管理機能	特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理するための機能。
3	情報提供関連機能	処理通番の発行、プレフィックス情報のチェックや管理、運用状態の管理等を行うための機能。
4	データ送受信機能	情報照会、情報提供、情報提供記録、プレフィックス情報等のデータを送受信するための機能。
5	セキュリティ管理機能	ユーザ管理等のセキュリティ管理を実現するための機能。
6	システム管理機能	時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現するための機能。

(1) 情報提供記録管理機能

①情報提供記録生成

番号法案第23条に定められた要件を満たす情報提供記録を自動的に生成し、蓄積できること。

なお、情報照会、情報提供に係る一連のプロセスに係る記録は、後述するアクセスログ生成機能においても生成、保存される。

情報提供記録の内容には、少なくとも以下を含むこと。

- ・情報照会要求の処理日時／情報提供の処理日時／処理通番／プレフィックス情報／符号／特定個人情報保護委員会向けの情報

②情報提供記録検索

蓄積された情報提供記録を、検索できること。

また、情報提供記録検索は、インターフェイスシステム上の簡易なユーザインターフェイスから指定できるものとする。

本機能は、専ら運用・保守の目的で使用する。

③情報提供記録媒体出力

蓄積された情報提供記録を、外部記録媒体等に出力できること。また、情報提供記録検索機能を利用して、特定の情報提供記録について外部記録媒体等に出力できること。

外部記録媒体は、外部記録装置をインターフェイスシステムへ接続してセットすることを想定している。

また、情報提供記録媒体出力は、インターフェイスシステム上の簡易なユーザインターフェイスから指定できるものとする。

本機能は、専ら運用・保守の目的で使用する。

④情報提供記録削除

蓄積された情報提供記録を、最低限保存すべき期間等、別途定められる運用方針に従って削除できること。

情報提供記録削除は、インターフェイスシステム上の簡易なユーザインターフェイスから指定できるものとする。また、誤って情報提供記録削除をすることのないよう、削除する前に利用者に確認を求める等の仕組みを備えること。

本機能は、専ら運用・保守の目的で使用する。

⑤アクセスログ生成

情報照会／情報提供に係る電文だけでなく、インターフェイスシステムにおいて処理する電文の送受信すべてについての記録を自動的に生成し、蓄積できること。

本機能は、専ら運用・保守の目的で使用する。

⑥アクセスログ削除

蓄積されたアクセスログを、別途定められる運用方針に従って削除できること。

本機能は、専ら運用・保守の目的で使用する。

(2) 情報提供関連機能

① 処理通番発番・通知

インターフェイスシステムとして、情報照会時に中間サーバーからの処理通番発番依頼を受けて、一意な処理通番を発番できること。

また、符号付番時に中間サーバーから処理通番発番依頼を受けた場合も同様とする。

(a) 処理通番発番

中間サーバーから処理通番発番依頼を受け、一意な処理通番を発番すること。このとき、これまで発行した処理通番について管理し、新たな処理通番を付与することにより処理通番の重複がないようにすること。

(b) 処理通番通知

発番した処理通番を中間サーバーに通知すること。

②プレフィックス情報チェック

情報照会側のインターフェイスシステムとして、中間サーバーからプレフィックス情報チェック依頼を受けた場合、これから情報照会を行おうとする情報照会者、事務名、情報提供者、特定個人情報の項目の組み合わせの正当性についてチェックできること。また、チェックした結果を中間サーバーに通知できること。

プレフィックス情報チェックにあたっては、番号法案別表第2に基づく最新のプレフィックス情報のリストをインターフェイスシステムに保持し、これと照合すること。照合結果は、OK又はNGのいずれかを中間サーバーに通知すること。OKの場合には、プレフィックス情報と処理通番との組み合わせについてインターフェイスシステムに保持すること。

(a)プレフィックス情報チェック

中間サーバーからプレフィックス情報チェック依頼を受けた場合、これから情報照会を行おうとする情報照会者、事務名、情報提供者、特定個人情報の項目の組み合わせの正当性についてチェックすること。

正当な最新のプレフィックス情報は、インターフェイスシステム上に予め保持しておく。以下の観点からプレフィックス情報のチェックを行うこと。

- ・情報照会者が当該中間サーバーの情報保有機関になっているか。
 - ・中間サーバーからのプレフィックス情報照合依頼に含まれる情報照会者、事務名、情報提供者、特定個人情報の項目の組み合わせが、予め保持していた最新のプレフィックス情報の組み合わせの中に含まれているか。
- チェックの結果問題がなければOKとし、問題があればNGとする。

(b)プレフィックス情報による制御

プレフィックス情報のチェック結果がOKだった場合、プレフィックス情報と処理通番との組み合わせをインターフェイスシステム上に保持すること。対象の情報提供処理の完了後、組み合わせ管理情報を消去すること。

③情報照会許可依頼・通知

情報照会側のインターフェイスシステムとして、中間サーバーからの情報照会許可依頼を受け、コアシステムに情報照会許可依頼を中継できること。

また、コアシステムから情報照会許可依頼の結果として情報提供許可証を受領し、これを中間サーバーに通知できること。情報照会許可依頼の結果が不許可だった場合には、その旨をコアシステムから受領し、中間サーバーに通知できること。

情報提供許可証には、次の情報を含むこと。

- ・コアシステムが許可証を発行する情報
- ・情報照会者、事務名、情報提供者、特定個人情報の項目
- ・情報提供者から情報照会者に情報提供するにあたっての、情報照会者への通信経路に係る情報
- ・処理通番

なお、改ざんがないことを証明する情報も必要となる可能性がある。

(a)情報照会許可依頼に係る電文中継

中間サーバーからの情報照会許可依頼を受け、コアシステムに情報照会許可依頼を中継すること。

ただし、情報照会許可依頼が、インターフェイスシステムにおいて保持するプレフィックス情報と処理通番の組み合わせと合致していない場合、情報照会許可依頼を中継せず、NGの旨を中間サーバーに返すこと。

(b)情報照会許可通知に係る電文中継

コアシステムから情報照会許可依頼の結果として情報提供許可証を受領し、これを中間サーバーに通知すること。情報照会許可依頼の結果が不許可だった場合には、その旨をコアシステムから受領し、中間サーバーに通知すること。

④情報照会電文中継

情報照会側のインターフェイスシステムとして、中間サーバーからの情報照会電文を受け、コアシステムに中継できること。また、コアシステムからの情報照会受付完了電文を受け、中間サーバーに中継できること。

情報提供側のインターフェイスシステムとして、コアシステムからの情報照会電文を受け、中間サーバーに中継できること。また、中間サーバーからの情報照会受付完了電文を受け、コアシステムに中継できること。

情報照会電文中継にあたっては、処理通番とプレフィックス情報が正しいこと、暗号化のための公開鍵が含まれていること、情報提供許可証が添えられていることに関する形式チェックを行うこと。

(a) 情報照会に係る電文中継（情報照会者側）

中間サーバーからの情報照会電文を受け、コアシステムに中継すること。

(b) 情報照会の受付に係る電文中継（情報提供者側）

コアシステムからの情報照会電文を受け、中間サーバーに中継すること。

(c) 情報照会受付完了に係る電文中継（情報提供者側）

中間サーバーからの情報照会受付完了電文を受け、コアシステムに中継すること。

(d) 情報照会受付完了に係る電文中継（情報照会者側）

コアシステムからの情報照会受付完了電文を受け、中間サーバーに中継すること。

(e) 情報照会完了通知に係る電文中継（情報照会者側）

中間サーバーからの情報照会完了通知電文を受け、コアシステムに中継すること。

(f) 形式チェック

電文の形式チェックを行うこと。形式チェックの結果OKであればそのまま中継を行うが、NGの場合、中継せずにNGの旨とその理由を電文の送信元に通知すること。

形式チェックの内容として以下を含むこと。

- 電文の書式が正しいこと。
- 処理通番とプレフィックス情報が正しいこと。
- 暗号化のための公開鍵が含まれていること。
- 情報提供許可証が添えられていること。

⑤情報提供電文中継

情報提供側のインターフェイスシステムとして、中間サーバーからの情報提供電文を受け、情報照会側のインターフェイスシステムに中継できること。また、情報照会側のインターフェイスシステムからの情報提供受領電文を受け、中間サーバーに中継できること。更に、中間サーバーからの情報提供完了電文を受け、コアシステムに中継できること。

情報照会側のインターフェイスシステムとして、情報提供側のインターフェイスシステムからの情報提供電文を受け、中間サーバーに中継できること。また、中間サーバーからの情報提供受領通知電文を受け、情報提供側のインターフェイスシステムに中継できること。更に、中間サーバーからの情報提供完了電文を受け、コアシステムに中継できること。

(a) 情報提供に係る電文中継（情報提供者側）

中間サーバーからの情報提供電文を受け、情報照会側のインターフェイスシステムに中継すること。

(b) 情報提供の受領に係る電文中継（情報照会者側）

情報提供側のインターフェイスシステムからの情報提供電文を受け、中間サーバーに中継すること。

(c) 情報提供受領通知に係る電文中継（情報照会者側）

中間サーバーからの情報提供受領通知電文を受け、情報提供側のインターフェイスシステムに中継すること。

(d) 情報提供受領通知に係る電文中継（情報提供者側）

情報照会側のインターフェイスシステムからの情報提供通知完了電文を受け、中間サーバーに中継すること。

(e) 情報提供完了通知に係る電文中継（情報提供者側）

中間サーバーからの情報提供完了通知電文を受け、コアシステムに中継すること。

(f) 形式チェック

処理通番とプレフィックス情報が正しいこと等に関するヘッダ部分の形式チェックを行うこと。形式チェックの結果OKであればそのまま中継を行うが、NGの場合、中継せずにNGの旨とその理由を電文の送信元に通知すること。

形式チェックの内容として以下を含むこと。

- 電文の書式が正しいこと。
- 処理通番とプレフィックス情報が正しいこと。

⑥プレフィックス情報配布・更新

最新のプレフィックス情報のリストをコアシステムより受領し、更新・保持できること。
また、それを中間サーバーに配布できること。

(a)プレフィックス情報受信

最新のプレフィックス情報のリストをコアシステムより受信すること。

(b)プレフィックス情報更新・保持

これまでインターフェイスシステム上に保持していたプレフィックス情報を、コアシステムより受信した最新のプレフィックス情報で置き換えて保持すること。

(c)プレフィックス情報送信

コアシステムより受信した最新のプレフィックス情報を、中間サーバーに送信すること。

(3) データ送受信機能

①通信制御

データ送受信に当たり諸機能呼び出すなど一連の通信制御を行えること。

(a) 処理状況管理

通信相手方であるコアシステム、インターフェイスシステム、中間サーバーとの間の処理状況について管理し、一連の処理と整合しない電文を受信した場合については、通信相手方に理由を付してエラーを返すこと。

ここでいう一連の処理とは、情報照会／提供に係る処理通番発行／プレフィックス情報チェックの依頼から情報照会／提供完了に至るまでの処理等を指す。

- 一連の処理と整合しない処理通番の電文を受信した場合
- 一連の処理と整合しないプレフィックス情報の電文を受信した場合等

(b) 通信リトライ

以下に例示するような通信において、通信相手方から一定時間内に応答が返ってこない場合、予め規定された回数だけ通信をリトライできること。

- 通信相手方のコアシステム、インターフェイスシステム、中間サーバーと通信を確立できない場合
- 情報提供許可証発行依頼時に、一定時間内に情報照会許可通知（情報提供許可証）が返ってこない場合
- 情報照会電文の中継時に、一定時間内に情報照会受付完了電文又は即時応答による情報提供電文が返ってこない場合
- 情報提供電文の中継時に、一定時間内に情報提供完了電文が返ってこない場合

上記のリトライによっても応答が得られない場合や、通信相手方からシステム停止中の旨を受信した場合等においては、適切な手続きにより一連の処理をクローズできること。

(c) 稼働状況通知

インターフェイスシステムの稼働状況について、コアシステム及び当該情報保有機関の中間サーバーに通知できること（既存の運用管理ソフトウェア等の利用可）。稼働状況には以下の状態を含む。

- 起動
- 停止

(d) 再送処理

稼働して通信可能となったコアシステム及び当該情報保有機関の中間サーバーに対する再送処理ができること。

②対コアシステム送受信

情報提供ネットワークシステムにおけるコアシステムの宛先や通信経路に関する情報を保持し、コアシステムに対して電文を送信できること。

また、インターフェイスシステムの稼働中は、情報提供ネットワークシステムにおけるコアシステムからの通信を常時受け付けられる状態とし、コアシステムから電文を受信できること。

③対中間サーバー送受信

インターフェイスシステムの情報保有機関における中間サーバーの宛先や通信経路に関する情報を参照し、中間サーバーに対して電文を送信できること。

また、インターフェイスシステムの稼働中は、中間サーバーからの通信を常時受け付けられる状態とし、中間サーバーから電文を受信できること。

④対インターフェイスシステム送受信

情報提供時に、情報照会側のインターフェイスシステムへの経路情報を情報提供許可証の情報から取得することにより、情報照会側のインターフェイスシステムに対して情報提供に係る電文を送信できること。

また、インターフェイスシステムの稼働中は、情報提供ネットワークシステムにおける他のインターフェイスシステムからの通信を常時受け付けられる状態とし、情報照会時に、情報提供側のインターフェイスシステムから情報提供に係る電文を受信できること。

(4) インターフェイスシステムの責任分界点

インターフェイスシステムと中間サーバーのハードウェアは、以下の理由により、異なるハードウェア上に稼働させ、責任分界点を明確化させるのが望ましい。

①「個人情報の扱い」に係る責任分界点について

コアシステムとインターフェイスシステムは情報提供ネットワークシステムの一部であり、一方、中間サーバーは情報保有機関側のシステムの一部である。特定個人情報を中間サーバーで暗号化する場合、情報提供ネットワークシステム側（コアシステムとインターフェイスシステム）は特定個人情報の内容を把握できない。一方、インターフェイスシステムと中間サーバーを同一筐体とすると、論理的には別システムであるものの、「見た目」は「インターフェイスシステムと中間サーバーが一体化」してしまい、国が管理することへの国民の懸念の払拭という観点から課題がある。

②「情報セキュリティ」に係る責任分界点について

情報提供ネットワークシステムにおいて、コアシステムとインターフェイスシステム間のネットワークは国で所管し、中間サーバーと既存システム間のネットワークは情報保有機関側で所管することが想定される。「両者の間をFW（ファイアウォール）を介してつなぐ」とするとネットワークセキュリティ上の責任分界点が明確化される。

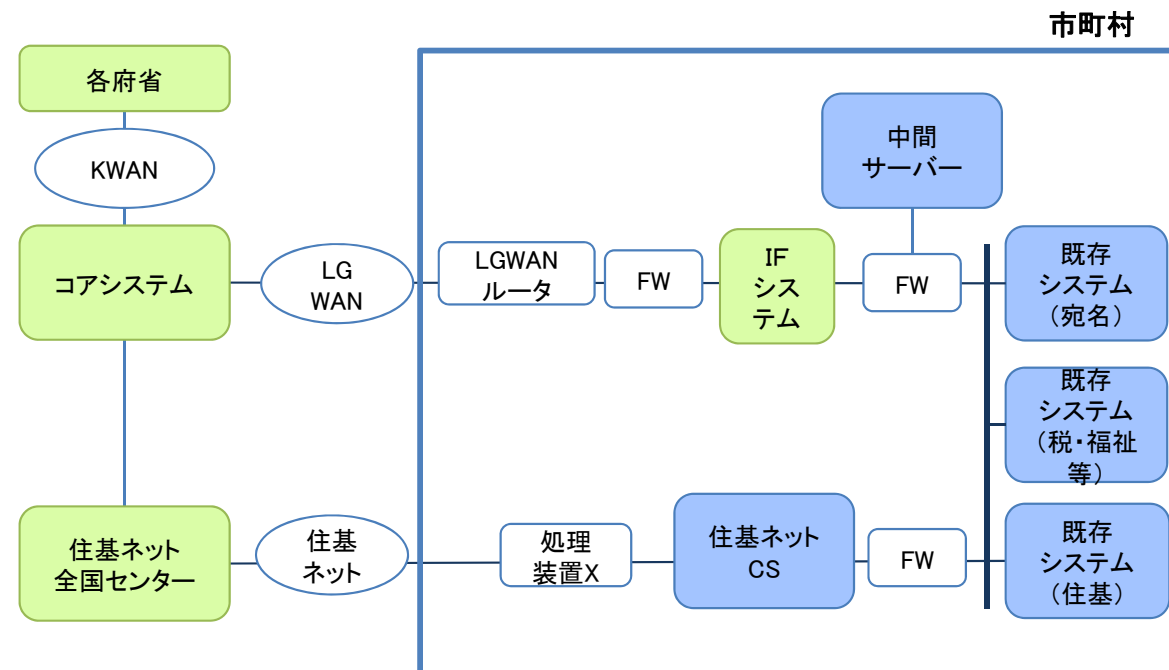
一方、「インターフェイスシステムと中間サーバーを同一筐体とする」と、各ネットワークの情報セキュリティ面の所管が曖昧となる。

(5) インターフェイスシステムの稼働環境

インターフェイスシステムのLAN上の配置は、設置する情報保有機関にてその状況を鑑みて検討することとするが、ネットワークセキュリティ上、インターフェイスシステムと中間サーバーの責任分界点の明確化のために両者の間にFWを設置することを推奨する。

上記に加え、インターフェイスシステムは外部（他の情報保有機関など）からアクセスされるため、既存システムと同じセグメントに配置することで、既存システムのセキュリティが確保できなくなる恐れがある。従って、既存システムと異なるセグメントに、インターフェイスシステムを設置する構成がより望ましいと考えられる。

下記は一例であるが、クラウド環境の利用や、既存システム及び中間サーバーの構成等によって、様々な構成が想定される。



(6) インターフェイスシステムの非機能要件

①前提条件

特になし

②規模要件

規模要件は蓄積するデータ量とトラフィック量に依存する。これらは各情報保有機関固有の要件に依存するため、各情報保有機関における、情報照会／情報提供の頻度及び提供データ量等を考慮して、必要な帯域、サーバー諸元等について検討する必要がある。

③可用性要件

1) サービス稼働時間

最低限の共通運用時間帯を保証しながらも、各情報保有機関の意向や目的によって個別に稼働時間の延長も可能となるよう、特定個人情報保護委員会システム、情報提供ネットワークシステム等と合わせた共通運用時間帯を設定し、それ以外の時間帯は各情報保有機関が個別に設定可能とすることが望ましいと考えられるが、サービス稼働時間帯の設定方法は別途検討する必要がある。なお、共通運用時間帯の設定に当たっては、全国一律で情報照会・情報提供をどの時間帯まで可能とするか、という観点からも検討する必要がある。

2) 目標復旧水準

RTO（目標復旧時間）は、国の行政機関等からの情報照会等が発生することとも考慮し、12時間以内の復旧が望ましいと考えられるが、詳細はサービス稼働時間、稼働率、費用対効果等を勘案の上、検討する必要がある。

④セキュリティ要件

機密性対策、完全性対策、可用性対策を実施する（詳細は報告書本編に記載）。なお、情報提供ネットワークシステム等の外部との通信に影響する要件（暗号化／復号要件、ウィルス対策要件等）については、安全性を確保するため、別途検討する。

⑤運用・保守要件

運用保守者（情報保有機関の管理者及び運用保守業者等）が、運用プロジェクト管理、構成管理、オペレーション、ヘルプデスク、監視、障害対応等を実施する（詳細は報告書本編に記載）。